



運動体に少し距離を置いたかたち一つに反撥したり、ケンカするわけじゃない。協力はするんですけど、お互いの自律性とか自主性というのを尊重しながら、べったりとひっつかないで少し距離を置いてやってきたんで、まあそういうことかなあと。そんな気がしております。

ただ、やはり同じ水俣病でも、30年、40年近くたつと、社会状況も変わるし、人々の意識も生活状況も変わってくるわけですから、最初の頃の運動でよかったかという、決してそうじゃなくてやはり変わらなくてはいけない。本当に、運動というのは生き物だなあと、私は感じています。

### 認めさせたあとの中味の問題

反省としては、水俣病の場合に、私がものすごくエネルギーを使ったのは、まず患者を掘り起こして、これを水俣病と認めさせることだったんですね。裁判の20年、ずっとそのことをやってきたわけですが、残念ながら、そのことにあまりにもエネルギーを使ったために、水俣病と認めさせてそのあとどうするのよと、中味をどうするのよという問題が欠落してきたわけですね。

それは労災にも当てはまるんじゃないか。たとえば、三池のCO中毒の場合も、一貫して(障害)等級闘争—14級を12級に上げろとかですね、7級にしろとかいうことをずっとやってきたわけで、水俣病にしても三池にしても、何か入り口の議論でものすごくエネルギーを使われた。実際、じゃあ14級が7級になったら救われたかと言えば、そんなことはないわけで、もう少し中味の議論をしたかった。ところが、反省ですけど、COにしても水俣にしても、入り口のところでものすごくエネルギーを使われたということがあります。

水俣の場合にはそれでも、相手が見えたのです。具体的に、加害者というのが見えたわけですが、COのときに感じたのは、出てくるのは労働基準局であったり担当医であったり、見えないんです。加害者が、その後ろに三井はおるわけ。家族の思いは、加害者と交渉したいわけ。加害者が出てこないものですから、労働省

とケンカしてみたり、担当医とケンカしてみたりして。そここのところでエネルギーを使って、実際の加害者は、後ろの方でのうのうとしているわけですね。

そこがなんとかならないかというのが、三池のときの思いです。三池をやることによっていろいろなことが見えて、もういっぺんそれで水俣を見ると、水俣が新しく見えてくる。また、水俣をやった、また三池を見ると、また新しくいままで見えなかったものが見えてきたりしたわけですね。

たとえば、三池の場合も、お母ちゃんたちが医者に対して、等級が低いとか対応が悪いとか苦情を言ってくる。そうすると、大部分の医師たちは嫌気がさしてくるわけ。ところが、彼女らが何を言っているかという、お父ちゃんが障害を受けて家の中がめちゃくちゃになった、そのめちゃくちゃになったところは労災はみてくれない。父ちゃんがガスを吸わされたために家庭がめちゃくちゃになった分をどうするのよと。かりに12級を7級にしたところで、7級を5級にしたところで、解決する問題じゃなかったわけですね。

三池労組というのはすごくよくがんばったと思うんです。新しいランクを作ったり、CO立法を成立させたりして闘ったわけですが、しかし限界だったのは、そここのところがまったく見えない。被害者の思いというのは、そんなことではない。お父ちゃんをこうしちゃった後ろにいる三井を引っ張り出し、謝らせて責任をとらせたいわけですよ。ところが労災法というのがあるために、全然後ろに隠れて出てこない。これを引き出そうというのが、三池の裁判になっていくわけですが、つまり、民事訴訟とかたちでないと、そういう責任が問えないことが問題ですね。

そんなことを、私はずっと考えてきたわけですが、労災というのは労働者にとって必要なものだけれど、私の反省としては、なんか等級だとか入り口の議論ばかりにエネルギーを費やして、もっと等級の中味の問題だとか、水俣であれば、認定されたからめでたしめでたしじゃないわけ、認定されたからといって病気が治るわけではないわけ。認定させたあとどうするのよ、とい

う議論が欠落してきた、というふうに思っています。そのことが、今後の運動の中で、何かのかたちで活かされないだろうかと考えております。

### 市民運動の発想力、労働運動の組織力

熊本の安全センターは、もちろん熊本総評の福島さん(元事務局長・元連合熊本会長)たちがつくってきたわけですが、私たちの側からいくと水俣病というのがものすごく大きな影響があったわけ。と言うのは、安全センターの中心となった若いドクターたちは、自主的に水俣病の掘り起こしをやってきた人たちです。だからそうですね、何かやろうといえは20人くらいのやる気のあるドクターたちが集まるわけ。研究者と医者はいるんですね。こういう会議に出てこれないのは、昼間みんな仕事をしているから。まあ私くらいが暇で出てきているわけ。(笑い)

みんなすごく忙しいわけですが、何かあるというときにはぱっと集まる。それは、みんな水俣を経験してきているわけ。泊まり込んで、ここ(会場の水俣・水天荘)から見える御所浦あたりを拠点にして、ずっと学生時代からやってきた人たちが安全センターの中心にいるわけ。だから、私たちの運動の中では、水俣病というのは、いい意味でも悪い意味でも影響をもってやっているわけ。

住民運動とか被害者運動というのは、すごい奇抜なアイデアを出して、面白いエネルギーが出てくるわけですね。その代わり、まったく組織がないものから、明日交渉に行こうとなつて、誰が行くのと聞くと、「えっ誰が?」。何人くらい行くのって言うと、「集まってみなければわからない」みたいな。しかし、発想は非常に面白くて、エネルギーになっているわけですね。組合の一組織の方は、最初にきちんと計画を立ててやる。労働組合の方のあの組織力とか、あのきちんとしたエネルギーと、自由な、めちゃくちゃという感覚の市民運動のエネルギーとですね、これがどこかで一緒になったら、新しい展望が拓けるんじゃないかと、まあ大げさに思って(笑い)、こ

こ何年かやってきたわけ。

そこで、労災職業病と環境問題をドッキングさせようということで私たちなりにやってきて、それが秋津レクタウンクリニックというかたちで実を結んだ(1990年4月開設)。クリニックの2階の部分は遊びの部分で、ふつうの開業医でいえばもったいない空間です。しかし、労働組合の人たちががんばってお金も集めてやってくれたから、夢が実現できたわけ。街頭に立って募金したからといってできるものじゃない。それは、組織があったからできたことです。

しかし、いまどっちが利用しているかと言え、あそこの2階には「環境ネットワーク・くまもと」というのをつくって事務所を置いています。虫を守ろうという人たちから、水俣病、原発から、川辺川ダム反対から、いろんな一いつあったか忘れちゃいましたが、20いくつかの団体が入って、そこはものすごく活発にやっているんですけど、一方、「労働と健康研究会」というのもやっているんですが、どうも労働組合の方が利用するエネルギーが、いまのところ少ないんですね。そこをどうやってまたやっていくかということも、私たちの課題です。

### ひろがるネットワークの輪

いろいろなことをやるわけ。4月になると毎年、クリニック前の広場でお祭りをやるんですが、だいたい4千人くらい集まる。出店は、労働組合が—自治労が鍋を出すとか、漁師がサザエを持って来るとか、農協のおばちゃんたちが野菜を持ってきて売るとか、障害者のグループが自分たちの作品を売るとか。ずいぶん幅広いいろいろな人たちが集まれるようになってきたわけ。何遍も言うようですが、労働組合があって支えてくれたからこういうものができているわけですね。

そのなかでいろいろなプロジェクトができてくるわけですが、今(1997)年は大牟田市の職員組合から依頼を受けて、ストレスの調査をやったですね。これは面白いデータが出ているんで、安全センター情報に載せてもらうように、山口(秀

樹)先生に「早く論文を書きなせ」と言っているのです。(12月号参照) 労働組合からいろいろ講演を頼まれても、それに応じられるスタッフはいるから、そういう意味では楽しくやっています。

それから、やはり水俣は世界的に有名になったものですから、いろいろな国の人たちが来ます。またそのつながりでもって、環境問題だけではなく職業病問題までずっとひろがっていく。たとえば、(インドの)ボパールの問題とか韓国の二硫化炭素中毒の問題だとか、そういった連帯が少しずつできていくというようなことがあります。

### 「専門家の責任とは何か」

それから、私はいま一番、今後やっていかなければいけないと思っているのは、「専門家とは何か」ということだと思うんです。水俣でも、たしかに原因究明は、専門家と言われる医師たちがやったんですけども、また、悪いことも医師たちはやっているわけですね。患者のためにならないことを、たくさんのお金をもらってやっているわけですね。昨日も出ていたアスベストなども、わかっていることはいっぱいあるのに、それをなかなか積極的に活かそうとしない。

審議会とか専門家会議というのがいろんな省庁にあり、県のレベルや市町村のレベルにもある。そこにたくさんのお金と専門家が動員されている。どっちが利用しているかという、選ぶのは官僚ですから、気に入らないのは呼ばないわけですね。私なんか、何もしたことがない。だからひがんで言っているわけじゃないですけど。(笑) 結局、自分たちのお膳立てをうまく承認するものをつくっていくわけです。あとは、議論の過程は公開しないし、その結果について責任を持とうとしない。そういう専門家が多すぎるんですね。

それは労働職業病もそうですし、三池のときもそうなんです。すごいひどいことをやっている。そういう人たちは、専門家という名前でもって、許されているわけですね。そのへんをもうちょっと、われわれの運動として、私も含めてですけどね。「専門家ってのはいったい何なんだ」という

ことを問う。そういう運動も必要ではないかと思っています。

### 労働運動と市民運動の共働を

それから、労働組合だって、少し眠っていると言ったら悪いけれども、たとえばダイオキシンの問題だって、こんなにいま問題になっていますが、一番先に考えなければいけないことは、あのダイオキシンを焼いている労働者はどうなるのよ、ということが、すぐこなくてはいけないけど、なかなかその話は聞こえてこない。清掃工場付近の測定値がこうだったというような話ばかり新聞に出てくるというのも、本当はおかしな話だと思うんです。

焼却場からダイオキシンが出るとすれば、一番心配しなければいけないのは、そこで働いている人たちだと思うんです。こんなことはいっぱいあるわけです。今後、環境ホルモンの問題なども大問題になってくると思うんですが、そういう場合だって、労働者の立場からも見なければいけない。

私は幸いにして、三池で代表されるような労災事件というものに参加できて、水俣病というきわめて象徴的な公害病を経験できて、両方を経験できたものですから、こっちから見る、あっちから見るということができたわけですね。

今後は、労働者の目から見て環境を、市民、環境問題をやっている人たちから労働組合を見ると、お互いにもう少し話し合って共働できたら、市民の持つアイデアとエネルギー、それと労働組合の持つ組織力とがうまく結びついたときに、少しは展望が拓けるんじゃないか。

そういうことを、全国安全センターの議長を務めさせていただくなかで考えました。ここまで来ることができたのは皆様のおかげですし、ひとつの結論に達するのに少し時間がかかりすぎたのですけれど、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

(1997年10月9日、水俣・水天荘での全国安全センター第8回総会での議長退任の挨拶を、編集部で編集、見出しもつけました。)



# 香港の労働安全衛生 in 1997

天明佳臣

全国安全センター副議長・医師  
神奈川県労働職業病センター所長

## I

1997年4月21-23日まで、別の言い方をすれば7月1日の中国返還をひかえた香港で開かれた第13回アジア太平洋安全衛生機関年次会議の議事録を香港の「職業安全健康局」に勤務する友人が送ってくれた。興味深い論文が多かったが、そのうちのひとつ、香港職業安全健康協会 W. Y. Wong 氏の「1997年—その香港の労働衛生への影響」を翻訳して皆さんの参考に供することを考えた。そして翻訳を終えてみると、たとえば当該論文の書き出しから2つ目のパラグラフの最初の文章「香港の労働安全衛生は最近10年間余りの間に実に活発な時期を経験した」というあたりのことをもう少しお知らせした方が、より参考になるのではないかと思えてきた。そこでやはり「職業安全健康局」に勤務する若い友人 YEUNG Koon-chuen 氏がどこかの会議で発表した「香港の産業安全衛生の現状、1996年」を引用しつつ、翻訳の前説としては少々長くなるが、「最近10年余」の動きの特徴点を紹介する(「」内は YEUNG 氏の引用)。

「香港における労働災害は近年減少傾向にはあるが、いぜんとして高レベルである。そこで1995年に政庁は産業安全の全般的な見直しを行った。

その結果、労働現場の安全衛生の取り組みを(ここでは、in tackling work-place safety and health と“safety”ばかりでなく“health, 衛生あるいは保健”を入れている点に注目してほしい)法規準拋型アプローチから安全管理アプローチ型へと転換した。」この法規準拋型は従来わたしたちが使い慣れている rules-based approach ではなく、an enforcement approach という語を使っているのだが、同じ意味と解してよかろう。さて、安全管理アプローチ(a safety management approach)の目的は、「それによって self regulation を促進する点にある」。「安全管理システムでは、労使がきっちりと参加して、職場の安全についての方針を立て、安全対策をチェックしてゆく(In a safety management system the employers and workers are closely involved in devising the safety policy for and monitoring the safety measures at the workplaces)「安全管理システムはまたそれぞれの職場に特有の条件をもっとも適応する安全に対する方針と対策が立てられるような柔軟性を持っているべきである。なぜなら(技術革新の下で一筆者)変化してゆく職場状況に即応して安全の方針と対策を修正してゆくためである」上述の「self regulation」の訳は通常の「自主規制」よりも、やはりわたしたちが使っ

ている「自主対応型, enabling approach」が、この場合より適訳と考えた。どうであろうか。1995年に政庁は安全衛生の基本方針を「法規準拠型から自主対応型」にシフトしたとみられるのである。では、どのような経緯をへて、そうなったのか。

「1980年代の法の遵守条件は特定の規則あるいはガイドライン(一般向けの指針あるいは法執行者のための内部規定)の型で施行された(実際に80年代に入って6つの規則 regulation が施行されている。Wong 氏の論文にも出てくる Safety Officers and Safety Supervisors の他にアスベスト(1986.2)と発がん性物質(1986.11)の規則もある一筆者)。ところが、「労働現場の巡視は、マンパワーが限られているために、十分には行われず、一般に1回巡視が行われると次の巡視まで3年以上の間が空いてしまうのが普通であった。そのため、政庁は安全問題に真剣ではないのだという印象を一般の人びとに与えた。また、その頃は法の違反者に対して治安判事が寛大だったこともあずかって職場の安全衛生は重要ではないんだという考えを強く植え込んでしまった」。「政庁はしばらくして安全衛生の教育と啓蒙活動の重要性を認識して、このふたつを法施行を補足するものと定めた。そして、教育と啓蒙活動の促進は「職業安全健康局」によって担われ、そのターゲットは作業現場の労働者から管理者レベルに至る広い層をカバーした」。「政庁による職場の安全衛生への自主対応そして労使の参加促進は、安全衛生は行政依存という香港社会の認識を変えていった」。

「法規準拠型から自主対応型へ」は国際的な安全衛生の潮流であり、すでに多くの方がご承知と思うが、その基になったのがローベンス・リポートであり、それがイギリス議会で提出されたのは1972年である(ローベンス・リポートはその全訳が1997年2月に労研出版部から『労働における安全と健康』として出版されている)。それが英連邦のひとつだった香港にもっと早く導入されてよかったのではないかとと思われるが、なぜ1995年となったのか。英連邦の香港政庁は中国返還を前にして、数々の民主化政策を実施した。第三者で



天明佳巨さん

ある私などは素直に受けとれなかったが、香港の一部の人たちはそれをたくましく活用してきたように、私にはみえる。

## II

### 1997年、その香港の労働安全衛生への影響

W. Y. Wong(香港労働安全協会)

1997年は、世界のほとんどの人びとにとって、たぶんだの1年でしょう。しかし、香港の人びとにとっては、その心、気質、日常生活の上に刻みつけられたとても重要で、感情に訴え、かつ謎につつまれた大事件なのです。1997年は香港が祖国—中国に返還される、その年なのです。歴史的な転換、多分に不確定要素が一杯の転換になるでしょう。だから1997年が謎につつまれているというのです。なぜ感情に訴える年なのか。長い間行方知れずだった息子(あるいは娘—性差別を避けるために)がまさに家に帰ってこようとしている、そんな年なのだからです。ひとつの地域の主

権の転換は、会社でいえば所有権の変更か、直接の上司が変わると似ているでしょう。だから、1997年は香港の人びとに重要な年だというのです。

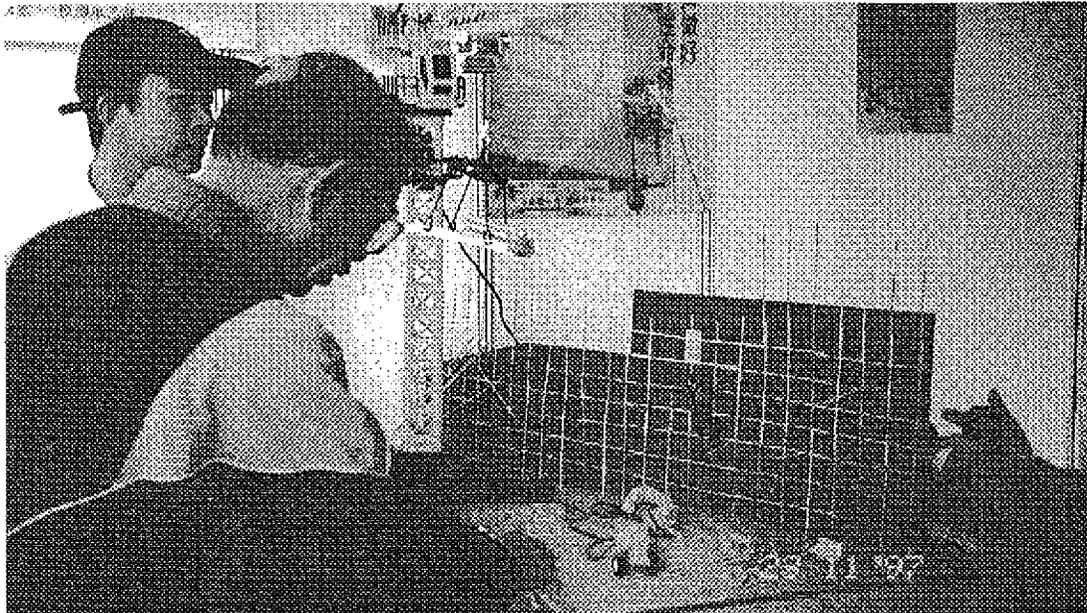
香港の労働安全衛生は最近10年余りの間に実に活発な時期を経験してきました。わたしたちは、「職業安全健康局」<sup>注1)</sup>という1988年設立の機関を持っていますし、新しいたくさんの労働安全規則も制定されました。政庁のさまざまな部や公益ならびに私的の事業所でも安全活動の管理計画が実施されるようになり、安全実務担当者や工業労働者のための安全研修コースもこれまで以上に開催されています。最も新しい展開のいくつかを示すと、政庁による職業安全憲章<sup>注2)</sup>の導入、政庁の公益事業部が着手した“Pay for Safety”計画、それに関連して職業安全健康局がいま執行している“Accredited Safety Auditors”<sup>注3)</sup>の設立、労働安全衛生に自主対応・管理アプローチを取り入れ、その法適用範囲を非工業部門にまで拡大している労働安全衛生法案(OSH BILL)があります。

しかし、それほど多くの努力にもかかわらず、香港の労働安全衛生の改善は確かな困難に直面しています。そのうちのいくつかは、1997年をもたらした影響のように思われます。

1997年によってもたらされた不確かな未来がほとんどの香港の人びとを近視眼的に、実利的に、かつせつかにした、もっと手短かにいえばお金に執着する人間にしたのです。これは特にビジネス界と被雇用者にいえます。少数の自覚的な雇用主を除くと、雇用主といえば効果がすぐに見えない安全衛生にお金を投入するのをためらってきました。ビジネス界の主義“最短期間に最大の利益”が1997年の傘の下にいる香港の人びとの心構えを要約しています。あるマンションを買うのに、あるいは最近では新しい切手セットを買うのに夜通し行列するという不思議な現象がみられましたが、これなどはそんな心構えから出た行動の良い例でしょう。もっとわけのわからない例は、可能な最短期間に建設プロジェクトを完成せよ、あるいはそもそも不可能な締め切りに間に合わせよというプレッシャーです。建物のひとつ

の階を5日間で完成させられるときには、その発注者は4日間でやれというでしょう。もし4日間で実施可能ならば、次は3日間、それでダメなら3日半でどうだという具合になります。そんな土建業者の力には勝てません。そのプラス面は、いくつかのプロジェクトでは早期完成のボーナス支給、反対に予定どおりに完成しないと遅れた1日ごとに罰金を払う(筆者 Wong 氏の知る限りでは、ペナルティは5万から170万香港ドル)。興味深いのは、多くの建設プロジェクトがプロジェクトの開始日に関係なく、1997年7月前の完成をめざしている点です。

建築や生産のすごくゆとりのない計画は、確実に労働安全衛生のためになすべきことを妨げます。建築規模に対応する財源が安全衛生に投じられないだろうことは言うまでもありません。安全衛生に配分されるのは、“最少の投下で、最大の成果”原則の借用ぐらいです。成果が最大になるかどうかは二の次で、確かなのは投下を最少にする点です。雇用主は、また申し上げますが、ほんのわずかの自覚的な人たちを除いて、いつも“それは法律で決められているのですか”と聞くでしょう。幸いにも香港では、最近10年余の間にとてもたくさんの安全法の改善が行われました。その主なものを挙げてみますと、次のようです。(i)工場、産業事業所(安全主任および安全監督者)規則1986年(Factories & Industrial Undertakings (Safety officers and Safety Supervisors) Regulations 1986, 以下、同規則をF&IUと略す)：この規則には数ある条項の中にたとえば次のような条項があります—現場で200人以上の雇員を雇っている建設会社はどこも登録された安全主任を雇用する必要がある(この雇用規模は1995年に100人以上の雇員と改定された)。(ii) F&IU(改正)条令1989：労働安全衛生について労使に課した包括的な義務を述べた条令。はじめて違反者への禁固刑の刑罰が導入されている。(iii) F&IU(起重機械および装置)(改正)規則1993：起重機械および装置は有資格の専門技術者によってチェックされ、試運転されなければならない；クレーンのオペレーターは免許が必要；そ



香港の「職業安全健康週」のイベント：ゲームやクイズ形式で労働者にかぎらず親子連れなどの入場者も参加できる工夫  
写真は建築安全、他に造船、電子部品、VDT作業、化学物質管理等々のたくさんのブースがあった。(1997.11.23)

して、どのクレーンにも自動安全荷積インディケータが備えられていなければならない。(iv) F&IU(改正)条令 1996：政庁労働部の最高責任者(コミッショナー)には、従業員を危険におとし入れた事業主に対して改善通告あるいは操業停止通知を出す権利が与えられた。おそらくもうひとつ追加しておくべきなのは、労働安全衛生法案でしょう。この法案にはいくつもの新しい条項が入っていますが、その中に危険と安全の審査を必須とする項目が入っています。

不確かな未来と長期的な展望の欠如は、難破船からは最後の1セントも拾い上げるという香港社会の哲学と結びついて、ほとんどの雇用主が彼らの従業員の安全衛生について見かけだけではなく、本当の関心を持つのを妨げています。1993年にあった13人が死亡した吊り上げ台(ホイスト)事故や1996年に労働者と技術者6人を転落死させた作業用プラットフォーム事故のような悲劇的なケースがあるにもかかわらずです。雇用主がしそうなのは一番良くとも、安全規則に従うことであって、そのアプローチは従業員を守るというよりもむしろ消極的な自己防衛的なものです。雇

用主のそんな姿勢はたしかに従業員たちにも知られていて、彼らは1997年への見通しも同じで、雇用主には完全に失望しています。したがって、従業員も、“最少の投下で最大の成果”あるいはもっと正確に言えば、“最少の努力で最大の収入”という主義を实践する点において、雇用主に次ぐ2番手ではありません。彼らもその点では同じです。だから、労使の労働安全衛生努力はすっかり合わせても最低になります。わたしたちは、そんな安全衛生プログラムからなにご期待できるでしょうか。重層的な下請構造で稼働する建設業界では、状況はさらに困難です。ある元請が安全衛生の改善を望んだとしてもむずかしい。下についている小規模の下請は、作業編成もあまりよくなく、現場は流動的なのだし、安全衛生についての訓練はほとんどされていません。そうした下請の標準以下の安全衛生慣行によって、元請の改善願望は大いに妨げられてしまうからです。

しかし、1990年代のはじめに、香港の最大の雇用主である政庁が、土建業者の安全対策の遂行をよりきびしく管理する手本を示しました。年間に約3万4千のアパート建設を管理する住宅供給部

(The Hosing Department)は、Performance Assessment Scoring System (PASS)の中で安全衛生のために予算の20%を当てようになりました。住宅供給を除くすべての公共事業に責任を持っている公益事業部(Works Branch)は、彼らの土建業者に対して、総括的な安全管理プログラムを具体的に提示していますし、最近は“Pay for Safety”計画をはじめました。土建業者とその下で働く人たちに、より高い安全衛生水準を達成するようやる気を起こさせることの重要性は、他の大きな雇用主、たとえばガス、水道、電気のような公益事業をしている会社によっても認められています。よく知られているプログラムのいくつかを挙げてみると、中国電力(China Light & Power)が実施している、5つ星安全衛生システムとより広範囲かつ総括的な無災害管理システム(Integrity Management System)；大量輸送鉄道公団(MTRC)の安全遂行計測計画は、“安全マイルストーン”を中間報酬(注4)につなげています。これらはすべて、最近の香港における建設の安全水準の著しい向上に寄与しています。

労使双方が、“最少の努力で最大の収入”をという姿勢を持つ両者の緊張関係は、1997年の影響によって先鋭化されながら、労使間の信頼と責任の分担を徐々に損なってゆきました。雇用主は従業員の訓練や能力開発にこれまで以上に積極的でなくなり、一方、従業員もしんぼう強く職務上の昇進を待たせられなくなっています。若者たちは仕事をしじゅう変えていないと、仲間に後れをとったと感じています。1990年代に香港の新空港の建設がはじまってから、安全の実務担当者はたいへん引く手あまたです。(注5) 仕事を渡り歩くのがとても一般的になって、わたしたちはひとに逢うときはいつもお互いの新しい仕事を聞かなければならぬようになりました。わたしたちの日常の挨拶は“やあ、元気(Hi, how are you?)”ではなく“やあ、いまどこで働いているの(Hi, where are you?)”、あるいは、“元気にしてる(How are you getting along?)”ではなく“なにをやって収入を得ているの(What are you getting?)”と言わねばなりません。

労使間の消え去りつつある信頼と責任の分担は、移民の流れによってさらに拍車をかけられています。雇用主でも豊かな人たちは、移民のより良い機会を持っています。被雇用者でもある国が必要としている知識や技能を持っていれば、彼らにとって移民はそれほどむずかしくはありません。あまたのポストが突然いなくなる、あるいはあなたの部下の誰かが仕事のせいではなく、彼または彼女の輝かしい未来のために、明日辞めるかもしれない、しかもそれがいつになるかあなたにはわからないという状況を想像してください。あなたはなにか長期的な仕事や経営目標、あるいは個人の能力開発プログラムに専心できますか。ひとりでなにか安全衛生の戦略を実施しようと思えますか。しかし、ある人たちはいぜんとして金もうけには一生懸命になるでしょう。香港にはSPACEMENと呼ばれる新しい階層があります。1997年のために生まれた典型的な人々です。中国語と照合しながら説明しなければなりません。SPACEMENは中国語では「太空人」です。最初の漢字「太」は妻、2番目は「あいている」、3番目は「男」。3つ合わせて、「太空人」は「妻のいない男」の意味になります。こう呼ばれている人たちはたぶん次の3つのうちのどれかです。(i)移住した国から帰ってきている人、(ii)移住しようとしている国に断続的に住む状態の人、(iii)家族を先に移住させ、いずれ後を追ってゆく人。どのケースも、“移住している家族のためにできるだけ早く、できるだけたくさんのお金をかせぐ”という役割は同じです。あなたはこうした人々から安全衛生についてどれほどの期待ができるでしょうか。ついでに、彼ら自身の安全衛生も「太空人」の生活で影響を受けているのではないのでしょうか。これは心理学者、生理学者、社会学者などにとってかっこうの研究課題となるでしょう。

1997年のゆえの、上層階層の男と女、専門職と経験豊かな労働者、そして熟練工の出国は、「頭脳の流出」という用語によって最も良く表現されています。その出国は人事方針の改訂によって流れをスローダウンさせるか、逆向きにしようと試みている人事担当者たちにとってずうっと頭痛の

タネになっています。推定するところでは、最良の人たちが去ってゆく、それで、あとに誰が残されるのでしょうか。注6) この頭脳流出と安全衛生実務の質的低下とが相互関係ありとする明確な証拠はないにしても、数年前のクレーン事故の増加はクレーンの経験豊富なオペレーターが移住してしまったせいではないか、とわたしたちに考えさせました。最近のビル解体現場での大きな事故の増加も、経験豊かな作業計画者と監督は移住してしまっただけではないか、とわたしたちに同じような理屈をもって考えさせています。実際問題として、香港では技術者、プロジェクト・マネージャー、監督、職人の親方たちがますます若くなりつつあります。だれもが短期間のうちにより高い地位(それはより高収入を意味します)を求めて努力します。そして頭脳流出は、より高い地位を求め人たちにすばらしい機会を与えています。そう、香港はいぜんとして才能ある人たちの土地です。しかし問題は、彼らが安全衛生の仕事のための訓練を十分に受けているかにあります。彼らには安全衛生を実施したり、管理したりする資格があるのでしょうか。

安全衛生研修の大きな需要に応ずるために、これまで以上にたくさんの研修コースが用意されるようになりました。実施主体は、職業安全健康局(OSHC)、建設業研修事業機関(CITA)、大学とその他の機関注7)です。大会社は社内の安全研修プログラムを開発したり、内容充実をはかっています。労働者の安全研修という点では、香港建設業協会が研修と研修指導者の質を標準化し、研修を受けた建設労働者に証明書を与える“グリーン・カード”制度注8)をはじめとしています。この制度は、建設業界の高まるニーズに応えかつその法的な必須事項の水準を上げるのにあずかって力を発揮しつつあります。安全衛生の学術教育では、香港工科大学がホークスベリーの西シドニー大学と提携して、応用科学(安全管理)の修士号につながるような卒業研修の計画を発足させました。

出国と結びついている到着、香港への新しい移民と輸入労働力。新しい移民は、中国本土との国境を越えた結婚や家族の再結合の結果であり、一

方の輸入労働力はいろいろな産業での労働力不足状況を解消するための労働力の輸入計画です。労働力不足は、次のふたつの主要原因のためです。(i)香港経済が製造業から“煙のない産業”、すなわち金融業、サービス、不動産、観光へ移行した、(ii)若い世代の教育水準が高くなって、工業労働につきたがらなくなった。新しい移民と輸入労働力は、適応、意志疎通、協調の点で問題があります。安全衛生の点でいえば、これらの問題は、彼らの国と比較したときの作業ペースの違い、安全衛生のやり方と基準の違い、日常の操作や安全研修に関連した言語能力、それに危険な状態や危険行為の報告をしつづけない等です。

ほとんどの発展途上国では、安全衛生より環境保護が優先されています。Sを産業安全、Hを産業保健、Eを環境保護をあらわすとすると、香港ではE—S—Hの順をとりつつあるようです。労働安全衛生保護は1955年にはじまり、一方、環境保護は1977年にはじめて問題になったのにです(政庁に環境保護部が設立されたのは1986年です)。パラメーターのひとつとして、香港政庁によって安全衛生と環境保護に割り当てられる予算をみると、労働部の安全衛生のための予算額は1995年に155.3百万香港ドルなのに対し、環境部予算は1995年に1,538.7百万香港ドル。ここには同年の廃棄物処理と投棄サービスの予算額1,211.5百万香港ドルがふくまれていません。実際には、同年に他の政庁部門によって環境保護とそれに関連する教育の目的で、さらに5,882.91百万香港ドルが使われています。

環境保護の長期的な効果と利点は、過小評価すべきではありません。しかし、香港の安全衛生は、その基準をより受け入れられるレベルまで引き上げてゆく力をつけるために、緊急にもっと多くの予算を必要とする状態にあります。環境保護のための年間予算のほんのわずかでも、たくさんの建設労働者の命を十分に救えるかもしれないのです。そのなん人かは珪酸粉じん、排気ガス、泥水と騒音に充ちた地下穴の霧の中でいまも窒息しようとしているのです。目前の重大事よりも将来にわたる環境問題が焦点となっているのは、1997

年の影響だったのではないかとする考えにわたしを傾かせてゆきます。

以上に述べたすべては、香港の安全衛生に対する1997年の影響のいくつかを明らかにする試みです。それは、なぜ香港が非常に多くのすばらしい業績をあげ、しかし安全衛生でも確かに改善はなされたのですが、その発展に見合うものではないことを説明する助けになります。しかし、香港の人びとによって安全衛生についてほとんどなにもなされなかったなどという印象を与えるべきではありません。実際に最近10年間は、香港の安全衛生の実務にたずさわるものにとって、極めて魅力的なときでした。わたしたちは次のような事実をみています。香港社会の安全衛生についての全般により高い関心、より戦略的で総合的な安全法、向上した安全装備と器具、より安全訓練を受けた技術者、管理者、監督者、そして労働者、安全衛生専門職の発展(現在、香港には少なくとも7か所の労働安全衛生の専門機関があります)。手短かに言って、わたしたちはいま、これから先の10年に労働者保護とその自覚的取り組みのより高いレベルを達成するためのこれまでよりずっと立派な備えになっているのです。

1997年は、もはや香港の人びとにとって想像ばかりのものではありません。わたしたちはいま1997年に生きているのです。ただ考えるばかりではなく、新しい歴史の第1頁を書くことに積極的に参加しつつあるのです。従来の不確かなものは徐々に行ってしまう、新しい不確かながやって来るかもしれません。しかし、違いはあるでしょう。香港は、ずっと平等になるべく、より思わぬふりではなく、もっとつり合いのとれた、より健全な方法で発展するだろうという点です。香港の人びとにとって本当に長期的利益へ到達するためのより組織的な途は、その将来に向かっての全体計画の中で香港政庁によって採択されるでしょう。労働安全衛生は、その戦略の鍵となる構成要素のひとつです。

注1) 職業安全健康局(Occupational Safety & Health Council)は、1988年に政庁によって設

立された政庁労働部の外郭団体であって、中国語で「局」となっているが、日本でいえば中央労働災害防止協会に似ている。地域社会の労働安全衛生に対する関心を高め、理解を深めること、安全衛生の最新技術の応用推進、安全衛生の教育・研修の実施、相談サービス、そして働く人たちのためより高度の安全を普及させ、健康水準を促進するために、政労使、関連専門機関の間の協調と交流の役を果たしている。

注2) 労働安全憲章(Occupational Safety Charter)

産業現場の安全は、労働部とOSHC、それに労使がそれぞれ役割を持ち、協力し合って立ち向かうことによって実現することを明示した憲章である。職場の安全のために労使がなすべきところに力点があるように見え、理想的な考えを述べているだけで、強制力はなく政庁や使用者の責任回避だ、とする批判も強い。しかし、そもそも「憲章」とはそんなものであって、Iでふれたように労使参加の安全への取り組みを促している点を活用した方がよいのだらうと思われる。これまでの労使のありようを引き継いだかたちでの批判をするばかりでは、現状の改善にはつながらないだろう。そんな点を香港の労働安全衛生のNGOの人たちと話し合っているところだ。

注3) 政庁の公益事業部と住宅供給部のプロジェクトの安全対策の実施状況を審査する者を指す。その資格認定は、The Independent Safety Audit Schemeが行い、認定された安全審査員はOSHCの管理下でその業務を行う。

注4) “Safety Milestones”は、(おそらく香港新空港と香港島および九竜を結ぶ)鉄道建設について、事故なしで完成された区間に支払われる全体完成前の報酬金のようなものである。

注5) この文章は、前後の文章と直接関係ないように思われる。

注6) この文章は、“The best (supposedly) are away, who are left behind then?”。( )内の語は「推定するところ」と訳したが、わたしの知るかぎり優秀な人がたくさん残っている。

Wong 氏も当然承知していて( )の語を入れたのに違いない。一方、彼は出ていった人たちも責めてはいないように見える。自然体のフツコロの深さを感じさせる。

注7) 労働部直轄の産業安全訓練センター (Industrial Safety Training Centre) もある。OSHCと同じく事故防止と安全管理の研修(あるいは訓練)コースが用意され、半年ごとに全コースが予告される。研修は通常は広東語で行われ、必要に応じ英語のときもある。基礎産業事故防止コース—3日、建設安全コース—3日、手動荷扱い・持ち上げコース—1日とといし車安全コース—1日には全参加者に出席証明が出される。その他にも13のコースがある。受講は無料である。研修内容および対象でOSHCとの調整が行われているようであり、OSHCの方では一般向けの公開講座も多い。

注8) “Green Card” System は、建設労働者に1日7時間の安全研修を行って証明書(これがグリーンカード)を渡す。このカードを持たぬ人は建設業で働けないようになっている。カードは3年ごとに更新しなければならない。

× × ×

なお、労働部(Labour Department)での安全衛生の法施行は、a)労働安全課(Occupational Safety Devision)、b)職業保健課(O. Health D.)、c)高圧装置課(Pressure Equipment D.)によって行われている。OHDは、労働医学ユニット(O. Medicine Unit)と労働衛生ユニット(OHU)にわかれ、前者の産業医と産業看護スタッフが健診、職業病調査、被雇者補償条令にもとづく被災労働者の医学審査面接を行う。OHUの労働ハイジニストは、産業環境の物理的、化学的、生物学的有害要因の発見、評価、制御する。1994年にOHUは2,060か所のフィールド調査を実施したという。

### III

1997年11月22-24日まで、香港の労働安全衛生のNGOグループとの話し合いのために香港に行った。出かける少し前の連絡だったにもかかわらず

らず、OSHCの人たちと中文大学医学部の労働衛生研究者とも逢えた。短い時間だったが、よい話し合いができたと思う。香港は7月1日の中国への返還以降も表面的にはなにも変わっていないようだが、安全衛生の面では北京や広東の行政官や研究者との交流が非常に活発に行われていた。それが香港にとってどんな意義があるのかとの問いには、はっきりした返事は聞けなかった。労働部はいま、日本企業ヤオハンの倒産で、香港10店、マカオ1店で働いていた約3,000名の従業員の失業対策でおおわらわだそう。日本の進出企業といえば、1年半ほど前には見かけなかった別府ラーメンと称するチェーン店が香港人の間で大人気になっていた。ひとつの店舗の前を車で通ったが、「地獄ラーメン」などという文字が見えたから大分の別府ゆかりの店なのだろう。もともと香港の麺はねじれていて固く、日本のラーメンとはまったく違う食べ物だから、新しい日本食のひとつとして迎えられているのだろう。

ホテル代が日本人と中国人では2重価格になっていて、日本人からは3倍もとっているホテルもあり、そのため日本からの観光客は激減しているという話も聞いていたが、九龍側の繁華街は相変わらず日本からの買物客でにぎわっていた。ところどころに中国国旗・五星紅旗を見かけるのが違うぐらい。下町へ行けば道路わきのよしずの下でマージャンをしている人たちがいた。

これまでアジアの労働安全にかかわるNGOグループは、香港を軸にネットワーキングを広げてきた。その核となっているキリスト教関係団体の傘の下にいる香港の人たちは、国際的な舞台でも活発に活動してきたし、彼らへのアジア諸国の活動家の信頼は厚い。彼らのうちのひとつの団体が出している機関紙(英文)に掲げているあるルポルタージュは、中国の地方政府の腐敗ぶりを告発している。そんなのもまだ発行できている。あるいは、そんなことはすでに誰でも知っていて、あえて隠すほどの問題ではないせいか。ともかく、香港とはこれから積極的に交流をすすめてゆきたい。アジアのために、そしてわたしたち日本のために。



# アジアの産業災害被災者のネットワークづくり

1997年5月10-13日、タイ・バンコクで、「ケーダー火災を忘れるな：労働安全衛生、労働者の権利、産業災害被災者の権利を発展させるためのアジア地域ワークショップ」が開催された。残念ながら、日本からはこのワークショップに参加者を出せなかったが、最近、このワークショップの報告書が届いた。ここで、「労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク(The Asia Network for the Rights of Occupational Victims)」が発足し、その機関誌第1号「Occupational Safety and Health, Rights」(Nov. 1997)も発行された。合わせて、ネットワークと同名の今後2年間にわたるプロジェクトが提案され、これへの参加と意見を求められている。以下にプロジェクトの提案を紹介し、別稿で、ワークショップの報告およびタイと中国のレポートを紹介する。プロジェクトに対しては可能な限り積極的な提案を行い、1998年12月に予定される第2回ワークショップが実り多いものとなるようにしていきたい。

## ● プロジェクト・タイトル

産業災害被災者の権利のためのアジア・ネットワーク(The Asia Network for the Rights of Occupational Victims)

## ● 提案団体

工業傷亡權益會(ARIAV・香港)、香港キリスト教産業委員会(CIC・香港)、女性の友(FOW・タイ)、アジア・モニター・リソースセンター(AMRC・香港)、職業病被災者連絡会議(CODSN・タイ)、労働安全衛生研究所(IOHS・スリランカ)

## ● プロジェクト期間

1997年9月～1999年8月

## ● 概要

1993年5月10日、タイの香港資本のケーダー玩具工場の火災によって、189名の労働者が殺され、469名が重傷を負った(1996年1・2月号参照)。これは、タイの歴史上最悪の産業災害であると同時に、また、世界でも最悪の産業災害のひとつであった。

事件後のキャンペーンのなかで、タイと香港のいくつかの労働NGO、コミュニティ団体、労働者支援組織は、ケーダーの労働者と家族たちへの補償を要求し、労働者の安全と健康を守る権利を発展させるための、共同の取り組みを展開するようになった。このキャンペーンを通じて、アジアにおいて、さらなる情報の交換、経験と専門的知識・

技術の相互交流、および、アドボカシー(advocacy)・提言・情報発信・教育(education)活動の緊急の必要性があることが明らかになった。

1996年1月、工業傷亡權益會(ARIAV)が組織して、香港において、産業災害被災者グループの国際会議が開催された(1996年3月号42頁参照、日本からも参加した)。産業災害被災者、労働者組織の代表など、8か国から合計26名の参加者がこの会議に出席した。この会議は、産業災害被災者の組織化と労働者の教育・トレーニングの取り組みの経験を分かち合うのに役立った。

1996年1月の会議のフォローアップを行うなかで、アジア地域において激増しつつある産業災害に対する取り組み(challenges)に応じていく体制をつくりあげていくことの必要性が痛感された。そうした挑戦に応じていく方法、および、アジアにおける労働者の安全衛生に関するアドボカシー・教育活動を強化していく緊急の必要性について討議するなかでまとめられたのが、以下の提案である。

### ●目的

1. 1998年12月に、労働者の安全衛生のためのアドボカシー、産業災害の防止、産業災害被災者の権利、に関するアジア地域ワークショップを開催する。
2. アジアの労働者健康センターおよび他の労働NGOによる、労働安全衛生に関する行動(activities)と計画(programmes)を強化し、また、産業災害被災者の権利のための組織化と計画の形成を促進する。
3. 労働者の相互訪問、学習ツアー、文書・情報の交換、および、労働者の安全衛生に関する報告・最新情報の翻訳と配布を行う、地域ネットワークをコーディネートする。
4. 多国籍企業に、そのジョイント・ベンチャー、子会社・下請会社で発生した産業災害に対する責任を果たさせるための取り組みを強化し、また、産業災害に関する最新情報についての調査・報告、アジアの開発途上国の労働安全衛生についての情報のモニターを実施する。

### ●プロジェクトの意義

アジアの高い経済成長率の持続は、労働者の生命の犠牲の上に成し遂げられている。急速に産業化を達成したマレーシア、タイでは、1991年に1,000名の労働者当たり、各々25名、38名が産業災害の被災者になっている。この地域では一般的に、製造業・建設業において、多国籍企業とその子会社・下請会社による国際労働基準と労働者の権利の侵害の結果として、産業災害発生率のすさまじい上昇がみられる。様々な手段によって、これらの多国籍企業は、開発途上国における労働安全衛生基準に関する規制の不備を悪用している。

多国籍企業が所有する労働現場における重大な産業災害の例として、以下のようなものがある。

- 1984年、4,000名の人々が殺され、5万 명이 重傷を負った、インドのユニオン・カーバイドの大惨事(1996年1・2月号、10月号参照)
- 1993年、189名の労働者が死亡し、469名が負傷した、タイの香港資本のケーダー玩具工場の火災事故(1996年1・2月号参照)
- (1993年、) 87名の労働者が死亡し、100名を超す負傷者を出した、中国南部の香港資本のジリ玩具工場の火災事故(同前)
- 1993年、労働者のなかで13名が死亡あるいはひどい疾病にかかった、タイ・ランブーンの本日本資本の電子工場の化学廃棄物による河川の汚染事故(1995年1・2月号、1997年1・2月号参照)
- 最初は日本で使われ、韓国に輸出された源進(レーヨン)の“殺人”紡績マシンは、(韓国で)540名の労働者を職業病(二硫化炭素中毒)に罹患させてから、中国に輸出された(1994年2月号、10月号参照)。
- 1997年2月、ベトナムの香港資本のKeyhinge玩具工場で、有害物質に曝露して220名の労働者が被災した。
- 1997年3月、フィリピンの台湾資本の被服工場—V.T. ファッションで、ひとりの女性労働者が、長時間労働による働き過ぎで死亡した(注：5人の子供を持つ35歳の女性労働者が、割り当て制度(system of quotas)のもとで毎日14時間、

加えて毎日曜日にも8時間の労働を続け、11日間入院した後死亡したという事件。病名は不詳)

ケーダー火災の被災者の補償を求める闘いの経験は、異なる国々の関係するグループが連帯することの重要性を明らかにしている。ケーダー玩具工場が香港企業に所有されていたという事実は、香港の関係するグループを刺激し、タイの労働者・被災者のグループを支援して、香港とタイの共同キャンペーンを組織するようになった。このような連携とネットワークは、多国籍企業の操業で産業災害発生率が增大していることを考えると、より強化していく必要がある。

アジアのいくつかの先進国のローカル・グループの間では、多国籍企業や政府に対して、労働者の権利を保護する方策を採用させるために共同して圧力をかけるという点で、すでにネットワークが形成されてきている。このネットワークには、香港、日本、韓国、台湾、およびタイが含まれる。

(香港の)工業傷亡權益會(ARIAV)は、産業災害の被災者とその扶養家族たちが協力しあって、自らの相互援助を促進するために、1981年に設立された。テレフォン・ホットラインのような地方の被災者に対するサービス、カウンセリング、家庭訪問、医療機関との定期的な話し合い等のほか、ARIAVは、学校と労働現場での労働安全衛生に関する教育プログラムの実施、および、立法府や労働部に向けた規則の改正や労働安全衛生・補償、産業災害被災者への支援サービスの改善を求めるキャンペーンの企画を行っている。アジアで操業する多国籍企業の多くが、その本社を香港にしていることから、ARIAVが、アジア地域における取り組みに関わるようになったのは自然の成り行きであった。ARIAVも参加している最も重要な取り組みは、玩具の安全な生産のための連合、および、タイ・ケーダー工場火災の被災者たちの支援活動である。

1990年に、台湾の労働安全衛生センター(敬仁勞工安全衛生服務中心)のスタディ・グループが、ARIAVと同様の組織を台湾に設立するために、ARIAVを訪れた。ARIAVは、台湾で中華民国工作傷害受害人協會(AVOAD)が設立されるのを

援助し、その後も親密に連携を取り合っている。

### ●ターゲットとするグループ・個人

このプロジェクトは、このようなグループが協力し合って、労働運動家や労働者の権利に関わる活動家たちの間で、専門家や医師たちによるアドボカシー・労働者教育も含めた複合的戦略、および、安全衛生、法的基準その他の専門領域のより深い理解、を発展させることになるだろう。そのため、このプログラムのなかで着手される行動・計画は、以下をターゲットとする。

- \* 請負労働者、家内労働者、移住(外国人)労働者を含め、労働者の教育・トレーニングに直接関わる労働運動家および労働者支援グループ
- \* 労働安全衛生組織および被災者グループ
- \* 労働者の権利に関わるアドボカシー・キャンペーングループ
- \* 産業災害によって著しい影響を受ける地域住民および産業災害の家族たちを支援するコミュニティ組織

たしかに建設産業には多数の男性労働者がおり、男性労働者の権利は長い間われわれの関心の(中心)であった。しかしながら、アジアの開発途上国における多国籍企業の国際化にともない、多数の女性労働者が多国籍企業によって雇用され、また、被災するようになってきている。今後、われわれは、女性労働者の権利のための闘いに一層の努力を払うことになるだろう。タイの経験は、その実例である。くわしくは、25頁の別掲記事を参照されたい。

そこにもあるような、被災者グループに対する支援や専門家の関与その他は、非常に重要なことである。

### ●プロジェクト・プラン

#### 1. アジア地域ワークショップ

5月10日は、1993年のタイ・ケーダー玩具工場火災事故の記念日である。タイの労働グループやNGOの努力と香港の玩具の安全な生産のための連合の支援によって、1996年に、タイ政府によ

て正式に、5月10日が労働安全衛生に関する国民の記念日(National Day)とされた。1997年は、この国民の記念日の最初の年であった。タイおよび他のアジア諸国の労働グループからの提案によって、われわれは、ケーダー火災記念日に合わせて4日間のアジア地域ワークショップを開催した(次頁以下にその報告を紹介)。第2回目は、1998年12月に開催される予定である。

1998年のワークショップも再び、労働者の権利に関わるアドボカシー・グループ、労働組合活動家、労働安全衛生・災害予防の専門家、労働者支援センター、労働弁護士、パラ・リーガル労働者支援組織、被災者グループや人権グループ等々の協力によって実現していきたい。とくに、労働者の安全と健康を保護し、産業災害を防止することが、すべての労働者にとっての基本的な権利として重要であることを強調しておきたい。

より重要なこととして、このプロジェクトの今後の取り組みの内容を、ワークショップにおいて評価・検討する。

## 2. 相互訪問プログラム

相互訪問プログラムおよびワークショップでは、現場訪問と経験の共有を通じて異なる国の労働安全衛生に関する状況をより深く理解することができるように、討論と参加者自身が実体験をするプログラムが必要である。相互訪問プログラムを実施することによって得られるであろう結果は、次のとおりである。

- \* キャンペーン戦略およびアドボカシー活動組織化の経験の交流
- \* 多国籍企業関係のキャンペーンを促進するための、異なる国々の関係するグループの間での行動のコーディネイト
- \* NGOの訪問、調査研究、モニタリング活動のコーディネイト
- \* 異なった国々の被災者グループから報告されるカントリー・レポートを通じた最新情報の提供
- \* 異なった国々の安全衛生基準、監視体制や慣習に関する情報の普及

## 3. 能力の確立と教育

アジアのいくつかの国々の労働者組織、労働安全衛生センターは、産業災害被災者の組織を確立することによって産業災害被災者に対する支援能力を確立すること、および、これらの関係者を参加させることによって現在の安全衛生プログラムの質を高めること、を求めている。

- \* アジアの開発途上国における産業災害被災者の権利のためのグループの組織化を促進する。
- \* 被災者の結集、補償のための闘い、一般公衆に対する教育キャンペーンの組織化の経験を分かち合う。
- \* 労働者の権利と産業災害被災者の権利に関わる団体のアジア地域におけるネットワークの基盤を提供する。
- \* 安全衛生関係の専門家、労働弁護士その他によるトレーニングの機会を発展させる。

## 4. 調査および報告

調査・報告プログラムでは、アジア地域におけるアドボカシー・教育活動を支援するための最新の情報、分析、教材を提供する。合わせて、産業災害・安全衛生問題に関するデータや文書を収集し、また、特定の国または産業における労働者の安全衛生問題についての理解を深化させるための、今後の包括的なレポートを準備するための調査旅行も企画する。さらに、収集されたすべての情報は、情報交換の効率を高めるために、異なる言語に翻訳される予定である。

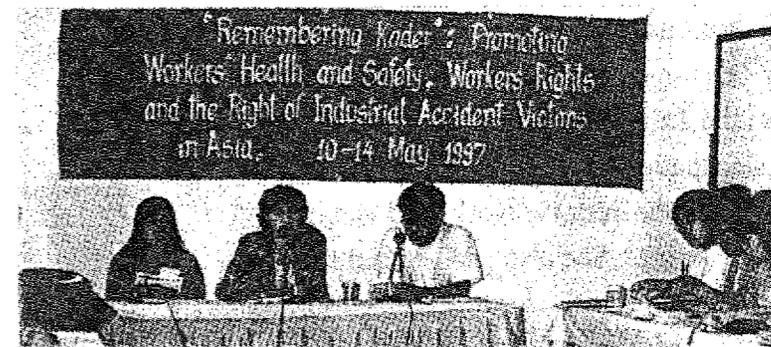
調査・報告プログラムには、以下のことが含まれる。

- \* 産業災害の事例および傾向
- \* アジアの様々な国々における労働安全衛生の状況
- \* 特定の産業、化学物質、職業病についての情報
- \* 労働安全衛生に関する情報の乏しい特定の多国籍企業についての情報
- \* キャンペーンおよびアドボカシー活動の分析
- \* オーディオ・ビジュアル・マテリアルの製作



# 産業災害被災者の権利のための アジア地域ワークショップ

1997.5.10-13 タイ・バンコク



1997年5月10-13日のタイ・バンコクにおけるアジア地域ワークショップは、香港のアジア・モニター・リソース・センター(AMRC)、工業傷亡權益會(ARIAV)およびタイの女性の友(FOW)によって組織され、OXFAM(香港)、アジア太平洋労働者連帯會議(APWSL)、カソリック海外開発基金(CAFOD)および国際自由労連(ICFTU)がスポンサーとなって開催された。香港、インドネシア、韓国、フィリピン、スリランカ、台湾およびタイの、関係するNGO、被災者グループ、労働組合の活動家・労働者ら、合わせて33名が参加した。

このレポートは、ワークショップにおける行動、討論およびアクション・プランのサマリーである。ここには、労働者や被災者が抱えている問題と困難、政府および使用者に対する闘い、労働安全衛生と権利のためのキャンペーン、および、それらの行動を通じての経験、が含まれている。これが、アジア地域ワークショップのたんなる記録にとどまらず、労働安全衛生問題に関する人々の関心と自覚、国内、地域また世界レベルでの労働者・産業災害被災者の権利および防護基準を引

き上げるために役立つことを期待したい。

### ●第1日目(1997.5.10)

ワークショップの参加者たちは、バンコクのMercure Hotelで開催された「産業化の犠牲者とアジアの労働者の闘い」と題したセミナーに参加した。これは、ケーダー火災4周年を記念して、タイのNGOによって開催されたものである。ワークショップ参加者のほか、タイおよび他の国々のNGO、労働組合、被災者グループから、150名近くが参加した。セミナーでは、タイにおける労働者の安全衛生の状況と労働者の健康と安全を守る取り組みについて議論された。

さらに、アロム・ポンパンガン財団(Arom Pongpangan Foundation)が、「ケーダー事件後の生存者と家族たち」について実施した調査結果を報告した。この調査は、死亡した各々の労働者に対して20万タイ・バーツ(約770US\$)の補償が支払われたが、これは十分ではないことを明らかにしている。火災事故で母親を失った子供たちの多くが、ストリート・チルドレンになるか、麻薬中

毒になった。タイのNGOは、政府が、事件を引き起こした原因にもっと注意を払い、予防対策を講じるよう主張している。この後、ケーダー工場の元労働者のひとり、Tomtong Pohivun さんが、火災の実際の状況について、また、事故以降の彼女の経験について話した。オープン・フォーラムの間中、参加者たちは、ケーダー火災の被災者と家族たちに支援を示した。

トイ・キャンペーンの最新状況についての紹介の後、「職業病患者の闘い：労働裁判所から首相官邸まで」というパネル・ディスカッションが行われた。タイ職業病・公害病被災者連絡会議(Council of Work and Environment Related Patients' Network of Thailand, WEPT)の議長の Somboom Srikamdokcare さん(アジア地域ワークショップの参加者のひとり)が、タイにおける労働安全衛生キャンペーンの経験を紹介した。それから、ワークショップの参加者たちから、各国におけるキャンペーンの経験の紹介が行われた。例えば、中国のジリ(玩具工場火災)や韓国の源進(レーヨン工場の二硫化炭素中毒)のケースなどがディスカッションされた。

●第2日目(1997.5.11)

オムノイ・オムヤイ(Aomnoi-Aomyai)の工業地帯の中の寺院において、殺されたケーダー労働者たちを追悼する宗教儀式が執り行われた。被災者の家族やワークショップの参加者たちを含め、150名の人々が参加した。数名のタイの参加者が事件について話し、ワークショップの参加者が家族たちに連帯のメッセージを伝えた。だいぶ以前に労働災害でひどい火傷を負った Fung Kam-moon さん(香港)は、自らの体験とケーダー火災の家族たちへの共感を訴えた。午後、参加者たちは、ケーダー工場に向かって行進を行った。工場の元ゲート前で、中華民国工作傷害受害人協会(AVOAD)の委員のひとりでも自らも産業災害の被災者である Yang Kuo-chen さん(台湾)は、タイのNGOのキャンペーンを支持するとともに、政府は被災者に対する補償を引き上げるべきだと訴えた。2名の韓国からの参加者は、連帯の歌

をうたって支持を示した。また、4年前のケーダー事件を題材にした寸劇も披露された。

夕方、参加者たちは、被災者グループの「タイ職業病・公害病被災者連絡会議(WEPT)」を訪問した。Somboom さん(議長)と他のメンバーたちが、彼らのグループの歴史、活動、財政、および、貧困フォーラム(Forum of the Poor)と協力して1997年前半にかちとった小さな成果と合わせて、彼らが遭遇している困難についても紹介した。ディスカッションのなかで、参加者たちは、災害被災者の補償のための闘いの経験を交流し合った。

●第3日目(1997.5.12)

タイのNGOが議長を務め、「労働者補償システム」を討議する会議の第1セッションが行われた。アロム・ボンパンガン財団の Bundit Thanachaisethavut さんが、タイにおける労働安全衛生の機構と補償システムについて報告した。彼は、タイは他のアジア諸国と比較して高い災害発生率であることを明らかにした。タイにおける労働衛生の問題は深刻である。監督システムが貧弱なことが、その理由のひとつである。タイ職業病・公害病被災者連絡会議(WEPT)の Somboom さんが、補償を請求する場合に求められる手続を紹介した。それには、①雇用主への通知(notification)、②行政当局への登録(registration)、③医学的治療および検査、が含まれる。彼女は、労働者が病気にかかっていると診断してくれる医師をみつけるのが非常に困難だと説明した。

スリランカから参加した労働安全衛生研究所(Institute of Occupational Health and Safety, IOHS)の Dr. Sunil が、スリランカにおける補償システムについて紹介した。

第2セッションのテーマは、「被災者グループの設立」。Chan Kam-hong さん(香港)が議長を務め、スライドを使って、工業傷亡權益會(ARIAV)の歴史、活動と計画について紹介した。被災者である Fung Kam-moon さんは、ARIAVとの関わり合いと、体力を取り戻し困難な状況と立ち向かうのにARIAVがいかに援助してくれたかということを紹介した。1997年7月1日以降の

香港の政治構造の変化によって、ARIAVは、政治グループとしてのレッテルを貼られる恐れを心配している。そうすると、今後の財政収入にも悪影響を及ぼしかねない。

午後には、台湾の2つのグループが議長を務め、第3セッション「労働安全衛生に関するキャンペーンとロビー活動」が行われた。中華民国工作傷害受害人協会(AVOAD)の Liu Guan-mei さんと Yang Kuo-chen さんが、彼らの団体の歴史と活動、被災者たちについて報告した。台湾では、政府による監督の実施が貧弱で、10年ごとに1回しか行われぬ。彼らはまた、被災者により多くの補償を保証するように、補償法の改正案を提案したが、立ち向かわなければならぬ別の緊急の課題が生じたために、改正の提案は先送りになってしまったと説明した。台湾では、一般公衆の関心を引きつけるような重大な産業災害が起こらないと、補償法の改正は実現しないのではないかと、彼らは予想している。

Yang さんは、産業災害被災者としてぶつかった困難について話した。例えば、彼は、事故に遭った結果、孤独、雇用上の問題、家族の問題、そして法律上の問題に立ち向かわなければならなかった。

他の参加者たちは、台湾資本の海外投資や工場閉鎖について知りたいという関心があった。フィリピンから参加した労働者支援センター(Workers Assistance Center)の Enrique F. Bayona さんは、フィリピンの台湾資本が所有するV.T. ファッションという工場で、最近、ひとりの女性労働者が働き過ぎで死亡した事件について話した。彼は、台湾のグループが支援のキャンペーンに乗り出すよう求めた。

敬仁勞工安全衛生服務中心(Ching Jen Labour Health and Safety Center)の Lyou Wan-lin さんと Tsai Chih-chieh さんは、彼らの活動と台湾のじん肺に被災した炭鉱労働者に対する支援の取り組みについて報告した。炭鉱労働者たちは、無料で医療を受けられるが、(金銭)補償は全く受けていない(1996年1・2月号参照)。

オープン・ディスカッションでは、台湾における工場移転と労働者の権利について質問が出さ

れた。また、アジアにおける多国籍企業(とりわけ台湾と韓国)の労働者たちが直面している問題の深刻さについて、また、労働安全衛生キャンペーンのなかで専門家たちと一緒に仕事をすべきかどうか、などについてディスカッションした。最後に、様々な問題を解決していくための第1のステップとして、情報の交換、ネットワークと連帯の重要性が強調された。

夕食後、参加者たちは、宿舎でのインフォーマルなディスカッションを行った。フィリピンの Enrique さんは、台湾の参加者たちに、V.T. ファッションで死亡した労働者のことについてくわしく説明し、台湾のグループが地元でどんなことができるか議論した。韓国の Young Mi さんと Lee Jai Yun さんは、タイの参加者たちと、韓国における社会・労働運動の発展について話し合った。香港の参加者たちとスリランカの Dr. Sunil は、お互いの情報を交換した。

●第4日目(1997.5.13)

香港キリスト教産業委員会(Hong Kong Christian Industrial Committee, HKCIC)の Shek Ping-kwan さんが、トイ・キャンペーンの最新の状況について報告し、また、労働条件を改善するためのアジア地域、各国、地方レベルでのキャンペーンの今後の戦略について提案した。

参加者たちは、タイの参加者が第1グループ、NICs(香港、韓国、台湾)関係が第2、「islanders(スリランカ、インドネシア、フィリピン)」が第3というように小グループにわかれて、今後2年間のアクション・プランについて、さらに突っ込んだディスカッションを行った。午後には、全体会議で、3つの各グループの報告を行った。起草されたアクション・プランが満場一致で賛成され、ワークショップは終了した。

\* その後、整理されて届けられたアクション・プランが、15頁で紹介したものである。

\* 以下では、アジア地域ワークショップの報告書に掲載された各国のレポートのうち中国およびタイについて紹介する。なお、香港の状況については、別稿で紹介した(7頁)。



# 中国における労働安全衛生基準

Shek Ping Kwan

Hong Kong Christian Industrial Committee, HKCIC

1994年4月、中国政府は、「安全週間」のなかで労働安全の改善に引き続き取り組んでいく、と発表した。このような取り組みは、貧弱な安全基準のために発生している労働現場における労働者の死亡あるいは負傷災害が深刻な問題となっている状況を解決し、また、今後発生する死亡災害を予防しようという試みであった。

1950年代以降、中国は、労働者の死亡と災害に関して、4度の上昇期に直面してきた。最初の期間は、1950年代後半の「大躍進」と呼ばれるキャンペーンの期間中に起こり、第2の期間は、文化大革命後の1974-75年の間、第3の期間は、1985-86年の間、中国が建設ブームに入ったこととともなって起こった。第4の期間は、1993年に始まり、それ以来、労働災害による死亡の発生率は、毎年平均して2万件にのぼっている(表1)。鉱業が死亡災害の発生が最悪であり(表2)、石炭産業では、100万トン当たり3名の死亡を記録している(アメリカにおける該当する率は0.08である)。このような高い死亡率にもかかわらず、今日にいたるまで、労働条件を管理しようとする努力は何ら行われていない。

石炭省の副長官は、1997年の第1四半期における炭鉱産業の災害による死亡者の発生は203名に達し、昨年1年間の発生件数を上回ったと発表した。また、安全基準は重大な行き詰まりを迎えていることを認めた。とりわけ、地方の村落の中

表1

年	総死亡災害	鉱業死亡災害
1993	19,820	10,902 未登録炭鉱：1,535
1994	20,315	11,529 未登録炭鉱：1,652
1995	20,005	11,945 未登録炭鉱：1,845

小炭鉱では、違法あるいは未登録の炭鉱がはびこっており、その状況は悪い。そのような炭鉱では、年間死亡者数は合計で4,000名を超える。1996年末までで、75,000の村落炭鉱(37%)があり、25,000の炭鉱が違法に操業している、と推定されている。大規模な鉱区の周辺において、8,000mの鉱区を持つ違法な炭鉱を含め、14,432もの小炭鉱が操業を行っている。官僚と経済界の腐敗のため、違法な炭鉱のおよそ70%は、要求される安全基準に適合しておらず、適切な管理体制を欠いている。このような炭鉱における年間死亡者数は、1,500名を超えている(表1参照)。

## ● Non-State Enterprises の問題

別の災害多発分野は、Non-State Enterprises である。広東省では、死亡労働災害の70%が外国資本の企業で発生している。広東一般労働組合(General Union)の公式の発行物に掲載された Nanfang Gongbao 氏の調査によると、以下のようなことが明らかにされている。

① 多くの外国資本企業、村落企業、民間企業が、

表2 過去3年間に中国の炭鉱で発生した重大災害

年	発生場所	死亡者数
1994年1月	黒龍江省、炭鉱ガス爆発	99
1994年1月	湖南省、炭鉱爆発	30
1994年1月	江蘇省、炭鉱ガス爆発	40
1995年3月	雲南省、炭鉱ガス爆発	32
1995年3月	河南省、炭鉱ガス爆発	40
1995年4月	新疆省、炭鉱ガス爆発	22
1996年6月	河南省、炭鉱ガス爆発	84
1996年11月	山西省、炭鉱ガス爆発	114
1997年1月	河南省、火災による炭鉱ガス爆発	31
1997年3月	河南省、炭鉱ガス爆発	86 (負傷12)
1997年3月	河南省、炭鉱ガス爆発	21

安全規程・機構をもっておらず、安全基準を監督するための専門的あるいはパートタイムの担当職員を雇っていない。

② 208の外国資本企業のうち28企業(13.8%)が、工場の中に、違法な構造物や建築物(「many-into-one」構造と呼ばれる)をつくっており、94の村落企業の中の19企業も、違法な many-into-one 構造であった。

③ 多くの工場が法律や法規制を破っており、職場で負傷した労働者がしばしば自分で治療費を支払わなければならない、会社が違法に労働者から「健康費」を要求しておきながら、補償を支払わない事例もある。

1997年3月、福建省の香港資本の電子工場の寄宿舎が崩壊し、35名が死亡し、79名が負傷した。地方当局は、事件の後に、「構造物は、外国投資家優遇政策の結果、香港の投資家たちが雇った人々によって建築されたもので、当局には報告されていなかった。これは悪いことである」と言った。しかしながら、この構造物は3年も前に建築されている。事件が起こってしまった場合にだけ、あとから当局は許可していなかったと言っているだけである。

事件が起こってしまったから、当局が、決定を下すためにと会議を開かせ、関心を持っていること、原因を調査し、責任者を処罰すると発表し、安

表3 中国における建物・構造物の崩壊事故 (1995年～現在)

年	場所	建築物	死亡・負傷者数
1997年5月	福建	Xinguang 電子工場・寄宿舎(香港資本)	死亡35・負傷79
1996年12月	広東	日本-中国 Baikeng アーチ橋(未完成)	死亡29・負傷60
1996年7月	湖南	解放軍建設中の住宅用建築物(未完成)	死亡1
1996年5月	四川	7階建て建築物(未完成)	死亡17・負傷10
1996年4月	広東	古い映画館(取壊中)	死亡2・負傷2
1995年12月	広東	香港投資住宅用建築物(新築)	死亡7・負傷4
1995年12月	四川	「中国建物」City Mianma Company 本社(未完成)	死亡17・負傷10
1995年10月	福建	発電所の陥没	死亡3
1995年10月	広東	4階建て建築物(未完成)	死亡3・負傷5
1995年9月	河南	老朽学校(改築中)	死亡8・負傷16
1995年9月	内 蒙古	東洋学校	死亡2・負傷57
1995年7月	広東	Jingguang 複合建設用地(未完成)	死亡1・負傷18・不明5

全性の再調査を行うことを約束するというパターンはよくあることである。不幸にして、責任の所在は明らかにされないまま立ち消えになってしまう。それゆえ、悲劇は何度でも繰り返されることになる(表3参照)。

## ● 職業病と健康上の危険

不完全な統計によっても、中国では、3,300万人(労働力人口の30%)の人々が、健康に有害な業務に従事している。村落企業の80%以上が、健康に危険な産業であり、そのうちの34%近くが、鉛、ベンゼン、水銀等の有害な化学物質を取り扱っている。労働者の約4.4%が、職業病に被災しており、1.6%超が被災の疑いがある。湖南省の州(county)当局が、省外に出て働いた後帰省した労働者600名について実施した調査レポートによると、

そのうちの11%になんらかの職業病がみついている。深川では、多くの工場で危険な化学物質を取り扱っており、防護措置や安全基準が不十分なために、危険な化学物質により病気にかかる労働者や労働災害により負傷する労働者のケースが激増している。10,942の工場について実施した深川労働保護監督局の調査レポートでは、5,902工場(54%)で危険な化学物質を取り扱っており、347,772名の労働者(深川の労働力人口の14.81%)の健康に悪影響を及ぼしていることを明らかにしている。3,108工場は、防護装置をまったく有しておらず、4,971工場の防護措置は不十分であった。2,027工場について実施された監督の結果、1,304工場(64%)が、環境と労働者の健康の保護に関して、国の衛生基準に違反していた。

1996年7月、深川の Huikai 電子工場の76名の女性労働者が、化学物質に曝露して病気になった。工場は隔離されたが、監督の結果、工場内のヘキサンの濃度が通常のレベルの4.6倍に達していることが明らかになった。経営者は、ヘキサンを吸入することが有害であることを知っていたが、労働者には知らせず、何の防護措置も講じなかった。事件の後、この工場は、ヘキサン・ガスを屋上から屋外に放出し、当局が認めていると言って何の改善措置も講じないまま、化学物質を使用し続けている。

辺境地帯の急速な開発によって、じん肺に被災する労働者は、大躍進の時期を超える数に達している。保健省の推計によると、1980年代から90年代にいたるまで、じん肺被災者の年間発生件数は20,000名(死亡者は毎年5,000名)であった。今世紀末までには、この年間発生件数は30,000名にまで上昇し、この疾病による累積被災者数は80万名に達するだろう。(訳者注：別の当局寄りのレポートによると、年間発生件数は1986年に20,000件を超えたが、1987年以降は1万件を割っているという。それでも、累積生存被災者数は今世紀末に60万名に達するだろうとしている。)

危険な化学物質に曝露して重大な症状に陥る人々は、毎年1,000ケースにもなる。そのようなケースはいまでは累積8,000名にものぼり、その

うちの6.8%は、危険な化学物質に曝露した結果、慢性的な症状に苦しめられている。中国では、毎年およそ90万名の人々が悪性腫瘍によって死亡しているが、約4.5%(45,000名近く)が、職業がんによるものである。

### ● 補償をめぐる問題

中国の法令が不十分、不健康であり、また、法律の執行に熱心でないために、被災した労働者が賃金や医療補償を受けようとする問題が生じてくる。ひとつの例として、1996年1月の元旦に起こった Shengli クリスマス・デコレーション工場の火災事故では、会社は、故意に医療補償の支払いを遅らせ、労働者が不利な状況を受け入れざるを得ない立場に追い込んだ。同様に、Huikai 電子工場で化学物質によって健康を害した労働者の場合には、会社は、ある弁護士がこの労働者の問題を取り上げるまで、医療補償の支払いを遅らせていた。弁護士が工場に要求した後、間もなく、彼はこの労働者とコンタクトがとれなくなった。しかし、レイン・アパレルを製造する Dongguan 工場の、80名が死亡した1991年の火災事故の場合には、労働者のために補償を要求しようという弁護士はみつからなかった。しばしば、補償が支払われる場合でも、形式的に、わずか数千あるいは数百ドルだけということも少なくない。

最後に、中国当局や経営者は、自らの利益を最優先させるため、災害が発生した場合に、彼らの主要な目的が政府や企業の利益を守ることになるということを強調しておかなければならない。労働者の安全と生命は二の次なのである。多くの地方当局者たちも、安全衛生基準に重点を置きすぎると、外国の投資家たちを引きつけられなくなるのではないかと考えがちである。西側のメディアと違って、中国のメディアは、まず、企業が人的以外の資産をどれだけ失ったという報道をし、それから、どれだけの人々が死亡あるいは負傷したかということを取り上げる(あるいはあとの事項は完全に無視する)。これは、おそらく、労働現場における死亡や負傷事故が増加し続けていることの根本的な原因である。



# タイにおける労働安全衛生の闘いのなかでの労働NGOの役割

## タイ労働NGOネットワーク

189名の労働者を殺し、481名が負傷、多数に障害を残した、1993年5月10日のケーダー人形工場の悲惨な火災事故の後、タイ労働NGOネットワーク(Labour NGOs Network)は、労働者グループや研究者たちとともに、内務省と協力して被災者を援助するための支援センターを設立すると同時に、労働者の補償のための情報とキャンペーンを、国内および国際的に広げる取り組みを行ってきた。

1994年に、職業病の状況は悪化した。例えば、ある紡績労働者は、綿肺(byssinosis)によって肺の70%が損傷していると診断された。Krungtep 紡績工場のある労働者は、彼女の肺が完全にやられてしまったために、働き続けることができなくなった。ランブーン(Lamphun)工業団地内の電子工場の14名の労働者は、労働環境のなかで危険な物質に曝露したことによって死亡したと信じられている。ここにあげた以外にも、多くの労働者が不安全な状況のなかで毎日働き続けている。

こうした状況を改善するために、労働NGOネットワークは、労働者グループ、労働組合のリーダーや研究者たちと協力して、政府に対し、労働者の健康と安全の効果的な改善と予防を促進させるために、労働者の健康と安全のためのキャンペーン委員会(Campaigning Committee for Workers' Health and Safety)という名称のアクショングループを設立した。これまでに、委員会

は、3つの政府部局に対して以下のような勧告を提出した。

- ①投資評議会(The Office of the Board of Investment)に対する要求
  - 一労働者の健康と安全の保護を自らの目的のひとつに含めること。
  - 一労働安全衛生に関する法律に従わない企業に対しては、課税優遇措置の縮小ないし廃止によって処罰すること。
  - 一労働者の生活の質に影響を及ぼす産業投資政策の策定に、労働者の代表が参加するように定めること。
- ②公衆衛生省(The Public Health Ministry)に対する要求
  - 一主要な産業分野および地域ごとに、職業病の専門クリニックを設立すること。
  - 一増大している労働関連疾患被災者を治療する職業病専門医を養成する計画を策定すること。
- ③労働・社会福祉省(The Ministry of Labour and Social Welfare)に対する要求
  - 一労働安全衛生に関する法令の履行確保のための努力を促進し、工場監督業務に労働者が同行できるようにすること。
  - 一全国、地方別、産業別レベルに、選挙された労働者の代表が他の関係者たちと同数を占める安全委員会を設立すること。
  - 一工場の安全衛生委員会に、労働者自身が、任期

2年の安全衛生委員会を選出できるようにすること。

一仕事によって負傷した労働者に対する医療給付に関する告示(notification)を、実際にかかった医療費の全額を受け取れるように、また、医師の指示による療養期間中の賃金全額が使用者から支払われるように、改正すること。  
一使用者が、労働災害・職業病に被災した労働者を解雇することを防止し、そのような労働者が回復して仕事に復帰するまで使用者が世話をするようにさせること。

1994年以来、労働NGOネットワークはキャンペーン委員会とともに、上記の問題に政府が取り組むように、キャンペーンを展開してきた。キャンペーンには、政府が5月10日を安全衛生に関する国民の記念日に指定し、また、国立労働安全衛生研究所を設立せよという要求も含まれていた。これらの要求の大部分は労働大臣に拒否されたが、労働大臣が、労働者の参加を認めた、安全・労働衛生・環境職場委員会の設立に関する告示を発行したことは成果であった。

●被災労働者たちのパワー

ここ数年、職業病被災者の数が増大するにつれて、彼らのうちの多くが、バンコクの Rajwithee 病院の Dr. Oraphan Methadilokkul のもとで、労働医学のスペシャリストになってきている。この進歩的な医師や労働NGOの援助によって、被災者たちが協力し合って、タイ職業病・公害病被災者連絡会議(Council of Work and Environment Related Patients' Network of Thailand, WEPT)が設立された。WEPTは、長年にわたる綿肺の被災者である Somboon Srikamdok-care さんが議長を務め、様々な労働関連疾患の労働者たちがお互いに助け合い、治療および労働裁判所での法的な闘いを励ますことを目的としている。WEPTはまた、助言や情報を提供する専門家や労働NGOと協力して、多くの職業病被災者が直面している問題を解決するための政府の実効性のある取り組みや政策のためのキャンペーンを展開している。

政府との交渉にあたって、WEPTは、以下の主要な課題に全力を注いでいる。

- ① 労働者補償基金および使用者は、労働医学専門医が発行した診断証明書を正当なものとして認め、医療記録の調査を必要とせず、証明書をつけて請求した労働者に対して速やかに医療給付を支給するようにすること。
- ② 労働裁判所は、17名の医学専門家を指名するにあたって、慎重に選出を行うようにすること。なぜなら、提起された訴訟に関して、労働者補償基金と論争している使用者側と裁判での構成を求める労働者側の双方に大きな影響を与えるからである。
- ③ 労働者の健康と安全を促進・保護するための研究所を設立すること。
- ④ 公衆衛生省(The Public Health Ministry)は、労働・環境医学部を設置すること。

●貧困フォーラム(Forum of the Poor)

1995年、WEPTが、多様な問題に直面し、政府との交渉を必要としている全国の貧しい人々のグループと連携した取り組みができるように、WEPTのアドバイザーである労働NGOネットワークは、地方のNGOと協力し合った。WEPTはそのようなグループと手を結んで、彼らの長期間放置されたままの諸問題の具体的解決を働きかけることを目的に、貧困フォーラム(Forum of the Poor)を設立した。

1997年1月にバンコクで行われた同フォーラムによる最近のラリー(デモ行進)には、WEPTのメンバーたちも20,000名の貧しい人々とともにそれに参加した。フォーラムは、7種類のタイプに分類した一職業病被災者の問題もそのひとつとして121の具体的事例を政府に示した。

WEPTの代表たちは、WEPT加盟および全体の被災者に給付を行う政策レベルの解決を求めて、政府と交渉した。交渉の結果、以下のことを可能とするように内閣に決心させるという成功をおさめた。

- ① 医療給付の支払に関して労働者補償基金との間で論争になっていた32名の職業病被災者

- が、最終的に合計800万パーツを受け取った。残った8名のケースもまた、32名と同様にあまり遅れることなく、医療給付を受け取れるように当局によって再調査されるようになった。
- ② 労働大臣は、労働者補償基金のもとでの補償支給に関する告示第2号を廃止し、より短期間で労働者に支給する元の告示第1号に戻した。
- ③ 労働・社会福祉省は、WHO、ILOや他の国際的に認められた基準にしたがって、労働者の労働関連疾患および労働能力喪失を評価するた

今回の特集で、香港、台湾、タイの被災者団体の取り組みがある程度伝わると思うが、韓国からはバンコクのワークショップに全国民主労働組合総連盟(民主労総)の担当者が参加している。彼女(Joo Young Mi さん)の報告では、1997年1月に、源進レーヨンの被災労働者(二酸化炭素中毒)やじん肺被災者たちの団体など4団体によって、労働災害・職業病被災者団体の全国協議会が結成されたことを紹介している。

また、19頁にもあるように、バンコクのワークショップでは、タイのアロム・ボンバンガン財団による事件から4年後の「ケーダー事件後の生存者と家族たち」についての調査結果が報告されているが、香港グループは、ジリ玩具工場の被災者を訪問したルポルタージュを紹介している。

バンコクのワークショップで発足した「労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク(The Asia Network for the Rights of Occupational Victims)」の機関誌第1号「Occupational Safety and Health, Rights」(Nov. 1997、写真左)でも紹介されているが、香港で作成された「TOY CAMPAIGN」のパンフレット第4号(Nov. 1997、写真右)ではさらにくわしく紹介されている。

「香港グループはジリ火災の被災者4人を訪ねた。Chen Yuying(写真下)はからだの60%以上の熱傷を受け、左手指3本と左足趾全部を失った。完治せぬまま病院を出され、四川省のへき村に帰った。(円換算すると)75万円の一時金を与えられ、毎月1,664円(月給の半分)の補償金が出る。しかし、税金は高く、これでは満足に医療を受け

めの基準を設定することになった。労働大臣は、この問題に関する告示を1997年5月に発行する予定である。

- ④ 労働大臣は、労働安全衛生研究所を設立する法案に原則的に同意した。それから、この目的のために、政府、貧困フォーラム、労働者の健康と安全のためのキャンペーン委員会の代表を含めた起草委員会が指名された。起草委員会は、法案の枠組みおよびガイドラインの作成に当たっている。



られないし、生活できないと訴えている。中国医療の現状とこんな機関紙がまだ(?)香港で発行できる点に注目している。」(労働者住民医療 No.93-94の天明佳臣さんの紹介から)



# アスベスト禁止に向かうヨーロッパ

## フランスに続きイギリス、EUも「最後の頼みの綱」になる日本

古谷杉郎  
全国安全センター事務局長

石綿対策全国連絡会議は、1997年11月13日、東京・自治労会館で第13回総会を開催した(37頁に議案)。例年、総会に引き続いてシンポジウム等のイベントを行ってきたが、今回は、イギリスやフランスにおけるアスベスト禁止をめぐる最新の動向についての学習会を行った(レポーターは、フランスを市民エネルギー研究所の真下俊樹さん、イギリスを神奈川県労働職業病センターの川本浩之さんが担当した)。

その後入手した情報も含めて、日本では全く紹介されていないヨーロッパの状況を整理しておこう。

× × ×

1996年11月27日の「アスベストの禁止をめざす11.27集会」で報告されたように、フランス政府が、1997年1月1日からアスベストの禁止に踏み切った(1997年1・2月号参照)。これは、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、オランダ、ドイツ、スイス、イタリアに次ぐ措置である(イギリスの資料では、フィンランドがなく、フランスはEUで8番目としている)。

それに続いて、イギリスでのアスベスト禁止に向けた動きが急速に盛り上がってきている。1997年2月17日、HSC(安全衛生委員会)が、政府(労働環境大臣)に対して、「EUにおける禁止措置を拡大し、代替不能なごく限られた例外を除き、クリソタイル(白

石綿)の全ての使用を禁止するよう働きかけること」を勧告したと記者発表した(34頁参照)。HSCは、労使双方の代表と地方機関の代表者で構成される。そのもとに規則の制定や監督を行うHSE(安全衛生局 <http://www.open.gov.uk/hse/>)がある。これは突然でできたものではなく、HSC(とりわけ労働組合の代表の働きかけによる)・HSEにおけるアスベスト規制強化に向けた取り組みの積み重ねによるものである。(クリソタイル(白石綿)に限定しているのは、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)の禁止は当然実施済みだから、イギリスでも1985年に禁止されている。日本で青石綿、茶石綿が禁止されたのは、10年遅れた1995年になってからのこと。また、TUC(労働組合会議、イギリスのナショナルセンター)をはじめ各労働組合の中央単産組織などがこの問題に取り組むまでに、各地の被災者・活動家たちによる粘り強い地道な活動があったことが知られている—1995年6月号で紹介した、Hull Asbestos Action Groupの故ディック・ジャクソン氏(この問題に最も積極的なGMB労働組合の活動家でもあった)もその先駆けのひとり。)

直後の5月に行われた総選挙で労働党が18年ぶりに政権に復帰したことが、さらに追い風と

なっているようである。新しい政府の労働環境大臣 Angela Eagle は、6月18日、下院において上記のHSCの勧告を支持する発言を行っている。

一方、TUC(労働組合会議、イギリスのナショナルセンター)をはじめ労働組合などは、こうした姿勢を歓迎しながらも、政府が、EUの動向を口実にして自国内でのクリソタイル禁止の実施を遅らせる可能性もあると警戒を強め、取り組みを強化していく方針のようだ。HSC・HSEでは、現行のアスベスト除去業者のライセンス(免許)制度の見直しや既存の建築物に対するアスベスト調査の義務づけなどについて、遅くとも1999年には改正を施行するために、1998年の半ばまでには草案をまとめるというスケジュールが決まっていることもあり、早ければ1998年中にもイギリスがアスベスト禁止に踏み切るかもしれないという可能性は大いにありそうである。

これまでEU内でアスベスト禁止反対派の「両巨頭」と伝えられてきたフランスとイギリスにおけるこのような変化は、当然、EU全体としてのアスベスト禁止論議を再燃させざるを得ないと予測していたが、実際にそのような動きがでてきているようだ(イギリス政府が、国内規制を遅らせるためかもしれないとしても、EUレベルでのクリソタイル禁止支持の方針を打ち出していることも興味深い)。

ひとつは、ETUC(ヨーロッパ労連 ヨーロッパ28か国の61のナショナルセンター等および14のヨーロッパ組織で構成 5,700万人 <http://www.etuc.org/>)の方針が伝わってきたこと。ETUC副事務局長の Erik Carlslund 氏は、1997年10月15日に国際自由労連(ICFTU)がブリュッセルで開催した人造鉱物繊維に関する安全衛生セミナーの席上、「ETUCは、工業製品および最終消費者向け製品にアスベストを使用することの全面禁止を要求する。経済の国際化は、国境を越えた解決とルールを求め、また引き上げていく必要があることを意味している」と語った。ETUCは、ヨーロッパ規模での全般的な禁止の時期はいま熟してきていると判断し、すでにこのために欧州議会でのロビー活動を開始しているという。

また、ヨーロッパ各国のノン・アスベスト製品を生産している製造業者が集まって「反アスベスト工業協会(Association of Manufacturers Against Asbestos (AAA))」という団体をつくり、ヨーロッパおよびさらに広範な、クリソタイル・アスベストの輸入と使用を禁止する規則の制定を要求する取り組みを行っているとのこと。

× × ×

他方、パリに本部を置いていた国際石綿協会(AIA)は、フランスがアスベスト禁止に踏み切ったことによって、カナダのモントリオールに本部を移さざるをえなくなった。1997年9月17-19日には、カナダ政府、ケベック州政府、ケベック労働組合、AI(石綿研究所 <http://www.asbestos-institute.ca/>)、AIAの共催で、「クリソタイル石綿の管理使用に関する国際会議」がモントリオールで開催されている。当面の焦点となっているイギリス(6・7月には早速、首相、HSCにカナダ政府代表が面会を求めている)やEU各国に対する、巻き返しのロビイング活動も強化しているという情報も伝わってきている。ヨーロッパで、「管理使用ではなく禁止」の流れが確実に広がっていることを意識した、「クリソタイルは管理使用で安全」キャンペーンであるが、一方で、ケベック州政府が駐日事務所から日本での動向の調査を指示し、石綿対策全国連絡会議にも調査に来るなど、大きな危機感をもっているとも言えそうだ。

逆に、日本は、世界のアスベスト産業にとって、「最後の頼みの綱」となりつつあるといってもよい状況になってきているということでもある。禁止に踏み切ったフランスの年間アスベスト使用量が約5.5万トン、イギリスが約1万トン、そして、1970年代に約80万トンと世界最大の使用量を誇ったアメリカでも、数年前の時点で3万トンを割っていると伝えられている。そのような中で、ピーク時で約35万トン、現在でもなお年間約19万トンも(1995年、そのほとんど(93%)を建材製品として)使用し続けている日本は、まさに「孤立無援のアスベスト使用大国」になってしまっているのである。

アスベスト禁止の実施段階に入ったフランス

では、前(1996)年のような大きな動き(1996年1・2月号参照)はなかったものの、新法の施行監視、既存建築物に使われてしまっているアスベストの段階的撤去および処理に関する問題、被災者の掘り起こしと救済など、地味ですが具体的な実効性のある運動が目立っているようだ。「原則廃止立法という制度上の目標を達成した現在、フランスの反アスベスト運動は、アスベストがもたらした被害の具体的な修復という新しい段階に入った」(真下俊樹さん、35頁)と言えそうである。これらのテーマはイギリスや他の国々でも大きな課題となっており、もちろん、日本においても切実な問題である。(企業・行政の刑事責任追及に関する情報も伝えられるようになってきている。) また、今後、欧米に販路を失ったアスベスト業界が、アジアなどへの売り込みを強化していくことが予想される。すでに、韓国で1993年に石綿織

物製造労働者に発生した肺がんが初めて労災認定され(悪性中皮腫第1号がつい最近、造船労働者で認定)、1996年には台湾で船舶の解体撤去(1980年代以前は世界トップシェア)作業従事者の石綿肺を厚生省が第1号認定、香港でも最初の石綿関連疾患が報告され、シンガポールでも1980年代以降すでに中皮腫も報告されるようになっており、フィリピンでも閉鎖された元スービック米海軍基地労働者に多数の被害が発生しているなどという状況になってきている。

アスベスト産出国でもあるブラジルにおける労働組合などの取り組みも伝わるようになってきたが、世界第5位の産出国(1991年、ロシア、カナダ、ブラジル、ジンバブエ、中国、南アフリカの順)である中国も含めて、アジアにおけるアスベスト問題が、今後ますます深刻になってくることは確実であろう。



## 資料/ヨーロッパ: ETUCの立場

●ETUC Report 9-97  
"28 May: European Day of Action for Employment" から

ETUC(ヨーロッパ労連)の執行委員会(Executive Committee)は、自らの「よりよい労働環境に向かって」という文書に基づいて、1997-1998年の「安全衛生」問題に関する優先事項についての決議を採択している。決議の中で執行委員会は、SAFEプログラムの速やかな実行、化学薬品に関する指令の採択を求めている。執行委員会は、アスベストの全面禁止にも賛意を表明している。1997年後半からETUCは、筋骨格系(疾患)問題に関するヨーロッパキャンペーンを開始するとともに、この問題が委員会によって次のヨーロッパ労働安全衛生週間の課題とされるよう要望する。

●ETUC Report 25-97  
1997年11月17日のETUC「環境と持続可能

な開発」に関するワーキンググループ会議(ブリュッセル)の会議の報告から

「ETUCは、工業製品および最終消費者向け製品にアスベストを使用することの全面禁止を要求する。」 ETUC副事務局長の Erik Carlslund は、10月15日に国際自由労連がブリュッセルで開催した人造鉱物繊維に関する安全衛生セミナーの席上、こう語った。ETUCは、安全衛生のルールは常に競争力よりも重要であり、有害な製品の代替物の研究が促進されなければならないことを主張している。「経済の国際化は、国境を越えた解決とルールを求め、また引き上げていく必要があることを意味している」と、Carlslundは語った。代替物は現に存在しており、アスベストはすでにヨーロッパのいくつかの国で禁止されている。ヨーロッパ規模での全般的な禁止の時期はいま熟れてきている。ETUCは、すでにこのために欧州議会でのロビー活動を開始している。



## 資料/イギリスのアスベスト問題

### アスベストの輸入禁止に向けたTUC(労働組合会議)の立場 アスベスト: 致命的な繊維の輸入の禁止を!

今日、イギリスで11人の人々が、以前に仕事でアスベストにふれたことが原因で死ぬことになるだろう。そのうちの4人が苦痛を与えるがんである中皮腫により、その他は肺がん、石綿肺、その他の石綿関連疾患による死亡である。

アスベストは、広範囲に使われている最も危険な物質のひとつである。アスベスト製品の有効な代替品は存在している—それらがいくらか高価であるにしても(市場が拡大すれば減少する問題である)、補償や医療費、精神的・肉体的苦痛など考えられるアスベストの社会的費用総体を考えればはるかに廉価である。

(1990年から?)1995年までに、60,000トン以上のアスベスト・セメントおよび他のアスベスト製品—市価にして4,500万ポンド—が、全く合法的にイギリスに輸入された。

すでにイギリス中の建築物の中に含まれてしまっているアスベストがここ数年のうちにぼろぼろとくずれるように、死亡者数は上昇するだろう。2025年までに、毎年の死亡者数は1万名あるいは毎週200名にまで上昇するだろうと、政府では推計している。

中皮腫による死亡は旧造船・港湾地域に多いだろうが、アスベストはあらゆる地域で人々を死に至らしめる。1994年(このとき以来、死亡は約9%ずつ増加している)に、TUC(労働組合会議 イギリスのナショナルセンター <http://www.tuc.org.uk/>)は、各地域ごとの中皮腫または他のアスベスト関連疾患による死亡者数を見積もっている(数字は省略)。

TUCでは、さらに多くの人々の生命が危険にさらされる前に、いまアスベストの輸入を禁止することを要求する。われわれは、イギリス国内で

のアスベストの輸入を禁止し、また、積極的にヨーロッパ連合(EU)の全ての国におけるアスベストの輸入の禁止を促進するよう求めるものである。この短い文章は、われわれの要求の根拠についての要約である。

#### ●アスベストとは何か?

アスベストは、その強度、耐久性、電気・熱抵抗性で知られる特定の繊維状鉱物の総称である。火災の拡大を防止するためにしばしば用いられ、とりわけ建築物や造船で使用されてきたが、また、市販のヘアードライヤー、アイロン台ガスマスク等のように、熱を絶縁するためにも使用されてきた。

青(クロソドライト)、茶(アモサイト)、白(クリソタイル)と呼ばれる、3種類の主要なタイプのアスベストがある。青および茶アスベストは、イギリスでは1985年に禁止された。しかし、白アスベストについては長年にわたり論争が繰り返され、一部の人々(とくにカナダや南アフリカのアスベスト鉱山経営者)は、安全であると主張している。

しかし、どの種類であれアスベストが肺に吸入されると、肺の細胞を傷つけて呼吸を不可能にし(石綿肺)、肺がん、肺や胃の外面のがん(中皮腫)、場合によっては他の組織のがんを発生させ、死に至らしめることもある。継続的な曝露が最悪であるが、たった一度の曝露によっても、何十年もたつてから致命的ながんを発生させることもある。

#### ●だれが最もリスクがあるか?

アスベストが人々を死に至らしめることは、前世紀から知られていたにもかかわらず、アスベストのコントロールをめぐる物語は、機会を逸失し

た悲劇である。各々の世代の人々は次第に、アスベストがそれ以前に信じられていたよりも危険であることを理解する。専門家や政策決定者が「リスクは低い」とみなした(異なる見解を表明する者はデマを飛ばすものとレッテルを貼られるのが常であった)職業の中で、死体が山積みになるまで、アスベストによる被害者が拡大し続ける。

リスクを予想し、それを予防するよりも、むしろ、イギリスにおける公衆政策は、抵抗できないような証拠がでてくるまで待つというものであった。必要な行動は常にあまりにも少なく、あまりにも遅く、何十年もの間にアスベスト関連疾患が拡大していった。

今世紀の前半には、生のアスベスト繊維を採掘したり扱う人々(港湾労働者や船員など)が、よりリスクが高いと考えられていた。第2次世界大戦後には、造船労働者やアスベスト製品を製造する人々が含まれるようになった。

最近では、そのような初期に製造または建築されたアスベストが老朽化し、ぼろぼろにくずれて大気中に飛散するようになり、保守・修理労働者(および皮膚にも、くずれやすい物質を除去し、処分する労働者)が、リスクが高いと考えられるようになっていく。

教師や他の、直接アスベストに曝露する仕事ではないが、近辺にいる(とりわけ学校や他の公共建築物の)人々の死亡率が増加してきており、TUCでは、これがアスベストによる死亡の第2の波になるかもしれない、顕在化するのは次世紀になるにせよ、それはすでに始まっているかもしれないと警戒している。

● 現在の法令の状況は？

アスベストの使用をコントロールする法令はいくつか存在し、青および茶アスベストは、事実上すでに禁止されている。主な法令は、1987年のアスベスト作業管理規則、1983年のアスベスト(免許)規則および1985年のアスベスト(禁止)規則である。

HSE(安全衛生局)では、監督、強制執行やキャンペーン等を組み合わせて、これらの規則の実効



を確保しようとしている。最近の例では、何千名もの保守・修理労働者がHSEにアドバイスを求めている。

強制執行(enforcement action)は最近強化されており、1996年にはこれまで初めて、建築業者(Roy Hill)が、ブリストルにある使用されていない工場の解体工事中に、労働者と住民をアスベストを吸入する危険にさらしたという理由で、3か月間投獄された。補償のケースでも積極的になってきている。1995年9月、51歳の、農業会社Fisonsの元労働者 Keith Batemanが、中皮腫により26,000ポンドの損害賠償を勝ちとった。高等法院の裁判官は、きっぱりと会社の責任を認め、「Fisonsが労働者の安全のために積極的な配慮を払ったという証拠はまったくない」と語った。

しかしながら、HSEの予算は削減されつつあり、監督、アスベスト規則違反の発見は低下してきており、また、現行のアスベスト除去業者認可制度は見直す必要がある。除去業者の法令違反の発見は1989年に7,000件にもなっている。1990年から1993年の平均は7,570件である。イギリス

の認可を受けた768のアスベスト除去業者のうち、1983年から1984年に免許を取り消されたのはたった13社だけである(1990年から1993年の間にはひとつも取り消されていない)。

アスベストに関してイギリスが直面しているはるかに重大な問題は、すでに公衆の建築物に広く使用されてしまっているアスベストの問題である。TUCではここ数年、建築物の所有者に、建築物の中のアスベストの調査、記録、表示、および、将来の補償や補修の際に必要な記録を入手できるような登録、の法的義務を制定するように主張している。

アスベストが見つかったときに、それを除去することが常に適切であるとは限らない。しかし、アスベストを含有した物質は、最も適切な基準にしたがって保守されなければならない(それは高価である)。アスベストの除去作業は安全に行われなければならないと、TUCとHSEは、「湿潤化し覆いで囲う(wet stippling)」方法によらなければならない、可能な場所では繊維が空気中に飛散しないように水をかけなければならない、と考えている。

輸入を禁止することは、現存するアスベストによる危険性から人々を守る重要性を強めるものであるが、その主要な目的はむしろ次の世代を守ることである。

● 何をなすべきか？

1997年2月17日、HSC(安全衛生委員会)は、政府は白アスベスト(クリソタイル)のヨーロッパでの禁止を支持し、建築物の所有者にアスベストの調査を命じること、および、アスベスト免許規則の効果を見直すこと、を検討すべきであるという勧告を報道機関に対して発表した(34頁参照)。

これらの提案はためらいがちではあるが、HSCとHSEが正しい方向を向きつつあること、また、TUCや他のキャンペーン団体によって進められてきた提案の実現の可能性がでてきたことを示唆している。われわれは、免許規則の見直しと建築物の調査の法的義務(記録、表示、登録の提案も含めて)についての協議を早急に実現させていきたいと考えている。

しかし、最大の関心は、白アスベスト(クリソタイル)禁止の提案である。TUCは、政府が、EUの他の国が第一歩を踏み出すのを待つことも心配している。

実際には、EUの中のいくつかの政府は、すでに自国内で白アスベストを禁止しているのである。WHOの専門家のレポートに応じて、フランス政府は、1996年9月に白アスベスト製品の輸入を禁止した。これは、EU加盟国の中でアスベストを禁止した8番目の国一全く多数派である一になる。

TUCは、イギリス政府が、ヨーロッパのパートナーたちの後塵を拝するのではなく、先頭に立つであろうと信じる。政府は、イギリス国内での白アスベスト製品の輸入を禁止すべきであり、また、EU内での白アスベストの輸入が禁止されるように、正式にヨーロッパ議会に提案すべきである。

● その他の情報

反アスベスト工業協会(The Association of Manufacturers Against Asbestos (AAA))は、ヨーロッパ中のノン・アスベスト製品を生産している製造業者の団体である。その主要な目的は、ヨーロッパおよびさらに広範な、クリソタイル・アスベストの輸入と使用を禁止する規則の制定を要求することである。イギリスでは、Cape plc、CemBrit Building Products等がメンバーになっている。

職業病・公害病協会(The Occupational and Environmental Diseases Association (formerly SPAID))は、アスベスト使用禁止のキャンペーンおよび被災者やその家族に、アスベスト関連疾患であることの証明と補償の獲得方法のアドバイスに、25年以上の経験をもっている。また、物質や肺の標本を分析することのできる電子顕微鏡を所有している。

Clydeside Action on Asbestos は、イギリスで中皮腫の発生率が最も高い旧造船地域で、多数の被災者に対する援助を行っている。地域の被災者グループの中で最も活動的な団体である。

The Construction Safety Campaign は、建設産業でのよりよい安全衛生をキャンペーン

する、アスベスト被災者および建設労働者の独立した団体である。

安全衛生局(The Health and Safety Executive)は、アスベスト法令の履行と強制を担当する行政当局である。また、アスベストの曝露限界を設定し、アスベスト政策について安全衛生委員会

(Health and Safety Commission)に助言する。最も権威のあるアスベストおよびその除去に関するガイダンスやリーフレット、出版物を発行している。



(日付不明、1997年2月以降に作成された文書 翻訳：全国安全センター)

## 安全衛生委員会(HSC)の報道機関向け発表資料(1997.2.17) ヨーロッパのクリソタイルを含むアスベスト禁止を支持する

安全衛生委員会は、環境大臣に対し、以下を勧告した。

EUの現行の白石綿(クリソタイル)規制を拡大し、満足のいく代替品がない限られた数の例外を除き、白石綿のすべての用途を禁止するよう、政府が働きかけること。

これは、イギリスのアスベスト規制の発展のため安全衛生委員会が行ってきたいくつかの勧告のひとつである。これまでの勧告の一部は1996年5月に安全衛生委員会が公表したDisculsion Documentの結果である。安全衛生委員会は、規制の基本的枠組みは変えるべきでないが、安全衛生局がアスベスト規制の以下の変更(および適切な場合には提案)を検討するよう助言した。

- ・現在より広範囲のアスベスト製品の取り扱いに際し、安全衛生委員会のライセンスを必要にする。
- ・建築物所有者にアスベストの調査を求める。
- ・労働者をアスベストにさらす作業をする場合の当局への届出の法定期間を、28日から14日にする。
- ・どんな臨時の(偶然の?)アスベスト作業にも規制を明確に適用する。

安全衛生局はまた、安全衛生委員会の改訂基準に合致するよう、アスベストに関する安全衛生委員会の2つのCode of Practiceを再点検しており、アスベストに関する安全衛生局のすべてのguidanceも再点検している。

安全衛生委員会は、必要な規制の変更に関する

Consultative Documentを1998年の半ばまでに発行する予定である。これは1999年には変更を施行するためである。安全衛生委員会の毒物助言委員会もEUの規制に合わせてイギリスの白石綿規制値を見なおすよう求められている。EU法により必要となる規制変更を、すべてEUのスケジュールに合わせて導入しなければならない。

この勧告について、フランク・デービス委員長は以下のように述べている。

「アスベストは、われわれが今日直面している最大の職業リスクのひとつである。現在、イギリスでは毎年約3,000人が過去にアスベストにさらされたために死亡している。この数はさらに増えるだろう。安全衛生委員会は、今後数十年でこの傾向は逆転すると信じている。使用者と労働者が現行の規制を厳密に守れば、アスベストの危険性は非常に小さい。しかし、だからといって何もしないということではない。われわれは、労働者の健康を守り、使用者が理解しやすいように規制を改善する方法を検討するよう、安全衛生局に要請した。」

「同時に、過去に使用され、現在もそのままになっているアスベストの危険性について知らせる必要がある。このため、2月17日の週から3か月間、安全衛生局はnational tabloidsとtrade pressで、労働者、一人親方にアスベストの危険性を知らせる広報を実施する。」



(翻訳：アスベスト根絶ネットワーク)

## 資料/フランスのアスベスト問題

### アスベスト全面禁止後のフランスの動き

#### I. 1997年の概観

禁止が決まった1996年のような(1997年1・2月号参照)大きな動きはなく、新法の施行監視、被害者の掘り起こしと救済、撤去アスベストの処理問題など、地味だが具体的な実効性のある運動が目立った。原則廃止立法という制度上の目標を達成した現在、フランスの反アスベスト運動は、アスベストがもたらした被害の具体的な修復という新しい段階に入ったと言える。

#### II. 被害者への補償

##### A. 全国的に損害賠償請求訴訟が多数提訴

原告は、被害者個人や被害者団体の場合もあるが、ANDEVA(アスベスト被害者擁護全国会)など支援組織が代行しているものもある。

##### B. 職業病認定促進のための運動

ANDEVA、FNATHなどの被害者支援組織では、被害者の掘り起こしと、職業病認定を促進するために、次のような運動を進めている。

##### 1. 職業病認定申請ガイド

アスベスト被害者の権利や申請の手続などを、具体的に分かりやすく解説したパンフレットを作成し、配布。

##### 2. 認定作業の円滑化のための制度改正に向けた運動

職業病の認定手続はフランスでも煩雑で、時間がかかり、認定基準が厳しい。このため、ANDEVA、FNATHなどでは、認定作業の円滑化をはかるために、次のような項目を含む8項目の認定作業の改正案をまとめ、各労働組合に取り組みを要請。

##### a) 認定審査期間の短縮

4か月以内に決定するようにする。

##### b) 曝露証明書類や手続の簡略化

##### c) じん肺に対する特記事項の撤廃

じん肺に関しては、3人の医師の診断が必要、曝露期間が5年以上などの特記事項があり、これまで、認定制限の理由として利用されてきた。これを撤廃する。

##### d) 認定基準の緩和

##### e) 退職者の追跡認定

#### III. 撤去作業

##### A. 1996年度：小中学校、高校の撤去作業費用の援助として5億フラン(100億円)を計上。

1997年7月までに、校舎にアスベストが使われているかどうかの調査を完了しなければならない。

1999年12月31日までに、撤去を完了しなければならない。

国が総工費の25～50%を補助。

##### B. 建設業界は、吹き付けアスベストの固化を提案。

吹き付けアスベストの上から固化剤を塗布して固めるもの。コストが格段に安い。

##### C. 1997年1月～5月：政府の認定を受けた撤去業者のリストが官報に掲載された。

##### D. アスベスト撤去市場は、フランス国内で少なくとも350億フラン(7,000億円)―DAFSA(公共事業・建設業界の経済分析機関)の見積もり。

法の求める撤去作業には、その倍700億フラン(1兆4000億円)が必要のはずだが、資金的な問題からそのうち実行されるのは半分程度とみられるとしている。

##### E. 1996年末：RATP(パリ交通公社)の地下鉄運転手が、施設や車両に使われているアスベストの安全性の確認を要求してストライキ。

RATP当局は全駅舎、通路、地下線路などの総点検と、危険箇所での撤去を決定。

F. 1997年2月：SNCF(フランス国鉄)が、元蒸気機関車運転手24万人を対象にアスベスト被害の追跡調査を行うと決定。

現在、年97人の元運転手がアスベストが原因で死亡しているとの推計が発表された。

#### IV. 撤去したアスベストの処理

現在の環境省の処理方法は不十分。より安全な処理方法を定める必要がある。

A. フランス環境省は2つの方法を考えている

1. ガラス固化：6,000フラン/トンとコスト高
2. 第一種特定産業廃棄物扱い：2,000フラン/トンと安い

2重の密閉袋に入れて埋設

しかし、1998年3月から施行されるEUの新基準では、コンクリート固化などの「安定化」が必要とされている。

B. セミハード・アスベスト材が、処理規制の対象外になっているのは問題。

C. 大気中アスベスト濃度が2本/cm<sup>3</sup>と非常に緩いのは問題。

#### V. Jussieu(パリ大学第7分校)

23年前からアスベストの危険が指摘されており、再三にわたって撤去作業開始が決定されたが、現在も作業は始まっていない。

A. 1974年：公式文書がアスベストの危険性を指摘

「このような健康に危険な状態で職員や学生を研究させることは困難」

B. 1978年：厚生省が数百万フランの予算を確保

「撤去作業は1979年6月に完了させる」と発表。だが、作業はまったく行われず。

C. 1981年：左翼政権も動きなし

D. 1995年3月：撤去作業が再び議論の週上に

E. 1995年9月：厚生大臣が「撤去作業の義務づけ」をうたったデクレ(政令)を公布。だが、数週間後に大臣交代。それっきり。

F. 1995年11月：地質鉱山研究局(BRGM)が、「アスベスト曝露の危険大」とする研究報告を発表

G. 1995年12月：教育相が早急な作業開始を約束

H. 1996年7月14日：シラク大統領、JussieuのZAC Seine左岸への移転を公約。しかし、その後教育相が、プレハブ校舎を使って、移転せずに撤去作業を行うと発表。

I. Jussieu当局：政府の決定を無視  
ZAC Seine左岸への移転の意向を発表。プレハブ校舎の話は打ち切りのもよう。

J. 1996年12月：Jussieu当局と教育省が協議の末、移転しないままアスベストの完全撤去を行う契約を交わす。1999年まで、12億フラン(240億円)の予算を計上。

K. 1997年4月18日：作業開始予定日にも何も始まっていない

作業を行う部分のみ、順にプレハブ校舎に一時移動して作業を行う。大きなラボを対象に実験的に作業を開始。当初の見積もりよりもはるかに難しいことが判明。

Jussieuでは、すでに教員や事務員など20人以上がアスベストによる職業病に認定されている。

L. Jussieuに同居しているParis VIと地球物理研究所はZACへの移転を希望

M. 1997年10月：職員3名の請願に基づき、パリ行政裁判所は、Jussieu当局に対して、「暫定的防護対策の現状報告を命令」

これまでに、天井をビニールシートで覆う、配管にカバーをつける、天井、窓などの隙間をふさぐ、などの暫定作業が行われた。しかし、防火、電気設備の安全性など、他の問題も指摘されている。そこで、Jussieu職員の安全問題全体について、独立の調査を行い、安全性問題全体に対する可能な対策を提言させる必要がある、との判断から。

(1997.11.13 学習会のレジュメ)



真下俊樹(市民エネルギー研究所)

## 石綿対策全国連絡会議 第11回総会議案

1997.11.13 東京・自治労会館

### I 1996年度活動報告

#### 1. はじめに

1987年11月14日に結成された石綿対策全国連絡会議の活動は、11年目を迎えています。

10年間の活動の中で、中心的課題であった「アスベスト規制法」の制定こそ実現できていませんが、発がん物質・アスベストの危険性の周知と潜在化していた被害者の掘り起こしを進める中で、労働組合や市民の取り組みを促進するとともに、下記のようなアスベスト規制の強化を実現してきたことは、昨(1996)年の第10回総会でも確認したとおりです。

- ① 1989年の大気汚染防止法の改正(敷地境界での濃度規制10繊維/リットル)
- ② 1992年の「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(1%超含有物に安全データシート(MSDS))
- ③ 1995年の労働安全衛生法関係政省令の改正(クロシドライト・アモサイトの製造等の禁止、1%超含有物に曝露防止対策(表示、作業主任者の選任、労働衛生教育、作業環境測定、健康診断、記録の30年間保存)の義務づけ、建築物の解体・改修作業前の使用状況の調査および吹き付け除去の場合の計画の届出・除去作業の隔離、石綿の切断等の作業時の湿潤化に加えて呼吸用保護具・作業衣の使用の義務づけ)
- ④ 1996年3月、退職後の健康管理のための健康管理手帳の交付対象業務に、石綿または石綿含有製品の製造・取り扱い業務を追加
- ⑤ 1996年5月の大気汚染防止法の改正(吹き付け石綿使用建築物の解体・改修工事の届出、作業基準の遵守の義務づけ)→1997年4月1日施

行)

一方、第10回総会で報告されたように、フランス政府が今(1997)年1月1日からアスベストの禁止に踏み切りました。スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド(?),オランダ、ドイツ、スイス、イタリアに次ぐ措置です。ヨーロッパでのアスベスト禁止キャンペーンのターゲットはイギリスに移りましたが、今年6月、イギリス政府はEUの中でアスベストの使用・輸入禁止に向けた働きかけを強化する方針を打ち出しました。1985年の段階ですでにクロシドライトとアモサイトは禁止されていますが、クリソタイルについても、現在の玩具等への使用禁止措置をさらに拡大し、早ければ来年にもイギリスでの禁止措置が実現するかもしれないという状況になってきているようです。そして、禁止反対派の旗頭であったフランス・イギリスにおけるこのような動きが、EU段階での禁止措置を促進する可能性が大きい。

そのフランスの年間アスベスト使用量が約5.5万トン、イギリスが約1万トン、そして、1970年代に約80万トンと世界最大の使用量を誇ったアメリカでも、数年前の時点で3万トンを割っていると伝えられています。そのような中で、ピーク時で約35万トン、現在でもなお年間約19万トン(1995年)も使用し続けている日本は、まさに「孤立無援のアスベスト使用大国」になってしまっているのです。

パリに本部を置いていた国際石綿協会(AIA)は、フランスのアスベスト禁止によって撤退を余儀なくされ、アスベスト輸出国であるカナダのモントリオールに本部を移して、「管理して使用すれば安全」、「クリソタイルは安全」という巻き返しのキャンペーンに躍起になっています。

1992年のブラジル・リオデジャネイロでの「地

球サミット」で「アジェンダ21」が決定されてから5年目の今(1997)年は「リオ+5」の節目の年として様々な行動計画が進められています。また、環境管理・監査システムに関する国際規格ISO14000やその日本版JIS14000も関心を集めています。政府だけでなく、企業の環境問題、化学物質管理に対する対応も問われています。

そのような中で、日本の動向は国際的にも注目されざるを得ません。

## 2. 1996年度の活動の概要

昨(1996)年11月27日の第10回総会后、同日、同じ東京・高田馬場の全建総連会館において「アスベストの禁止をめざす11.27集会 広がるアスベスト被害・海外で強まる禁止の動き」を開催、約80名の方々が参加しました。奈良医大の車谷典男氏からは「アスベストの人体への影響」と題して、日本における疫学研究のレビューと米軍横須賀基地でポイラー工・断熱工として働いていた労働者約250名を対象とした最新の調査結果を紹介していただきました。また、森田明弁護士から、横須賀石綿じん肺訴訟の経過と世界最大のアスベスト企業・ジョンズマンビル社(自己破産後の信託基金)に対して日本から海を越えて行っていた補償請求に関する報告。市民エネルギー研究所の真下俊樹氏から、アスベスト使用禁止をめぐるフランスの最近の動きについて報告していただきました(1997年1・2月号参照)。

年が明けて1997年3月には、環境庁、労働省、通商産業省、建設省および厚生省に対して申し入れを行い、意見交換の場を持ちました(厚生省については、担当部局・日程調整の関係で申し入れのみ)。とくに環境庁については、昨年改正された大気汚染防止法の4月1日施行に向けて、「特定建築材料」、「特定粉じん排出等作業」の対象範囲、「作



業基準」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の内容等について突っ込んだ意見交換を行いました。なお、フランスでのアスベスト禁止実施に関して、部内で検討したと答えたのは労働省(化学物質調査課)だけでした。

通商産業省との意見交換では、日本におけるアスベストの使用用途別内訳に関して、日本石綿協会が1986年度分について示したもののしかないので、最新のデータを公表するよう求めたところ、日本石綿協会が1995年度分のデータを明らかにしました。1986年(総量25.6万トン)の段階では約8割が建築材料とのことでしたが、その後増加しているとの予想どおり、1995年度(総量18.9万トン)では、93%を「建材製品」が占めていることが判明しました(41頁の図)。

そのような中で、アスベスト含有製品を使用しなくても代替品が十分存在することをアピールし、代替化を促進するための「ノンアスベスト・フェア」の実施を今年度の活動方針に掲げたことは時宜を得たものでした。運営委員会で実施要綱案を作成し、いくつかのメーカー・業界団体と話し合いを行い、協力的な反応をいただくこともできたのですが、それ以前に会場確保という物理的条件から今年度の実施を見送らざるを得ませんでした。ノンアスベスト・フェアの計画検討の段階では、フェアの開催だけでなく、ノンアスベスト製品のカタログ作成や代替製品情報の

インターネット上での紹介などのアイデアも出されています。

4月19-20日には、代々木公園で開催された「アースデイ・フェスティバル'97 in 東京」のテント村エコタウンに出展して、パネルや代替製品の展示・宣伝を行ったほか、労働組合や市民から寄せられた様々な相談に応じてきました。市民団体の取り組みでは、被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク(<http://www1.meshnet.or.jp/~asbestos/>)に続いて、アスベストについて考える静岡県民の会・へパフィルター(<http://www.across.or.jp/hepafil/>)もインターネット上にアスベスト問題を紹介するホームページを開設し、国家安全センターのホームページ(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)でも関係する情報が提供されるようになってきました。

1988年7月の提訴以来石綿対策全国連絡会議でも支援してきた横須賀石綿じん肺訴訟(原告は住友重機械工業浦賀造船所の元労働者8名、うち2名逝去)が5月29日に勝利的和解を迎え、続いて10月には、肺がんで死亡した大内久さんの遺族による損害賠償請求裁判も和解が成立しました。被告会社と全造船機械労働組合住友重機・追浜浦賀分会との間の合意で退職後の補償制度もつくられ(1997年7月号参照)、同分会と神奈川労災職業病センターが7月13-15日に開設した「じん肺・石綿健康被害電話相談」には各地から約100件もの相談が寄せられています。この関係団体によって、11月9日には「じん肺・アスベスト被災者救済基金」が設立されています。

今年度は、上記の情報を紹介した「アスベスト対策情報」No.22(7月23日付け)および11.27集会での報告内容を紹介した「めざす会ニュース」No.24(2月)を発行しました。

## 3. 行政の動き

### ①環境庁

吹き付け石綿使用建築物の解体・改修工事の届出、作業基準の遵守を義務づけた大気汚染防止法の改正(1996年5月改正)が、今(1997)年4月1日から施行されました。地方自治体の担当者向け

に、『建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル』も作成されています。対象となる「特定粉じん排出等作業」は、「政令で定める特定建築材料が使用されている建築物の解体・改修作業のうち政令で定めるもの」とされ、前年度の話し合いでも広く網をかけるように要請しましたが、結果的には、特定建築材料とされたのは吹き付け石綿のみで、対象となる建築物における吹き付け石綿の使用面積の合計が50m<sup>2</sup>以上の耐火建築物または準耐火建築物(+解体の場合は、当該建築物の延べ面積500m<sup>2</sup>以上)、とされました。非常に不満ですが、ファースト・ステップをこれで固め、順次拡大していくよう要請しました。

また、環境リスクの新たな管理手法として検討されているPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)システムに関して、今年度愛知と神奈川でパイロット事業が開始されることもあり、対象にアスベストを加えるよう要請しました。

### ②労働省

環境庁の今回の大気汚染防止法改正と言わば表裏をなす関係にもある、1995年の労働安全衛生法関係政省令の改正(建築物の解体・改修作業前の使用状況の調査および吹き付け除去の場合の計画の届出・除去作業の隔離)は1995年6月1日から施行されています。これに基づく届出件数については、意見交換の時点では確定していませんでしたが、1995年が470件(確定値、7か月間分)、1996年は1,000件程度のようなようです。今後は大防法関係の届出とも付き合わせて実施状況をチェックしていく必要があると思われます。

1996年3月に施行の、過去に石綿(含有)製品を製造・取り扱っていた労働者に対する健康管理手帳の交付状況はまだデータが入りてきていませんが、まだまだアピール不足の観があります。また、健康管理手帳所持者の健診受診機関が限定されていることが、この制度の有効性を著しく減じていることから、その改善を求めています。

アスベストの危険有害性情報に関する表示の見直しについては、前年の意見交換時の「省内でも検討中」という回答が後任者に引き継がれておらず、継続して働きかけていく必要があります。

③建設省

建築基準法の改正(例示規定から性能規定へ)が日程にのぼっていることから、同法および同法施行規則に防火建材として例示されている石綿スレート、石綿パーライト板の記述削除を引き続き強く求めてきました。

『吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』で掲げられているアスベスト含有吹き付け材の記載漏れや封じ込め・囲い込み工事の飛散防止対策の不十分さが、環境庁作成の『対策マニュアル』(前出)等でもそのまま引用されているために、早急な改善を求めるとともに、他省庁に対しても、その事実と漏れている製品のリスト等を提供しました。

④通商産業省

前年度は意見交換の場を持ちませんでした。今年度方針に基づき再開しました。前述のとおり、日本におけるアスベストの使用用途別内訳に関して最新のデータをまとめるよう求めたところ、日本石綿協会が1995年度分のデータが公表されるにいたりました。

スレート業界の構造改善事業をはじめとして何もやっていないとはいませんが、担当の生活産業局窯業建材課が代替品とアスベスト製品の双方を所轄していることも含めて、不十分な対応にとどまっています。他の産業分野では環境保全を強く打ち出しているように、代替化促進の明確なポリシーを確立させることが重要です。

⑤厚生省

厚生省についても前年度は意見交換を行ってならず、今年度は、アスベスト対策への保健所の活用や廃棄物処理法の特別管理廃棄物(廃石綿等)にアスベスト含有保温材等を加えること等について申し入れを行いました。担当部局および日程調整の関係で意見交換の場は設定できませんでした。

4. 業会の動き

日本石綿協会は、1995年度の日本における石綿製品の使用状況を明らかにしたほか、「石綿に係る法規(平成9年版)」、「石綿含有建築材料対応

マニュアル(平成9年版)」というパンフレットを発行しています。

前述のとおり、パリに本部を置いていた国際石綿協会(AIA)は、フランスのアスベスト禁止によって、カナダのモントリオールに本部を移しました。今(1997)年9月17-19日には、カナダ政府、ケベック州政府、ケベック労働組合、AI(石綿研究所 <http://www.asbestos-institute.ca/>)、AIAの共催で、「クリソタイル石綿の管理使用に関する国際会議」がモントリオールで開催されたとのこと。

ヨーロッパで「管理使用ではなく禁止」の流れが広がっていくことを意識した、「クリソタイルは管理使用で安全」キャンペーンと言えそうですが、一方で、ケベック州政府が駐日事務所に日本での動向の調査を指示するなど、日本はアスベスト業界にとって「最後の頼みの綱」となりつつあるといってもよい状況になってきています。

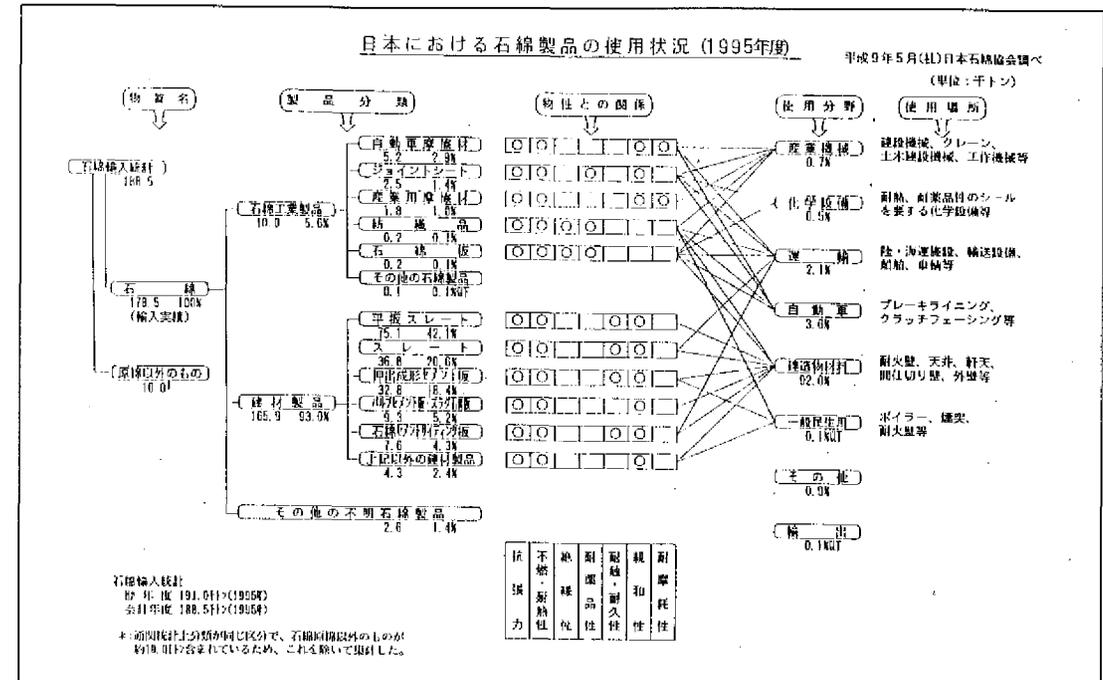
5. 国際的動き

ヨーロッパでのアスベスト禁止の動向等は「1.はじめに」でみたとおりです。

フランスでは、アスベスト禁止措置のバックボーンとなった国立衛生医学研究所(INSERM)のレポートでも「アスベスト曝露に起因する死亡は1,950件(悪性中皮腫750件、肺癌1,000件)」と推計され、イギリスでも、HSE(安全衛生局)が「アスベスト関連疾患による死亡が毎年3,000件、次世紀には毎年10,000件に達するかもしれない」と推計しています。

ヨーロッパでは現在、アスベストの禁止とともに、既存建築物のアスベスト使用状況の調査とその撤去をめぐる問題や企業の刑事責任の追及も問題になっており、イタリアでは裁判所で、アスベスト工場の元経営者に「殺人罪で懲役7~8か月」の有罪判決が下った例もあるということです。

また、今後、欧米に販路を失ったアスベスト業界がアジアなどへの売り込みを強化していくことが予想されます。すでに、韓国で1993年に石綿織物製造労働者に発生した悪性中皮腫が初めて労災認定され、1996年には台湾で船舶の解体撤



去(1980年代以前は世界トップシェア)作業従事者の石綿肺を厚生省が第一号認定、香港でも最初の石綿関連疾患が報告されており、フィリピンでも閉鎖された元スービック米海軍基地労働者に多数の被害が発生しているなどという情報が伝わってきています。

6. アスベスト被災者支援・市民団体等の取り組み

①アスベスト被災者支援等の取り組み

石綿対策全国連絡会議も支援してきた横須賀石綿じん肺訴訟・大内肺がん訴訟が、相次いで解決しました(2.参照)。とくに大内訴訟は、アスベストによる発がんの企業責任を問う、日本で初めての訴訟でした。たんなる裁判の和解にとどまらず、被告会社における退職者の補償協定書の締結、被災者救済基金の設立へとつながっていったことは大きな成果です。

石綿による肺がん・悪性中皮腫の労災認定件数は、1992年度に初めて20件を超え23件、1993年度21件、1994年度21件、1995年度23件という状況ですが、1996年10月には広島県の元製造工

の悪性中皮腫、1997年に入ってから、1月に東京の断熱工の悪性中皮腫(労働保険審査会での逆転認定)、6月には神奈川のタイル工の肺がんの労災認定などが報告されています。全建総連の建設労働者の被害掘り起こしの取り組みや地域安全センターの相談活動などが継続されており、石綿対策全国連絡会議としても様々なかたちでアスベスト被災者支援等の取り組みに協力しています。

②市民団体等の取り組み

アスベストに対する市民の取り組みも広がっています。静岡県では、県職員住宅の解体工事を契機に昨(1996)年、「アスベストについて考える静岡県民の会・ヘパフィルター」が発足し、県内のさまざまなアスベスト問題に取り組むと同時に、代替化促進を求めて独自に環境庁との話し合いも行っています。広島市では、昨(1996)年10月の火災事故から基町市営住宅のアスベスト撤去が問題となり、川崎市では今(1997)年4月、保育園の改修工事に際してアスベストシートが発見され、撤去工事で市立施設の再点検が行われました。

阪神・淡路大震災後のビル解体工事でアスベストが飛散したことが広く報道され、アスベスト

問題に関する市民の関心が高まっています。被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク、アスベストについて考える静岡県民の会・ヘパフィルターのホームページや昨(1996)年「ここが危ない! アスベスト」を出版したアスベスト根絶ネットワークなどに、ビル解体時のアスベスト対策や吹き付けアスベスト問題について、市民からの問い合わせが増えています。解体時のアスベスト対策はほとんど実施されていないのが実態ですが、市民等の申し入れを受けて改善されるケースが目立ちます。魚市場労組が長年にわたってアスベスト対策に取り組んできた築地市場では、屋外のスレート屋根撤去も負圧で行われています。

### 7. 広報活動

昨(1996)年11月27日の第10回総会後、「アスベストの禁止をめざす11.27集会 広がるアスベスト被害・海外で強まる禁止の動き」を開催しました。4月19-20日には、代々木公園で開催された「アースデイ・フェスティバル'97 in 東京」のテント村エコタウンに出展しました。

今年度は、上記の情報を紹介した「アスベスト対策情報」No.22(7月23日付け)および11.27集会での報告内容を紹介した「めざす会ニュース」No.24(2月)を発行しました。

## II 1997年度活動方針

### 1. はじめに

(1997年)9月に京都で開催された第9回国際職業性呼吸器疾患学術会議では、ILO/WHOが2015年までに「労働衛生問題としてのけい肺を根絶させる」国際計画を押し進めているように、じん肺対策が格段に前進していることと対照的に、今後世界的にアスベスト(石綿)による被害が急速に増大することが予測され、対策が急がれていることが強調されています。(この会議は1930年以來、アジアで初めての開催で、千名を超す研究者、政労使代表らが参加しています。)

たしかにこの10年間の取り組みの中で、日本

におけるアスベスト規制は確実に前進したと言えます。

しかし、今なお年間約20万トンものアスベストが輸入され続けており、アスベストを含有しない建材が十分存在するにもかかわらず、そのほとんど(93%)が建材製品として使用され続けています(14頁の図)。

そして、フランスに続きイギリスが、そしてEU全体としてのアスベスト禁止が実現する可能性が高まっている中で、日本だけが、法規制どころか、使用量削減が(欧米と比べ)遅々として進んでいないという状況なのです。

私たちの取り組みにもかかわらず、マスコミをはじめ日本の労働者・市民がそのような状況が正しく認識されておらず、「アスベスト問題は過去の問題」ととらえられているという状況もあるのではないのでしょうか。

率直に言って私たちは、フランス政府の決定を日本でのキャンペーンに十分生かすことができなかったと反省する必要があると思います。いまイギリスをはじめヨーロッパの労働組合・市民団体がかちとろうとしている成果は、日本での取り組みをステップ・アップさせる絶好のチャンスだと思います。

### 2. 宣伝・広報活動

今年度はとくに、ヨーロッパ等でアスベスト問題に取り組む労働組合・市民団体等とこれまで以上に緊密な連絡・連携をとりながら、アスベスト禁止へ向かう世界の趨勢を正確・迅速につかみ、労働組合や市民、マスコミ、関係業界、議会、行政等に対する様々な宣伝・広報活動を強化していきたいと思っています。

具体的な企画は状況の推移をみながら機敏に対応していきます。代替品情報を普及することが重要という視点から、ノンアスベスト・フェアーおよび/またはノンアスベスト製品のカタログ作成や代替製品情報のインターネット上での紹介等、の実現を追求していきます。

以上の目的にも資するため、石綿対策全国連絡会議としてインターネット上にホームページを

開設します。具体的な作業は、ワーキング・グループを設置して進めます。

### 3. 業界等への働きかけ

ノンアスベスト製品製造企業および団体と積極的に連携を強めて、あらためてノンアスベスト製品に関する情報の提供、ノンアスベストフェアーの実施等と呼びかけていきます。

建材分野での代替化を促進するためには、市民に対する広報だけでなく、住宅販売、設計業界等が積極的に取り組んでいくことが重要です。そのために関係業界に対する働きかけを行っていきます。

また、アスベスト製品製造企業に代替化を働きかけていきます。

「環境住宅」が流行のようになる中で何が環境にやさしい住宅かという議論も活発になっていきますが、住宅のノンアスベスト化は、即実現可能で、誰にもわかりやすい「環境住宅」です。

### 4. 行政への働きかけ

引き続き、環境庁、労働省、建設省、通商産業省、厚生省等の関係省庁との意見交換の機会を設定し、働きかけを強化していきます。

とくに、石綿吹き付け建築物の解体・改修工事の届出については、改正大気汚染防止法に基づく地方自治体への届出と労働基準監督署への届出の双方に対するチェックと、石綿飛散防止対策の実施状況に対するチェックを強めて、関係行政機関に必要な要請を行っていきます。

行政改革で省庁の再編があるかもしれませんが、ヨーロッパ等の情報を私たちの側からも積極的に提供し、日本でのアスベスト禁止の実現に向けた効果的な働きかけを行っていくことが重要になってきます。

### 5. アスベストによる被災者への支援活動

アスベスト被災者の救済に向け、引き続き支援活動を強め、地域的支援体制の確立へ向け体制を整備していきます。

### 6. 組織の強化・拡大

石綿対策全国連絡会議の組織拡大・強化を図っていきます。また、アスベスト規制法制定をめざす会との組織的整理を含め、組織運営のあり方についても検討し、会員各位の運動の強化と、石綿対策全国連絡会議の活性化を図っていきます。

### 7. 会費等について

会費は、従来どおり、団体会員の中央単産等が年間10,000円、その他団体会員は年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含まず。

シンポジウムおよび集会の参加費については、年2回以上行う場合は、2回目以降は500円とします。

## III 1997年度役員

代表委員	加藤 忠由 (全建総連委員長)
	佐藤 晴男 (自治労副委員長)
	富山 洋子 (日本消費者連盟委員長)
	広瀬 弘忠 (東京女子大学教授)
事務局長	古谷 杉郎 (全国安全センター)
同次長	温品 俣一 (アスベスト根絶ネットワーク)
	伊藤 彰信 (全港湾)
	里見 秀俊 (全建総連)
運営委員	岩本 伸一 (自治労)
	山本 潤一 (日教組)
	後藤 象次郎 (全建総連)
	野沢 実 (全造船機械)
	花岡 邦明 (日本消費者連盟)
	西田 隆重 (神奈川労災職業病センター)
	安江 祐 (全国じん肺弁護団)
	信太 忠二 (個人)
会計監査	仁木 由紀子 (個人)
	平野 敏夫 (東京東部労災職業病センター)



連載49

## 監督官労災日記

井上 浩

全国安全センター議長



## 監察監督官(4)

1975年6月19日(木)曇

春日部署長島1課長に電話。かおり幼稚園のことにつき本省回答については結論を出す前に局へ相談すること。監察担当署変更につき春日部署関係事項を安田監察官に移管。帰りに萩原、内野、川口(いずれも労災課員)の各氏同行してくれて金魚5匹を買う。

(かおり幼稚園の件について記憶が全くないので、長島さん1課長に手紙を出したが返事がない。長島さんは川口署長退職後は建設荷役車輛安全技術協会に勤務されていたが、現在は退職されたようである。当時のことは記憶にないのかもしれない。上野監督課長は鹿児島に帰られており、本省小池補佐の原稿修正要求のことを書いた10月号を送ったら礼状が

来た。また、事務次官から労働福祉事業団の理事長になられた若林さんにも、登場していただいた分の号を送ったら、こちらは全く何も言ってこない。1993年に福岡市の学校給食公社の山下さんの腰痛が、福岡高裁で勝訴確定したときに、福岡署長は訴えを提起した2週間分の療養費しか支払わず、以後3年分は時効として支払いには応じなかった。そこで福岡自治労の森田現業部長から相談があり、私は直接、当時事務次官であった若林さんへ手紙を出した。ところが、その時にも全く返事がなかった。後に森田さんから、また自治労の労安研の原さんを通じて確認したところ、福岡署(現福岡中央署)より3年分の療養費について健保との差額が支払われたということであった。それが若林さんの力か、1995年1月31日の審査会裁決(安全センター情報1997年3月号)の影響かは不明である。全労働中執の人から聞いたところによると、若林さんは敬けん

なクリスチャンだそうであるが)

6月23日(月)薄晴

衛生管理者試験の問題作成。(当時は各局で試験を実施し、基準協会で講習会を行っていた。講師は私たちであったから合格率は高かった。私の担当はもちろん基準法であった。)

7月4日(金)雨曇

相変わらず毎日ひまな日が続く。川口署関根署長、萩原一主任、N組死亡災害の件で来局。13条違反成立せず。Sタクシーがオール歩合制につき監督するようにK(組合か?)より課長へ。課長より署長へ監督するように電話指示。夜“時の法令”の原稿(7月23日号“法と監視機構”)ようやく終る。

7月11日(金)小雨曇

夏季休暇をとる。7:53発。12:12蒲郡着。三河ハイツへ。総評系の東海ブロック労災防止指導員研修会。展望絶佳。食堂にはムード音楽流れる。浴場良し。総評信太氏に初めて会う。15:10~17:00まで講演。安全運動に若干の影響を残したこと、労安法に安衛教育と新工法等の事前点検制度、それに労働者の実態記録を残したことが生きて意味か。砂上の足跡に過ぎないが。

7月12日(土)晴雨

午前中意見発表会。25名で皆熱心。世話役の奥田、古田の2氏は東亜合成出身で矢内さん(私の名古屋南署時代の下宿の主人。東亜合成一家)を知っている。昼、蒲郡へ出てSへ電話。吉良吉田駅に車で来てもらい緑の平野を走り岡崎公園へ。いろんな人生がある。名鉄で新名古屋駅へ出て22時19分帰宅。

7月14日(月)晴

大宮署の署長、一課長、後藤技官来局。A機械のクレーン感電死の件。災害発生地で捜査の

こと。本省庶務課より電話。某技能センターの件。①土曜に許可した。②寄付行為関係の書類が抜けている。③本日午後技能センター職員が局へその分を持参する。④前法人の解散について十分監督すること。(故玉置議員が関係していた財団法人のことらしい。複数の県にまたがる公益法人の許可は本省庶務課が担当し、地方局では監督課が事務を担当していた。この法人にはいろいろなことがあったが、現在も活動しているので書かない。なお、その後例の山口敏夫元議員の関係している団体も許可を受けたが、その時には中国地方で退職した基準局長を採用するようにすすめられたということだった。その人の安全大会への出張費を出したりもしていた。)

7月17日(木)曇

昼前、中学後輩というH氏来局。一緒に汽車通学していたらしいが記憶なし。余りの老化に驚く。煙草1箱を出されたが、喫煙しないので断る。帰宅後電話あり。会社の労災の件で頼まれる。会計検査院のO君(同級生。当時課長だったと思う。)に会ったら、私を紹介されたとのこと。(H氏は有名一流工務店の下請企業の幹部であった。ところが、労災が発生してもその元請工務店が認めないので、やむなく埼玉県内に所在する材料加工工場が発生したことにして手続きをした。ところが、それが発見されたのであった。この元請工務店は常習犯であって、同じようなことが朝日新聞に下請事業主から投書されたこともあった。そこには私が1年間口をきかなかった課長も天下った。丁度私が司法担当の監察官であったときにも死亡事故が発生し、担当監督署には挨拶?に行ったそうだが、遂に私の前には現われなかった。H氏の関係事件がその後どうなっ

たかは知らない。私はそれをどうこうする立場にはなかったからである。)

7月19日(土)晴

休んで8:24大宮発特急ひばり2号。10:45二本松着。散歩の後バスで岳温泉へ。国民宿舎“寿泉荘”。福島県第2回労災職業病交流集会。130名。職場点検と労災について話す。淀川長治に似ていると。ふざけたことだ。清涼の風吹く高原。明星美しく夜風冷し。信州を思い出す。

7月28日(月)晴

川越三枝一課長(浦和署長退職。東光電気工事。工学系でないのに勤務の余暇を利用して長い年月をかけて自分で家を建築した大へんな努力家)来局。U工務店感電死。安衛則333条該当。朝、静岡安全センターより電話。蒲郡での話が良かかったと出席した労災防止指導員が言ったことから是非講演頼みたいと。

7月29日(火)晴

大宮署島田署長、三浦一課長S信用金庫の労働時間違反のことで来局。昼、大和伸管所の人が労務事情誌相談室の記事を見て労災のことで相談のため来局。“万店”で食事。

8月2日(土)晴

資本論速読終了。抜粋をノートに記入。

8月5日(火)晴

大宮署に相談応援。原田監察官と2人。S信用金庫の女子事務員より聴取書作成。(この信用金庫は大宮署により送検されたが、私は事務員さんより時間外労働の事実を聞き出せず、後に浦和地検への送致書を見たところ、私の調書は綴り込まれていなかった。何とも恥ずかしいお粗末な応援であった。それにしても女性はおそろしい。)

8月11日(月)晴

夏休みをとる。車で土浦を通り筑波スカイ

ラインより筑波山へ。途中牛久沼で食事。風光明媚。八郷町を通過して霞ヶ浦を右に見て走り、佐原を通過して帰る。(夏休みというのは年休以外の休み)

8月18日(月)曇晴

午後安全センター蒲池、石原両氏来局。安全衛生点検ブック原稿のことを相談し決定。

8月20日(水)晴

局署合同で日本楽器監督。近藤局長(この少し前に森田局長と交替)、上野監督課長(三田署長退職)、岡田安全専門官(熊谷署長退職)、浅倉労災補佐(浦和署長退職)、保科監督官(現新潟局監督課主任監察監督官)、細瀨技官、小山川越署長(所沢署長退職。死亡)、三枝一課長(前出)、星野二課長(審査官?退職)、中沢監督官(現春日部署長)、峯監督官(現本省労働時間課補佐)、埼玉上尾高と東海大相模高の準決勝戦。調査中細瀨氏(局長車運転)を守衛室に行かせテレビ観戦させる。5:4で意外に上尾勝ち。

8月27日(水)晴

このところ一倉係長が課長に対して仏頂面。(何か不満があったのだろうか。)

8月29日(金)曇

六価クロム関係の緊急監督実施のことで、一方面主任監督官と第一課長会議。局側監督課長以下11名。署側9名。概要以下のとおり。

1. 水越安全衛生課長新任挨拶
2. 有害物監督実施について 上野監督課長
3. クロムの知識について 金子監督官
4. 質疑

夕方新任監督官の戸丸(現群馬局監督課主任監察監督官)、亀島(?)、峯(前出)、笹森(現秩父署長)の諸氏と大宮で飲む。(統括研修指導官であったため)

8月30日(土)曇

本省監督課亀田氏より電話。①昭電秩父工場の調査表を課長内かんで送った。②監督結果も含め至急送られたし。(何のことだったか?) 14:05東京発。伊豆長岡“おとり荘”。静岡安全センター労災職業病交流会。80名。

8月31日(日)晴

9:00~10:30講演。70点か。静岡署渡辺氏の車で三島駅まで送ってもらう。11:47発。13:45帰宅。

9月10日(木)晴

川口署亀島監督官より電話。①18日より研修に行く。②カンパとしてビール2ダース欲しい。③大きな基準局などはどこも出している。④17日研修に行くため挨拶に来局するのでその際にいただきたい。(記憶はないがたぶんビール券を渡したと思う。)

9月12日(金)晴

春日部署長島一課長来局。①K化学工業のベンジジン事件捜査に応援は不要である。②埼玉県保健センターで返品次第やる。保健センターに行く、来週送ると。(証拠品のことか?)

9月17日(水)晴

署長会議。終わってから飲まずに帰る。

9月18日(木)曇

夕方、沖電気労組の佐藤氏と喫茶店で電機労連の講演打合わせ。

9月21日(日)晴

一日中“いのち”の原稿書き。遂に100枚終りほっとする。えらいことを引き受けた。

9月23日(火)曇晴

原田監察官と渋谷女史(現大宮署業務課長)の3人のみ。春日部署管内の東進重機の件で、労組、弁護士2名、全金高村氏等13名来局。(20、24と書いてあるので、解雇と賃金不払いのことだったのだろうか。)

9月30日(火)曇

横浜市交通労組学習会。根岸駅下車。交通労組会館。50人。夏休みをとり行く。

10月3日(金)雨

年休をとり7:55大宮発特急で沖電気労組の佐藤氏と高崎工場へ行く。本庄、高崎、富岡各工場の安全委員講習会。40名。16:40発特急で帰る。(こうして労組関係の学習会等に出席していたが、役所で表面だった抵抗は全くなかった。)

10月7日(火)曇

休暇。8:40羽田発。雲多し。わずかに雲上に富士が見える。10:40頃白浜空港着。海岸散歩後“ホテルニュー白浜”へ。電機労連安全衛生対策担当者会議。14:30~17:00すぎまで話す。安全センター蒲池氏と初めて泊。

10月8日(水)一時雨曇

紀伊半島をめぐる名古屋から帰る。南紀の海美し。車中李白の詩を読み感動。

10月9日(木)曇あり

夜、弁当屋臨検。違反なし。安田、井上、保科、依田、栗原、会田の各監督官。

10月11日(土)曇

昨夜全労働関口副委員長より電話。そのため10時すぎに早退し、全国職業病交流集會に出席。読売ランド204号室。関口氏と同室。

10月12日(日)雨

D号館212号室の「認定と補償」分科会へ出席。患者中心の集會のようだが前途はどうなるか。女11名、男6名。例のS化学工業の鉛中毒認定のS氏(テレビにも出演したことあり。)も同室であったことがわかり挨拶。関口氏と帰る。(このときは第9回で33都道府県から1,048名参加。記念講演は東京経済大の川上正道氏となっている。)



# 投資国側NGOの連携を強化 日本・韓国・香港・台湾

多国籍企業に関するアジアNGO憲章(案)も討議

佐久間真一

進出企業問題を考える会

1997年11月23日-24日の両日、進出企業問題を考える会主催の「多国籍企業のモニターに関するアジア国際シンポジウム(第2回)東アジア地域セミナー」が、都内の江戸東京博物館・会議室で開催された。東アジア地域セミナーは、1996年12月に開催した日韓共同セミナー(1997年4月号参照)に続くもので、日本国内で多国籍企業問題に関わっている市民団体12団体の協賛のもとに、韓国、香港、台湾の東アジア地域のNGOの代表をゲストとして迎え開催された。

## 東アジア地域セミナーの目的

東アジア地域セミナーは、次のような目的、課題のもとで開催された。

### (1) 投資国側市民、NGOの課題と役割の検討

日本・韓国・香港・台湾の東アジア4か国・地域は、著しい経済成長を遂げたアジア地域の中にあつて、域内貿易・投資拡大の担い手、主要な資本供給国となっている。多国籍企業に対する社会的規制を強化していくためには、まず、投資国側における、自国の海外進出企業に対する働きかけやモニター活動が重要となる。

東アジア地域セミナーの第一の目的は、この4か国・地域の海外投資の現状と問題点を検討し、投資国側市民、NGOの課題と役割について確認

していくことにある。

### (2) NGOによるモニター活動の進め方の検討

セミナーの第二の目的は、市民団体や労働団体などのNGOによる多国籍企業に対するモニター活動の進め方について検討し、共通の認識を深めていくことである。今回のセミナーでは、『多国籍企業に関するアジアNGO憲章(案)』(51頁参照)が用意され、23日のワークショップで意見を持ち寄り検討した。この『NGO憲章』は、日本国内での多国籍企業監視活動の経験を踏まえてまとめられたもので、アジア地域における市民・NGOの共同の指針をつくらうとするものである。国際自由労連アジア太平洋地域組織(ICFTU-APRO)が、1994年に、『民主的発展のための社会憲章』をまとめているが、アジア地域で市民団体によるこの種の憲章づくりは、初めての試みである。

### (3) モニター活動のネットワークづくり

セミナーの第三の目的は、アジア地域における多国籍企業に対するモニター活動のネットワークづくりを進めることである。進出企業問題を考える会では、今回の「東アジア地域セミナー」に続いて、1998年秋に、タイ、フィリピン、インドネシアなど投資受入国側からNGOの代表を招いて、「アジア地域セミナー」を開催する予定である。

多国籍企業をモニターする私たちの活動は、まだ始まったばかりで、日本国内では、この間、問題



のケースに応じた共同行動が展開されているが、それでも、活動分野や性格の異なるNGO間の協力は難しい問題がある。まして、アジア地域での国際的な協力・連携を進めていくには、多くの課題があるが、今後、『多国籍企業に関するNGO憲章(案)』を、アジア地域のNGOの共同の指針として共有し、投資国側と投資受入国側NGOの国境を越えた連携(ネットワーク)を強化していく計画である。

## 報告・討論の概要

### (1) ワークショップ(11月23日)

初日の23日は、『多国籍企業に関するアジアNGO憲章(案)』に関するワークショップが開かれ、主催・協賛団体関係者と海外ゲストを中心に約40人が参加した。

主催者の『NGO憲章(案)』の趣旨説明に続いて、次の方々が報告を行った。

小島延夫(進出企業問題を考える会・弁護士)

渡辺 勉(国際労働研究センター)

キム・ウニョン(韓国「参与連帯」国際人権センター)

ジェラルド・グリーンフィールド(香港AMRC)

陳光興(台湾労働教育情報センター・清華大学教授)

続いて、参加者によるフリーディスカッションに移り、予定時間をこえる活発な討論が展開された。各国代表ならびに参加者から出された『NGO憲章(案)』に対する意見の主な論点、整理の方向は次のような内容であった。

### ① 『憲章』の性格、目的の明確化

アジア地域におけるNGOによる多国籍企業監視活動のための共同指針とする。用語、概念の整理と国際基準等の明確化。用語については、例えば労働三権の「尊重」か「保障」か、事前「協議」か「合意」か、などを検討し、国際基準については、各条項が依拠しているILOやOECD等の指針を明記する。また、憲章案の各条項は、一般化して記述されているが、これらの指針が作成された歴史的経過等を大切にすることが確認された。

### ② 女性の人権と母性保護条項を加筆

多国籍企業(製造業)に働く労働者の大半は女性労働者であることを踏まえ、女性労働者の人権と母性保護について、独自に条項を盛り込むことにした。

### ③ 請負・下請け業者への『憲章』の適用

多国籍企業の生産が請負・下請生産になっている実態を踏まえ、本『憲章』を、請負・下請業者にまで適用することにした。

### ④ 『憲章』の宣伝、普及

アジア各国のNGOに『憲章』を広く宣伝してい

くとともに、とくに労働組合への働きかけを強化していくことが必要と確認された。

ワークショップの討議の集約として、今回の『憲章(案)』を第1次草案として、今後、さらに各国で検討を深め、1998年秋に開催する「アジア地域セミナー」で採択する計画で、アジア各国のNGOに広く伝え、意見を求めていくことにした。

(2) 東アジア地域セミナー(11月24日)

24日のセミナーには、約80人が参加した。セミナーは、各国代表の報告とパネル・ディスカッションの二部構成で行なわれた。各国代表の報告テーマと報告者は次のとおり。

- 馬山輸出自由地域の資本撤収問題と対応  
報告/カン・インスン(韓国・慶南大学教授)
- 中国における多国籍企業と労働者  
報告/ジェラルド・グリーンフィールド(香港AMRC)
- 日本の原発輸出反対の共同行動の教訓  
報告/高成炎(台湾環境保護連盟・台湾大学教授)
- 多国籍企業と労働組合—IMFの取り組みを中心に  
報告/小島正剛(IMF書記長アドバイザー)
- アジアにおける多国籍企業とNGOの展開  
報告/村井吉敬(上智大学教授・PARC共同代表)

続いて、日本、韓国、香港、台湾企業の海外投資の現状と問題点について各国代表から報告を受け、アジア地域での多国籍企業のモニター活動の進め方について、会場からの質問に対する回答を含め、各国代表パネラーによる討論が行なわれた。今回のセミナーでは、台湾企業の海外投資の現状が初めて報告された。質疑討論の主な論点は次のような内容であった。

- ① 韓国、香港、台湾での市民団体と労働組合の連携の現状  
多国籍企業問題をはじめ社会運動にかかわる市民団体と労働組合の連携は各国とも強固ではないが、とくに日本国内ではほとんど接点がない現状が報告された。
- ② 中国における多国籍企業に対するモニター活

動の展望

中国にはいわゆるNGOが存在しないことから、中国でのNGOによるモニター活動は厳しい現実にあるが、様々なチャンネルを通して中国国内に働きかけていくことが必要と確認された。

③ 中国の労働組合運動の評価と今後の展望。

中国の「労働組合」(総工会)は、国際自由労連(ICFTU)においても労働組合として認知されていない実態にある。

④ 多国籍企業の下請・請負生産の責任

多国籍企業の下請・請負生産をしている企業に対するモニター活動が必要であり、とくに、下請・請負生産における発注元の多国籍企業の責任を明確にしていく活動が大切と確認された。

セミナーの成果と今後の課題

(1) 共通理解深めた東アジア地域セミナー

今回の東アジア地域セミナーは、前述したように、3つの目的をもって開催された。1996年の日韓共同セミナーに続いて2回目の開催ということもあって、海外ゲストを含む参加者の共通理解が深まり、討論もかみ合ったものとなり、大きな成果をあげることができた。

とくに、昨年の韓国、香港に加え、今年は台湾のNGO代表が参加したことによって、東アジア地域の投資国側NGOの多国籍企業モニターネットワークが広まった。また、今回のセミナーで討議された『NGO憲章(案)』は、多国籍企業問題のキャンペーンやモニター活動の指針として活用できることから、アジア地域でのNGOによる多国籍企業モニターネットワークづくりに大きく一歩踏み出すものとなった。

(2) 今後の課題

この間、多国籍企業の投資をめぐる国際ルール策定の動きが、OECDやAPEC、WTOなどで活発化している。OECDでは現在、1998年5月の締結をめざした多国間投資協定(MAI)の政府間交渉が進んでいる。こうした動きは、日本やアメリカなど投資国側からの強い働きかけによるもので、その目的は、投資の自由化(保護・促進)及び安

定した投資環境の確保にあり、内容も投資受入国側の義務に関する事項が中心となっている。

OECDやAPEC、WTOで投資協定が策定されれば、それは、投資に関する一種の国際ルールとなっていくことから、NGOの立場から、その動きを監視し、政府や関係機関に働きかけていく必要がある。と同時に、多国籍企業問題にかかわるNGOとして最も重要なことは、NGOレベルでの多国籍企業をモニターする活動と国際的なネットワークを強化していくことであろう。とくに、多国籍企業の投資が集中しているアジア地域においては、今後、市民・NGOによるモニター活動がますます重要な役割を果たすことになる。残念ながら、アジア地域においては、欧米諸国に比べ、多国籍企業問題にかかわるNGOが少なく、その

力量も限られている現状にある。

今後、日本、韓国、香港、台湾の投資国側NGOの連携をさらに強化し、アジア各国のNGOへの働きかけを強めていきたい。また、日本国内においては、NGO間とくに市民団体と労働組合との連携の強化が大きな課題となっている。進出企業問題を考える会では、1998年秋に予定している「アジア地域セミナー」に向けて、こうした課題に挑戦していく計画でいる。多くの皆さんのご協力をお願いしたい。

※全国安全センターもこのセミナーに協賛した。主催団体や他の協賛団体とは、ここ数年来、ボパール事件を考える会、玩具の安全生産に関する市民連絡会、常石セブ造船問題を考える会等の取り組みで協力する機会が増えてきている。



多国籍企業に関するアジアNGO憲章(案)

作成：進出企業問題を考える会

1. 「アジアNGO憲章」について

【憲章の目的】

1. 著しい経済発展を続けるアジアでは、日本・韓国・香港・台湾など東アジア諸国・地域の企業をはじめ外国企業(多国籍企業)の投資が急増し、進出先国の経済、社会、市民生活に大きな影響を与えている。多国籍企業の投資は、投資先国の経済発展や雇用の増大に寄与するといわれる一方で、投資先国での人権侵害や不当労働行為、公害輸出や環境破壊、資源の乱獲、文化摩擦といった種々のトラブルを多発させている。
2. 多国籍企業をめぐるトラブルは、第一義的には当該企業自身の経営責任によるものであるが、同時に、国際社会や投資国、投資受入国において多国籍企業の投資活動に対する法規制や拘束力をもった規制基準等が整っていないところにも大きな原因がある。

多国籍企業の行動指針に関しては、すでにILOやOECDといった国際機関による宣言や指針の採択、各国政府や経済団体などによるガイドライン策定、さらには各企業による指針策定なども行われているが、これらはいずれも法的拘束力をもたない多国籍企業の行動理念をうたった「ガイドライン」となっている。

3. 本憲章は、多国籍企業問題に取り組んでいるアジア各国・地域の市民団体や労働団体などのNGOが、それぞれの取り組みを踏まえ、多国籍企業の行動規範と市民、労働者による国際的な監視活動のあり方についてまとめたものである。多国籍企業の投資が進むアジアにおいて、こうしたNGOレベルでの多国籍企業に対する監視活動はますます重要なものとなっており、本憲章はアジア地域におけるNGOの多国籍企業監視行動の規準作成を目的としている。

【補注】多国籍企業の定義：本憲章において用いられる「多国籍企業」とは、その事業所

の法的形態や事業活動の分野を問わず、2またはそれ以上の国に事業所を有する企業で、ひとつの決定機関のもとにおいて整合性のある事業活動を行い、資本金あるいは知的所有権や製造・販売その他の要因で各国の事業所に相当の影響を有している企業をいう。

## 2. 多国籍企業の行動規範

※ 以下の条項は、多国籍企業の投資と事業活動のあり方について、OECD、ILOなどの国際基準を参考にまとめたもので、多国籍企業に対する市民・NGOの監視基準としたい。

### 【多国籍企業の活動理念】

1. 多国籍企業の投資と事業活動にあたっては、それが投資先国の政府やパートナーの利益だけでなく、投資先国の社会と公衆の利益にかなうものでなければならない。多国籍企業の事業活動は、投資先国の経済、社会との協調、融和をはかり、進出先社会の経済的、社会的自立に寄与するよう努めなければならない。
2. 多国籍企業は、その事業展開にあたっての基本理念と行動指針を定め、これを広く内外に明らかにし、各事業所の従業員レベルまで徹底するとともに、その実践状況を定期的に点検し、その結果を公表しなければならない。

### 【投資先国の主権尊重と国際基準への準拠】

3. 多国籍企業は、その事業活動にあたって、投資先国の主権の尊重ならびに現地の法律、規則、行政慣例等を遵守することは当然であるが、公害規制や資源・環境保全、消費者保護、労働三権などをめぐって進出先の国内法や規則等が国際基準からみて不備な場合には、国際基準に準拠しなければならない。

### 【基本的人権と思想・信条の自由の尊重】

4. 多国籍企業は、その事業活動にあたって、基本的人権を尊重し、ILO憲章や世界人権宣言など関係する国際基準を遵守しなければならない。とくに、人種、性別、宗教、言語、民族などを理由としたいかなる差別も行ってはならない。また、思想・信条あるいは政治的意見を理由と

した差別を行ってはならない。

### 【社会的・文化的価値並びに慣習の尊重】

5. 多国籍企業は、その事業活動を行う国、地域の社会的及び文化的価値並びに慣習、伝統を優先的に尊重しなければならない。多国籍企業は、進出先の政府あるいは現地の人々がその社会、地域の文化的、伝統的価値・慣習を損なうと判断する生産・営業活動や製品・サービスの供給をしてはならない。

### 【政治活動及び賄賂など不正活動の禁止】

6. 多国籍企業は、進出先の政治活動に関与したり、進出先の政府あるいは特定の団体、公職にある者などに対する賄賂、さらには利益誘導のための買収など不正活動を行ってはならない。

### 【情報の公開】

7. 多国籍企業は、その事業活動を行う国の公衆に対し、適当な伝達手段を用いて、その企業の全体の組織、事業内容、財務及び非財務事項などを定期的(通常6か月以内、いかなる場合でも1年以内)に公表しなければならない。定期的に公表すべき情報には、少なくとも次の事項が含まれるべきである。

- (1) 出資会社及び現地企業の名称並びに所在地、出資形態・比率、技術貸与・事業関連など相互間の関係
- (2) 現地企業の主たる事業内容、貸借対照表・損益計算書など財務表及び関連情報
- (3) 現地企業の従業員数及び労働条件、労使関係
- (4) 関連企業間の商品移転の際の価格政策

8. 多国籍企業は、その事業活動にかかわる事項に関して、進出先の政府・関係当局あるいは当該企業の労働組合及び一般公衆から要請があった場合には、その情報を提供しなければならない。

### 【労働三権の保障】

9. 多国籍企業は、いかなる国・地域の事業活動においても、労働者の基本的権利として労働三権(団結権・交渉権・争議権)を尊重しなければならない。その場合とくに、以下の事項に留意すべきである。

- (1) 労働者が自主的に団結し、労働組合を結成す

ることを妨害してはならない。また、労働組合を結成もしくは結成しようとしたことを理由に、労働者を解雇したり、退職強要や差別的待遇をしてはならない。

- (2) 労働者がその代表を選んで企業との交渉を要求した時は、企業は誠意をもって積極的に交渉に応じるべきである。その場合、企業は交渉を有意義に進展させるため、①企業全体の業績に関わる必要な情報を労働者代表に提供すること、②交渉事項について決定権を有する使用者代表を交渉にあたらせること、③労働者の要求に対して工場の撤収などの不当な威嚇をしないこと、を守るべきである。
- (3) 労働者の争議権を保障し、労働者がストライキや職場集会など団体行動を行ったことを理由に、不利益な扱いをしたり、解雇をしてはならない。また、争議を暴力的につぶしたり弾圧してはならない。

- (1) 雇用機会の拡大・安定に寄与するため、原料・部品・設備などの供給は最大限、現地調達を原則とし、進出先の国内企業との契約を優先すること。
- (2) 雇用に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更にあたっては、労働者及びその団体の代表に対して、計画の変更が可能な段階で提示し、協議すること。とくに、集団的なレイオフまたは解雇を伴う事業閉鎖の場合は、十分な予告と交渉が必要である。
- (3) 従業員の採用、配置、教育・訓練、昇進にあたっては、機会および待遇の均等を原則とし、いかなる差別も行ってはならない。また、進出先の社会・文化的、宗教的慣習を尊重しなければならない。

### 【雇用・労働条件・労使関係】

10. 多国籍企業は、進出先国の雇用機会の拡大、安定をはかるとともに、採用・配置・昇進・待遇において不当な差別を行ってはならない。その場合とくに、以下の事項に留意すべきである。

- (1) 雇用機会の拡大・安定に寄与するため、原料・部品・設備などの供給は最大限、現地調達を原則とし、進出先の国内企業との契約を優先すること。
- (2) 雇用に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更にあたっては、労働者及びその団体の代表に対して、計画の変更が可能な段階で提示し、協議すること。とくに、集団的なレイオフまたは解雇を伴う事業閉鎖の場合は、十分な予告と交渉が必要である。
- (3) 従業員の採用、配置、教育・訓練、昇進にあたっては、機会および待遇の均等を原則とし、いかなる差別も行ってはならない。また、進出先の社会・文化的、宗教的慣習を尊重しなければならない。

11. 多国籍企業は、進出先国の雇用水準と労働条件の改善に寄与するため、進出先国または地域での最高水準の労働条件の提供と良好な労使

関係の確立に努めなければならない。その場合とくに、以下の事項に留意すべきである。

- (1) 賃金及び労働条件は、その国・地域における類似の企業が提供するものに比べ、最高水準のものであるべきである。労使関係の基準においても同様でなければならない。
- (2) 労働安全・衛生に関しては、進出先国の関連する法律及び諸規則並びに関係する国際条約、それに対応する勧告等を遵守し、国際条約を批准していない国にあってもこれら国際基準に準拠し最高水準を維持すべきである。とくに、事業活動上の安全及び衛生について、当該企業の労働者に対する責任ある教育と地域住民に対する適切な情報の提供がなされなければならない。

### 【消費者保護】

12. 多国籍企業は、その事業活動が及ぼす進出先社会の消費生活への影響に十分留意し、進出先国の消費者保護に関する法律や諸規則並びに関連の国際基準を遵守しなければならない。その場合とくに、以下の事項に留意すべきである。

- (1) 消費者の健康に害を与え、安全を脅かし、消費者に好ましくない影響を与えるような製品・サービスの供給並びに進出先社会の伝統的な消費生活・生活様式に著しい影響を与えるような製品・サービスの供給の禁止。
- (2) 製造もしくは販売しようとする製品・サービスの内容及び判明している限りでの安全・健康に関する情報を、正確かつ有効な方法で消費者に伝えること。
- (3) 不当表示、不当広告の禁止。

### 【自然・環境・資源の保護】

13. 多国籍企業は、その事業活動が及ぼす自然環境、資源への影響に十分留意し、進出先国の環境・資源の保全に関する法律や規則を遵守し、関連する国際基準を尊重しなければならない。その場合とくに、以下の事項を遵守すべきである。

- (1) 環境アセスメントと事後評価の実施
- (2) 環境対策・指針の策定と環境管理態勢の整備
- (3) 環境対策にかかわる情報の公開
14. 多国籍企業は、その事業活動において、環境

破壊等の被害が発生した場合には、企業責任において原状回復と被害に対する補償など適切な措置をとらなければならない。

【紛争解決の責任】

15. 多国籍企業は、その事業活動にともなう労使紛争及び地域住民とのトラブルについては、出資企業(親会社)の責任として、紛争解決のために積極的に努力しなければならない。その場合とくに、以下の事項が確認されるべきである。

- (1) 進出先の当該企業の労働組合または地域住民、政府及び関係当局からの、事業活動ならびに紛争に関わる情報提供の要請に対して、誠意をもってこれに答えること。
- (2) 当該企業の労働組合又は地域住民から交渉の要求があった場合には、責任と誠意をもってこれに応じること。

【国内雇用問題】

16. 多国籍企業は、国内において、外国への進出を理由とした工場閉鎖、人員削減、労働条件の切下げを行ってはならない。また、明らかに雇用不安に発展する対外進出を行ってはならない。対外進出にあたっては、当該企業の労働組合と事前協議を行わなければならない。その場合とくに、次の項目について予め労働組合に資料を提供し、協議しなければならない。

- (1) 海外進出の目的と事業計画の内容。
- (2) 進出先における中期並びに当面の生産、販売、購入、資金、雇用計画。
- (3) 国内における生産、雇用計画。

3. 多国籍企業のモニター活動

※ 以下の条項は、多国籍企業の監視活動と国際的な支援・連帯活動のあり方についてまとめたもので、多国籍企業問題に関わるアジアの NGO の共同行動指針の作成をめざしたい。

【多国籍企業のモニター活動】

1. 多国籍企業に対するモニター活動のために、多国籍企業の母国(投資国側)と進出先(投資受入国側)の双方において、日常的なモニターの

ための組織とシステムを確立し、国内ならびに国際的な連携(ネットワーク)を強化していくことが必要である。

2. 多国籍企業のモニター活動のためには、性格や活動分野の異なるタイプの NGO のあいだの協力、とくに市民団体と労働組合の連携を強化していくことが必要である。また、投資国側と投資受入国側の NGO の国際的な協力と連携がとくに大切である。

【投資国側 NGO の責任と役割】

3. 投資国側においては、自国の多国籍企業の動向について日常的にリサーチし、問題が確認された場合には直ちに当該企業ならびに関係機関に、事実関係の確認と是正等の申し入れや提言を行うことが必要である。

4. 投資国側 NGO は、自国の多国籍企業について、進出先国の NGO (労働組合・市民団体・市民団体など) から要請があった場合、当該企業の経営情報等の提供を行うものとする。

5. 投資国側 NGO は、自国の多国籍企業が関係する問題について、当事国の NGO から支援要請があった場合、次のような支援活動を行う。この場合、当事者からの直接の支援要請を原則とし、紛争や争議の経過等に関する正確な情報の提供を求めるものとする。

- (1) 当該企業ならびに関係機関への事実関係の確認。
- (2) 問題が確認された場合は、①当該企業への是正の申し入れや抗議行動、②関係機関・団体への連絡と問題解決のための協力、③自国内でのキャンペーン、などを展開する。

6. 多国籍企業の紛争の解決は、紛争の生じている進出先国の当事者による交渉で解決することを基本に、投資国側 NGO は、多国籍企業本社に対し出資企業の責任で解決をはかるよう働きかけるとともに、現地の労働組合や住民団体などの代表が多国籍企業本社との交渉を求めて訪問する場合には、受入れ態勢を提供する。この場合、次のような原則が確認される必要がある。

- (1) 交渉の当事者はあくまでも訪問する代表団であり、企業との交渉の内容や要求、妥結は当

該代表団の判断を尊重する(交渉は当該代表団の責任と判断で行う)。

(2) 代表団を迎えての支援活動や運動の組み立ては、代表団を受け入れる投資国側支援団体の判断を尊重する。

【投資受入国側 NGO の役割】

7. 投資受入国側 NGO は、自国において、多国籍企業による人権侵害や環境破壊などの問題が発生した場合には、当該企業の本社のある国の NGO に通報し、必要な協力を求めることができる。

【国際的な支援・連帯活動】

8. グローバルな事業展開を行う多国籍企業の監視、規制のために、NGO の国際的なネットワークを強化していくことが必要である。その第一歩として、アジア各国・地域で多国籍企業問題にかかわっている NGO の名簿・連絡網を

<資料>

多国籍企業問題に関わるアジア NGO 名簿

※ 以下、本憲章に賛同するアジア各国の多国籍企業問題に関わる NGO の団体名・連絡先・活動内容を資料として添付する。本稿では、第一次名簿として、本シンポジウムの主催・協賛団体と海外ゲスト団体を記載した。

■日本(JAPAN)■

進出企業問題を考える会(People's Action Network to Monitor Japanese TNCs)

〔連絡先〕〒204 東京都清瀬市松山1-21-12 カトリック清瀬教会気付 TEL 0424-91-0104/FAX 0424-91-9615 E-mail: JAC01227@niftyserve.or.jp

〔活動内容〕日本の海外進出企業を監視する市民ネットワークで、海外進出企業に関する情報・資料の収集と提供、モニタリング活動などを行なう。1987年2月発足。

アジア女子労働者交流センター(Asian Women Workers' Center)

〔連絡先〕〒160 新宿区西早稲田2-3-18-34 TEL/FAX 03-3202-4993

〔活動内容〕アジアの女性労働者の劣悪な状況を変えていくための女性労働者の組織化と日本とアジア

整備する。

9. 多国籍企業によって引き起こされた問題に対する国際的な支援、連帯活動のあり方については、労働組合組織においてはすでに多くの経験をもち独自のネットワークとルールを持っているが、他の NGO においては具体的なケースにおける各国での取り組みの教訓を指針として蓄積、共有化していくことが必要である。

10. 多国籍企業の問題にかかわる国際的な支援、連帯活動においては、とくに次の点が留意されるべきである。

- (1) 正確な情報の提供、伝達。
  - (2) 当事者の要求内容の尊重と運動方針・目標の意志統一。
  - (3) 顔の見える関係での支援、連帯活動。
- ※本「憲章(案)」に対するご意見等を事務局までお寄せください。



の女性労働者の交流、連帯活動などを進める。1983年5月設立。

アジア女性資料センター(Asia-Japan Women's Resource Center)

〔連絡先〕〒150 渋谷区桜丘14-10 渋谷コープ311 TEL 03-3780-5245/FAX 03-3463-9752

〔活動内容〕アジアに生きる女たちの21世紀を共に創るための教育研修・調査研究・広報出版・国際協力活動などを行なう。1995年発足。

アジア太平洋資料センター(Pacific Asia Resource Center)

〔連絡先〕〒101 千代田区神田神保町1-30 正光ビル303 TEL 03-3291-5901/FAX 03-3292-2437 E-mail: parc@jca.ax.apc.org

〔活動内容〕国際的な民衆連帯をめざし、研究・調査・資料・出版などを通じて民衆の力をつけることを目的に活動する。1973年9月設立。

アジア太平洋労働者連帯会議日本委員会(APWSL-JAPAN)

〔連絡先〕〒千代田区神田神保町3-10 宝栄ビル8F TEL 03-3288-2193/FAX 03-3288-3809

〔活動内容〕アジア太平洋地域の労働者の草の根交流、国際連帯活動、多国籍企業の労働者の争議支援、滞日外国人労働者の支援連帯活動などを進める。1990年6月設立。

原子力資料情報室(Citizens' Nuclear Information

Center)

[連絡先] 〒164 中野区東中野1-58-5 寿ビル3F  
TEL 03-5330-9520/FAX 03-5330-9530 E-mail:  
cnic-jp@po.ijnet.or.jp

[活動内容] 原子力に頼らない社会を実現するため、市民の立場で原子力利用の安全性に関する調査研究、資料分析などを行い、その情報を提供している。1975年9月設立。

国際労働研究センター (Center for Transnational Labor Studies)

[連絡先] 〒335 埼玉県戸田市下前1-14-15-506  
TEL/FAX 048-441-4786 E-mail: QZM11065@nifty  
serve.or.jp

[活動内容] 国際的な労働者の連帯活動に連携しながら、多国籍企業の労使関係に関する研究や労働者の国際連帯に関する研究などを進める。1995年6月設立。

全国労働安全衛生センター連絡会議 (Japan Occupational Safety and Health Resource Center)

[連絡先] 〒108 港区三田3-1-3 MKビル3F TEL  
03-5232-0182/FAX 03-5232-0183 E-mail: joshrc@  
jca.ax.apc.org

[活動内容] 全国20の地域安全・労災職業病センターの連絡組織で、働く者の安全衛生、労災職業病問題に関する相談、調査研究、提言活動などを行なう。1990年5月設立。

地球の友・日本 (Friends of the Earth Japan)

[連絡先] 〒171 豊島区目白3-17-24 目白ビル2F TEL  
03-3951-1081/FAX 03-3951-1084

[活動内容] 地球社会を真に持続可能なものとするため、地域、国、国際レベルで意識や政策を変えるよう政府や企業、市民などへの働きかけを行なう。1979年12月設立。

日本インドネシア NGO ネットワーク (Japan NGO Network on Indonesia)

[連絡先] 〒113 文京区本郷2-36-8 大村ビル3F TEL  
03-3818-7012/FAX 03-3818-1734 E-mail: 82451260  
@people.or.jp

[活動内容] インドネシアの人権・環境・開発に関わる問題の改善をめざし、情報の交換や日本政府への働きかけなどを行なっている。1993年4月設立。

日本消費者連盟 (Consumers Union of Japan)

[連絡先] 〒152 目黒区目黒本町1-10-16 TEL 03-  
3711-7766/FAX 03-3715-9378

[活動内容] ①生命の安全と健康の確保、②消費者の権利を守る制度の確立、③経済的不公正の排除と物価の安定をはかることを目的に活動する消費者団体。1969年4月設立。

熱帯林行動ネットワーク (Japan Tropical Forest Action Network)

[連絡先] 〒150 渋谷区鶯谷町6-5 恵ビル1F TEL  
03-3770-6308/FAX 03-3770-0727 E-mail: jatan@  
igc.apc.org

[活動内容] 熱帯林・世界の森林の保全。とくに日本と熱帯林破壊の関係を調査し、日本の木材消費の見直しをはかるための活動を進める。1987年1月設立。

■韓国 (KOREA) ■

参与民主社会市民連帯 (People's Solidarity for Participatory Democracy)

[連絡先] 110-734 5F Angook Bldg, Angook-dong,  
Jongro-gu, Seoul, Korea TEL 82-2-723-1246/FAX  
82-2-723-5054-5 E-mail: pspd@soback.komet.nm.kr

[活動内容] 市民が直接参加する民主主義の発展のため、人権・司法・選挙・経済など多方面にわたる活動を進めている。

環境運動連合 (Korean Federation for Environmental Movement)

[連絡先] 110-042 Nooha-Dong 251, Chongro-gu,  
Seoul, Korea TEL 82-2-735-7000/FAX 82-2-730-  
1240 E-mail: kfem@igc.apc.org

[活動内容] 全国の環境運動団体が協力して1993年4月に結成。深刻化する韓国の公害を根本的に解決するための各種の活動を行なっている。

■香港 (HONG KONG) ■

アジア・モニター・リソースセンター (Asia Monitor Resource Center)

[連絡先] 444-446 Nathan Road, 8-B, Kowloon,  
Hong Kong TEL 852-2332-1346/FAX 852-2385-  
5319 E-mail: amrc@hk.super.net

[活動内容] 香港に拠点を置く労働NGOで、アジア地域における労働問題の調査研究のほか労働者の教育プログラムや出版など幅広い活動を進めている。

■台湾 (TAIWAN) ■

台湾環境保護連盟 (Taiwan Environmental Protection Union)

[連絡先] No.29, Lane 128, Sec.3, Roosevelt Rd.,  
Teapei, Taiwan TEL 886-2-3636419/FAX 886-2-  
3623458 E-mail: tepu@msl.hinet.net

労働者教育情報センター (Information Center for Labor Education)

[連絡先] 4th Floor, No.95, Sec.1, Hong-cho S. Road,  
Taipei, Taiwan TEL 886-2-3928777/FAX 886-2-  
3517580 E-mail: icle1996@m53.hinet.net



## 日本で初めての石綿肺がん訴訟が和解

神奈川●大内石綿肺がん訴訟の経過とその意義

日本で初めての石綿肺がん訴訟が、10月17日午後横浜地裁横須賀支部で、会社が実質的に責任を認めるかたちで和解しました。

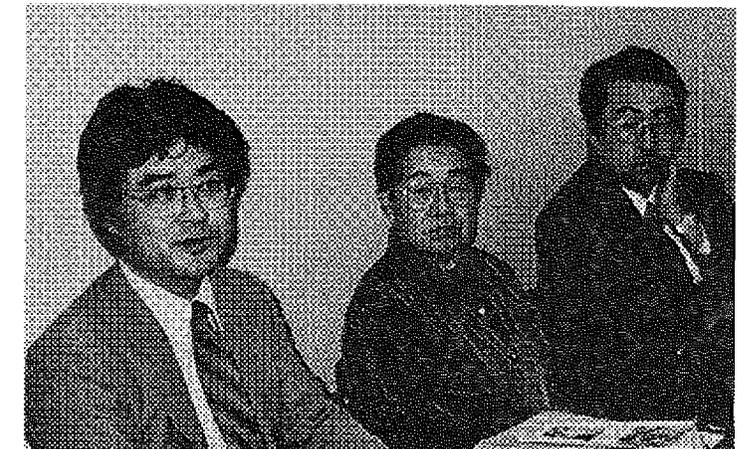
①1995年7月、大内スイさんが、遺族原告として提訴

大内石綿肺がん訴訟は、長年住友重機で重量物運搬工として造船作業に携わり、石綿(アスベスト)粉じんを吸い込んで石綿肺がんとなった大内久さんの遺族(妻・大内スイさん)が、1995年7月28日に、住友重機械工業を相手に提訴した裁判です。

②住友重機械工業で、造船作業に従事し、石綿に曝露

大内久さんは、1943年浦賀船渠(現、住友重機械工業)に入社、敗戦まぎわに招集、そして敗戦後一時帰郷し農業に従事、1951年6月に浦賀船渠に再入社しました。そして、1979年に退職するまで、機関艀装関係の重量物運搬工として造船作業に従事。

さらに、停年退職後の1980年から1986年まで、住友の構内下請けの石渡船舶で、同様の作業に従事して、働き続けました。



1997.10.17 横須賀市役所記者クラブで大内スイさんと弁護士

重量物運搬工というのは、エンジンなどの主機関や発電機等の補機関を、船内の設置場所へ運び込む、また、主機関、補機関等を設置場所から移動させて、船外へ運び出すことを、主な仕事にしています。

エンジン等のある機関場は、パイプに石綿を巻いたりはがしたりという作業が行われますが、大内さんが主機関・補機関の運搬作業をしている間にも、近くで石綿作業が行われ一つまり、混在作業となり、石綿粉じんを吸い込んだのです。

③1992年、石綿肺がんが労災認定

大内さんは1987年8月、横須

賀共済病院において、石綿肺がんの診断で肺がんの切除手術を受けました(切除した肺から、多数の石綿小体が認められています)。その後、闘病生活を送りましたが、1991年3月 死去されました。

1987年12月、石綿によるじん肺ということで、神奈川労働基準局へじん肺の管理区分申請を行ないましたが、1988年1月、労基局は管理区分1(じん肺所見なし)の決定となったため、労災の補償の請求は行なえませんでした。

1990年2月、神奈川労働職業病センターに労災相談をし、センターの協力のもと同年8月、横須賀労働基準監督署へ石綿肺

がんで労災申請し、1992年3月に業務上の認定が勝ち取られました。

#### ④大内スイさん、裁判を決意

じん肺の管理区分申請に当たり、会社も所属していた労働組合も、適切な対応をしてくれませんでした。また、労災申請の時には事業主の証明を拒否するなど、会社の態度は、終始不誠実なものでした。

一方、じん肺管理区分1の決定となったことで、一度は労災を諦めた大内さんに、横須賀石綿じん肺訴訟の原告であった大森智さんが、神奈川労災職業病センターに相談することを勧め、その結果、労災認定が勝ち取られました。

そして、肺がんで亡くなる前には在宅酸素療法となり、不自由な生活を強いられていた夫の姿、我慢強い夫が肺がんの痛みで苦しんでいた姿を思い、会社に謝罪してもらいたいと考えた大内スイさん。そのスイさんを、大森さんをはじめとした横須賀石綿じん肺訴訟の原告たちと横須賀地区じん肺被災者の会、じん肺訴訟を支援している全造船浦賀分会、労災認定に協力した神奈川労災職業病センターが、訴訟に全面的に協力することを約束、その結果、大内スイさんは訴訟を決意しました。

じん肺訴訟の弁護団も協力する体制を整えつつ、古川弁護士、呉東弁護士、菅野弁護士、そしてじん肺訴訟の事務局長の森田弁護士も加わり弁護団を結成、横

須賀中央診療所の春田医師、名取医師が医学的な問題を中心にサポートするという、万全の体制を確立して、提訴されたわけです。

#### ⑤公判で石綿肺がんが明らかに

公判での証拠調べは、医学的立証のみで終了しました。証人尋問で登場したのは、原告側の証人として出廷した、元横須賀共済病院の病理医の木村医師でした。木村医師は、石綿関連疾患の病理医としては日本の第一人者。その木村医師が、大内さんの解剖を行っていたため、証人として出廷し、次のように証言されました。

「解剖した大内さんの肺からは、石綿小体、そして、石綿の繊維が多数検出されている。石綿の職業曝露があることは明らかだ。」「解剖した肺を肉眼的に見て、胸膜肥厚斑が認められた。」「疫学的には石綿と肺がんが因果関係があることは明らかである。」

つまり、大内さんの肺がんが石綿肺がんであることが明らかになったのです。これに対して、住友側からの反対尋問は、見当はずれな尋問に終始し、何らの反証にもならず、主尋問での証言はゆるぎないものとなりました。

#### ⑥石綿肺がん訴訟の意義

石綿疾患の労災認定の事例はすでに数多くありますが、しかし、裁判で企業責任を問い、解決したのはこの裁判が日本で初め

てです。

横須賀石綿じん肺訴訟は、本格的には、じん肺の被害を問う裁判でしたが、大内石綿肺がん訴訟は、発がん物質である石綿(アスベスト)の被害を問う裁判でした。石綿は、特化則でがん等を引き起こす特定化学物質として掲載されている物質です。この観点から考えると、この訴訟は、仕事で石綿に曝露され肺がんとなったことの被害を明らかにすることができたもの、と言えるでしょう。

しかし、この訴訟はまた、石綿の環境曝露の問題をもクローズアップするはずでした。

というのは、じん肺にまでなるような曝露というのは、通常、職業曝露となり、この点で考えると、横須賀石綿じん肺訴訟は、あくまで労災職業病という観点での裁判です。

他方、石綿による肺がん・悪性中皮腫は、必ずしも職業曝露ではない人にも起きる可能性をばらんでいて、それゆえ、和解とはいえず、この訴訟で石綿肺がんとしての被害を認めさせたことは、石綿工場や造船所等の周辺地域や、そしていまや一般大気中にも検出される石綿の環境曝露の問題を考えたとき、これらの問題の警鐘となるものと言えます。



× × ×

■1997年11月号14頁右14行目の「民事不介入の原則」は「民事不罰則の原則」の誤りでした。お詫びして訂正します。

## タイヤ販売・取扱業務のジストニア労災認定 京都●国の「医学的知見確立せず」の主張排した地裁判決

去る10月24日、京都地方裁判所において、原告である河南義則氏が京都大学附属病院において「右上肢ジストニア」と診断され、これが「業務上」として、京都南労働基準監督署長に対する労災保険法に基づく療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消しを求めた抗告訴訟の判決の言い渡しがあった。

判決は、「原告の従事した業務と本件疾病の間には相当因果関係があるものと認めることができる」として、被告の京都南労働基準署の行った不支給処分の取り消しを命じ、原告側の全面勝訴の結論を得ることができた。

しかし、国・労働省は、この京都地裁の判決を不服として11月7日、控訴したために、川南義則ジストニア訴訟は、場所を大阪高等裁判所に移して再び争われることとなった。ついで、以下3点にわたって「10・27京都地裁判決」の意義について述べる

#### ①労働関連疾患としてのジストニア

ジストニアという疾患は、一般的には書痙、斜頸などと呼ばれ、その発症原因がまだ医学

的に解明されていないことから、労働者の肉体的、精神的な負荷との関連から考察されることが皆無に等しかった。近年、脳血管疾患や心疾患が「過労死」としてその発症メカニズムが労働関連疾患としてようやく認められつつ(もちろんのこと行政側は「過労死」という用語は使わないが)、認定基準の緩和が進みつつあるが、今回のジストニア訴訟についても、原告の主治医は「重い大型タイヤを持ち上げるなどの作業に携わることから強い筆圧で伝票を作成するという作業内容や職場における人間関係上のストレスなどが本件疾病を少なくとも増悪させた因子になっていると考えられる」として、河南氏がジストニアに罹患したことについて、仕事上のストレスを含めた労働過程全般との関連性を指摘している。しかし、本判決は、「右上肢に対する身体的負荷の強い作業によって本件疾病に罹患し、引き続きその作業によって症状が急速に悪化した」と業務起因性を認めたことは第一義的な意味があるものの、精神的負荷との関係については触れていない。判決は作業関連疾患としてはとらえていると考えられるものの、労働環境という

広い概念で判断を示してはいない。

#### ②労働基準法上の「その他業務に起因することの明らかな疾病」として認定

労働基準法第75条の1項、2項に基づき業務上の疾病の範囲は、労働基準法施行規則別表第1の2において規定されているが、ジストニアは、「物理的因子」、「身体に過度の負担のかかる作業態様」、「化学物質等」、「粉じん」、「細菌、ウイルスなどの病原体」、「がん原性物質」など同1号から8号までのいずれにも該当しない。ただ同9号には「同1号ないし8号に該当しない疾病であっても、当該疾病と業務との間に相当因果関係の存することが証明された場合には、同9号に該当すると解するのが相当である」とし、さらにその立証は「一点の疑義も許されない自然科学的証明でなく」、「高度の蓋然性を証明すること」で足りるとした。その上で、河南氏が従事したタイヤ販売会社におけるタイヤ取扱業務の内容を検討し、ジストニアの罹患と悪化との関連を認めたことは、わが国では前例がなく、今後ジストニアを「業務上」として行政側に認定させる方向で道を開いたことに

において画期的な事例と言えるだろう。

### ③ジストニア発症と業務起因性について対立した医師の見解

原告である河南氏のジストニアの発症が業務上であるか否かが争点になったことは言うまでもないが、それについての医師の見解も対立した。当初、原告側の論拠は主治医の診断書および意見書にあった。そもそも河南氏が京都南労基署長に対し労災申請を行うに至った契機は、京大病院を受診し、その際アメリカからの研修を終え帰国した主治医の強い勧めと、繰り返すことになるが次のような意見書の支えによるものであった。

「原告の場合、重い大型タイヤを持ち上げるなどの作業に携わるかたわら強い筆圧で伝票を作成するという作業内容や職場における人間関係上のストレスなどが本件疾病を少なくとも増悪させた因子になっていると考えられる」と。

それに対し、被告である労働省は、「医学的立場からの業務上外の認定」についての他の医師の意見書を証拠書類として提出し、「河南氏の作業は職業性ジストニアを来すほどの作業量、つまり一定の動作を繰り返し長時間にわたって行うというものの中には入らない」と業務起因性を否定した。被告側証人の医師の意見書には、「職業性ジストニアと呼ばれるもの以外には、作業によってジストニアが発症することはない」、また職業性ジストニアは「その症状は仕事から

離れれば消失する」ものであり、河南氏のジストニアは「突発性ジストニア」と考えられるのであって、「原因は不明である」にせよ、一般的に「職業性ジストニア」以外に「特定の労働がジストニアの発症を誘発し又は一般的に症状を増悪させる因子であることを否定」する見解をとっている。

このような医学的な立場からする医師の意見の対立について、本判決は、原告側主治医の方にこそその専門性と権威性があると軍配を上げ、その評価にしたがって結論として「罹患筋の過度の使用がジストニアを誘発するものであり、かつこれが著しく増悪する原因となり得るものと認めるのが相当である」との判断を示した。

### ④控訴審における今後の若干の課題について

すでに述べたように京都地裁の第1審判決は、ジストニアの発症因子について少なくとも労働が関与していることを認めただ点において重要であるが、第1審の法廷では実はこの医学的な医師の見解の相違については、医師の誰一人として証言に立つことなく、原告と被告の双方とも医師の意見書および文献による証拠の提出によってのみ結審したことに特徴がある。原告側は当初予定していた法廷での主治医の証言が、思いがけない裁判の途上における主治医の証言拒否に遭遇してしまい、きわめて苦しい局面に立たされてしまっていた。しかし本裁判の終

盤にさしかかって原告側が、次のふたつの証拠文献を提出したことが本裁判の行き詰まった局面を打開したと言える。それは、支援者の協力を得て日本語訳にして提出した「ブレイン」という医学雑誌に掲載されていた「局所性ジストニアとしての書痙」と題する論文(その主要な部分については、すでに「労災・福祉」1996年10・11月合併号に紹介した)であり、また支援者の紹介によって知ることができた京都大学神経内科のチームの研究による「ジストニアとポツリヌス治療」(監修者・木村淳教授)の文献の提出であったことは、本京都地裁判決文の中から充分伺えるものである。

したがって、国・労働省側は、控訴審においてあらためてジストニアの発症と労働の関与の関連について反論を試みてくるであろうし、そうとなれば証拠文献の提出にとどまらない原告、被告双方からの医師をはじめとした証人の証言や尋問が開始されることになるだろうことが推測される。今後とも「河南義則氏のジストニア訴訟を支援する会」のネットワークを強め、拡大し、法廷での論陣を張る一方、ジストニアを労災とする世論の形成も重要な課題となってくると思える。本誌上を借りて、今後とも読者の方々の支援と協力の要請をお願いする次第である。

\* 65頁に判決文を紹介

河南義則ジストニア訴訟を支援する会

笹尾達朗



## 電算写植操作で頸肩腕障害

東京●「6か月で治るはず」と労基署

1997年10月末、東京・中央労働基準監督署は、Yさん(女性・47歳)の頸肩腕障害を業務上疾病と認定し、約1年6か月分の療養・休業補償を支給した。

Yさんは、経営者も入れて4人の会社で、電算写植オペレーターとして7年間勤務していた。女性はYさんひとりで、出版社の注文により単行本、雑誌、パンフレット、広告などの原稿(手書きまたはフロッピーディスク)を受け取り、電算写植機(モリサワのMK110)を操作して、書体、歯数計算を行いながら編集者のレイアウト指定にしたがって基本データのコマンドを入力していく作業を行っていた。

1996年1月頃、腕の痛みを覚えて亀戸ひまわり診療所を受診。その後無理をして仕事をこなしていたが、5月に入り症状が悪化し、6月1日から休業せざるを得なくなった。彼女は、定期雑誌4点を担当し、1995年の10月頃から1996年の5月の時期までは、大学の教科書の出版の時期と重なり、単行本の納品も重なったため業務量がピークに達した。同僚に比べても業務負担の過重性は明らかだった。使用機器も旧式で、文字の盤面は左人指し指、中指、薬指を使って画面操作

や外字、文字を打ち込み、右手は中指だけで文字を拾う作業を、1日6時間30分以上続けていた。一連続作業時間は約2時間半で、繁忙期には4時間を超えることもあった。作業環境も悪く、机が高く椅子を高くした上に足台を置いていた。室内は夏でも冷房が効きすぎ、膝掛けとジャンパーは欠かせない。手首にサポーターを巻いて、首にはホカロンを巻いて仕事をしていた。

Yさんは、1996年6月に労災申請し、9月に自己意見書や関連資料をまとめて提出した。1997年4月に担当官が異動で替わった。新たな担当官は、「ケイワンの認定実務の経験に乏しい」と言い訳しつつ、療養期間が長いのは他の疾病もあるのではないかと言い出した。そして、彼女の健康保険の履歴や健診結果の記録の提出を求めた。署内の検討会でも業務量は相当なものと認

めながら、局医の指示で頸椎のMRI検査も求められた。やむなくMRI検査は受けたが、何の異常もあろうはずはなかった。

1997年10月末、中央労基署はYさんの頸肩腕障害を業務上認定した。労災申請以来1年5か月が経っていた。

頸肩腕障害の認定基準は、1997年2月、「上肢障害に基づく疾病の業務上外の認定基準」通達(1997年3月号参照)により22年ぶりに改定された。新認定基準では、対象疾病を拡大したものの運動器障害に限定し、「3か月程度で症状が軽快」、手術施行の場合でも「6か月程度で治ゆ」としている。

早期認定の努力もせず、頸肩腕障害の実態を知りもしないで、新認定基準を鵜呑みにして「6か月で治るはず」とされてはたまったものではない。また、やたらMRIなどの精密検査を強要するのもよくない。たんなる鑑別診断のために不必要な検査の強要は許されない。

新認定基準による頸肩腕障害の業務上外認定をめぐるのは、今後も注意していく必要がある。

(東京東部労災職業病センター)



## 鋳物工場の振動障害認定

神奈川●自動車部品工場の3名

いすゞ自動車の下請関連会社

である自動車鋳物海老名工場



(神奈川)で、構内下請として働いてきた土舘さん、小林さん(写真)、遠藤さんの3名(いずれも男性)が、厚木労働基準監督署で振動障害の業務上認定を受けた。

1995年11月、会社・相互運輸は、突然、3名を含む7名の労働者を年末で解雇すると通告した。以前から海老名工場の閉鎖・移転が噂されていたが、親会社からの契約打ち切りによる解雇であった。7名全員が神奈川シティユニオンに加入して相互運輸と自動車鋳物双方との交渉を開始し、1年近く闘った結果、この争議自体は解決した。

争議のなかで、小林さんの指を見て支援の仲間が驚いた。真っ白になっている。振動障害によくみられるレイノー現象だった。土舘さんも同様である。遠藤さんも、指がしびれると言っていたという。相互運輸ではきちんとした特殊健康診断を行っていなかったとのこと。

7名の職場は、鋳物の仕上げ

工程。何千度にもなったエンジンがながれてくると、ハンマー

で叩く、鉄の玉をぶつけてさらに研磨する。現場では粉じんはもちろんのこと、夏は50度を超える暑さと冬は厳寒の寒さで、朝起きると指が開かない。この4年間ほどの間に千人以上のひとが入社しては辞めていったという。このような条件で黙々と働いてきた労働者たちを、会社は「ちり紙で鼻をかんで捨てる」ように解雇したわけである。

3名は検査の結果、振動障害と診断され、1997年1月に労災申請を行っていた。なお、土舘さんは、じん肺で管理区分2の決定も受けている。 (神奈川労災職業病センター)

## 観光係長の肺塞栓症認定 長崎●基金支部審査会で逆転

1991年1月20日、長崎・平戸市役所観光商工課に勤務する江湖忠義さんは、日曜日にも関わらず休日出勤した午前中、観光パンフレットを高速艇ビートルに積み込むため平戸港へ行き、積み込んだ後、市役所に戻って業務を続け、昼食のため帰宅しようとしたとき、車を壁にこすったため自動車整備工場へ立ち寄り、代車で13時頃帰宅した。このとき身体の不調を訴えたため、次女の手で当番医のN医院へ行き治療を受けたが、入院施設のあるK病院を紹介され、同病院で治療を受けたが、15

時42分、肺塞栓症で死亡した(享年50歳)。

平戸市職員組合の支援を受けて遺族(妻)が同年6月に、地方公務員災害補償基金長崎県支部に公務災害認定請求を行ったが、基金支部は1995年10月に公務外決定。過労死の公務災害認定で全国的にも注目すべき実績を積み重ねてきた、自治労長崎県本部の長崎市役所現業、佐世保市職、島原市職等の仲間や労働者法律ネットワークなどの全面的支援を受けて、基金支部審査会に審査請求が行われていたが、1997年9月30日付けで、

公務上災害と認定する裁決が出された(依頼を受けて、全国安全センター・古谷事務局長も意見書を提出している)。

江湖さんは、時間外勤務命令によらない勤務や自宅における業務をかなり行っていたが、審査会裁決は、その事実を認めただけで、「一般的には、通常の勤務に引き続く時間外労働と同様に評価することはできない場合もあるが、被災職員の置かれた立場からすれば、社会通念上やむを得ない必要性に迫られていたものと考えざるを得ず、その公務性を否定することはできない」とした。また、軽度の肥満と多血症傾向については、「配置転換を契機にストレス性多血症に陥っていたと推察される」という長崎大学医学部医師の意見書の見解をそのまま引用している(循環器系統での受診歴等はない)。

江湖さんは、1988年4月に、採用以来25年間一貫して従事してきた水産技師から、一般事務職の観光係長へ、職種変更を伴う異動となった。この突然の異動は、「多大な精神苦痛をもたらしたと思われ、かつ、そのような状況がその後本件被災まで継続していたと考えることができる(括弧内は裁決書、以下同じ)。

さらに1990年度の人事異動で、「被災職員が頼りにしていた課長補佐及び部下のベテラン女子職員(観光課25年勤務)が転属し、観光課の経験がない課長補佐と新規採用女子職員に変わったことにより、被災職員に新たな精神的肉体的負担がか

かったことがうかがわれる」。

そのうえ、1990年度には、「長崎旅博覧会」に加え、「オープンヨットレース」(7月、新規イベント)、「空海まつり」(7月)、「南蛮まつり」(8月)、「田助ハイヤまつり」(10月)が加わった。「このような数多くの業務が、被災職員に相当程度の肉体的・精神的疲労をもたらしたであろうことは想像に難くない」。

とくに、1989年度から秋の一大イベントとして実施されるようになった「田助ハイヤまつり」は、通産省の電源地域産業育成支援事業の補助事業で、常に会計検査院の検査が入ることが予想され、指導も厳しく、「被災職員としても、きわめて神経を使っていたことがうかがえる」。被災前および当日も、2日後の1991年1月22日に予定されていた実績報告書ヒアリングに向けての準備に追われていた。「そのことが精神的負担になり、ひいては肉体的負荷を高めていたことが容易に推測される」。

「以上の諸点から総合的に判断すると、被災職員の死亡は同人の公務による過重負荷を原因とするものと考えざるを得ず、

被災職員の本件疾病と公務との間には相当因果関係を肯定すべきであって、本件疾病は公務に起因して発症したものと認めるのが相当である」。

最後に、前述した長崎大学医学部医師の意見書の、肺塞栓症に関する記述を紹介しておく。

「平成5年3月11日に某大学医学部附属病院職員(管理課物品調達係長)が肺塞栓症で死亡している。その病院職員は平成4年11月9日の血液データでは赤血球增多症(赤血球553万、ヘマトクリット値49.9%)、軽度中性脂肪増多(152mg/dl)以外の所見は認められていなかった。喫煙量は1日60本と多かったが、この事例は『物品係長としての勤務が本人の内的要因を急激に著しく促進させて本件を発症せしめた』との判断で公務災害が認められている。この結果を踏まえ、人事院は平成7年1月12日に国家公務員の過労死(脳・心臓疾患の公務災害)認定指針の改正案の中で、これまでの対象疾病となっている脳出血、クモ膜下出血、心筋梗塞症などの8つに加え、肺塞栓症についても追加されている」。

## 低周波では遮断効果なし

日本●電磁波防護商品を不当表示で告発

1997年10月22日、高圧線問題全国ネットワーク、日本消費

者連盟、ガウスアクションの3団体は、有害電磁波「無害化」ま

たは「カット」をうたった電磁波防護グッズを、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)違反で、公正取引委員会に告発した。

今回告発したのは、光興業のOA用電磁波防護エプロンと産陽商事の「あんしん君」、コスミックの「安心丸」。高圧線問題全国ネットワークの懸樋さんが電磁波遮断効果を計測した(注:計測結果の表は省略した)。

光興業の「スクールキュートワン」と「キュートワン・ニュー」とも、周波数が100kHzを超える高周波に対してはある程度効果があるものの、5Hz~2kHzの低周波領域では全く遮断できないことがわかる。

パソコンやテレビのディスプレイから漏れる高周波は携帯電話の100分の1程度で、ほとんどが低周波。肝心の低周波に効

き目がないのでは、「電磁波99%カット」のうたい文句は明らかに不当表示。「あんしん君」、「安心丸」にいたっては、高周波にも低周波にも全く遮断効果はみられなかった。

これらは、電磁波の危険性に気づいた消費者の不安につけこんだ悪質な「サギ商売」といっても過言ではないだろう。効き目が無いものをさも効果があるように思わせるのは、景品表示法第4条にある「優良誤認」にあたり、独占禁止法によって処罰されることになっている。

もちろんこの他にも同類の商品がいっぱい出回っている。日消連は、悪質なものについては、引き続き告発していく

予定である。御協力を。

(安部竜一郎、日消連「消費者レポート」第1026号)

## 足場をしっかりと固めよう! ドイツ●「健康増進と教育活動」の冊子

ドイツのベルリン労働安全衛生センター(Berliner Gesundheitsladen e.V. - 1996年3月号44頁参照)から、「社会的激変の中における職場の健康増進と教育活動—足場をしっかりと固めよう!」というタイトルのけっこう厚い冊子が届けられた。冊子作成に協力したのは、同センターのほか、ベルリン医師会、プロテスタント産業青年組織・ベルリ

ン-ブランデンブルグ、労働界における協会奉仕(KDA)、(社)フォーラム労働、人間の尊厳と労働界基金、と記されている。同封された「宣伝文(?)」だけ、斉藤竜太氏に翻訳していただいた。

× × ×  
グローバル化、産業立地をめぐる論争(直訳すると「基地論争」、近代化という概念は、もはや当今の社会政治的論

議における政治的決まり文句であるだけではない。これらの大げさな言い方の中には長いこと強力な構造転換と再編成の過程が存在しているのである。つまり、「ぜい肉を落とす」、「ジャスト・イン・タイム生産」、「フレックス化」、「地方分権化」、「民営化」、「経営の多角化」などとしてである。しかし、この場合、近代化過程によってひどく変化と適応を強いられている具体的な人間のことはあっさりと度外視されている。ところが、これらの人々は、今日の社会的激変と解体の過程のなかで、ますます自分たちの足場を失い、また、声高なグローバル化のかけ声の前にますます自分たちの視界を失っている。

もはや、確かなものは何もないように見える。昔と同じものは何もない。すべては永遠の変化の渦の中に落ち込むのである。

教育活動の実践を通じて、われわれが示す例は、無言とあきらめを生産的に方向転換させるものとなろう。森林労働者は、彼らの負担を軽くするための新しい対応策をみつけるだろう。地方自治体の職員は、彼らの持ち場をこえて意見を交換し始め、毎日そうぐうする社会的不幸と貧困をめぐる言葉と共通の概念をみつけ、自らの仕事に対応すべき諸問題の解決に向かって努めるだろう。従業員協議会は、ほとんど気のつかないまま職場に浸透してくる近代化過程に最もすばやく対応するには、どのような形態の職場労働がよいのか

をよく考えるだろうが、その際、たんにお互い同士から学ぶというだけでなく、自らの経験をこえて多くを学ぶことになる。見習い(労働者)と指導者は、互

いの敵対的イメージを入れかえ、ただ上下の関係ばかりで話し合う代わりに、相互対等に話し合うことを始めるであろう……紹介するプロジェクトで

は、すべて、社会の激変過程のなかで、しっかりした足場とはっきりした視野をもつための、具体的な試みが述べられている。

### 平成7年(行ウ)第10号 労働者災害補償保険給付不支給処分取消請求事件

## ジストニアを職業病と認めた判決文

京都市——

原告 河南義則  
右訴訟代理人弁護士 井上二郎  
同 中島光孝

京都市伏見区豊後橋町

被告 京都南労働基準監督署長 藤本正敏  
右訴訟代理人弁護士 上原健嗣  
右指定代理人 種村好子  
同 鈴木英昭  
同 廣岡繁信  
同 谷口弘美  
同 栗原潔  
同 梅垣正明  
同 森 峯子  
同 田中伊佐夫

### 主 文

- 被告が原告に対し平成5年6月25日付けでした労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

### 事実及び理由

#### 第一 請求

主文と同旨

#### 第二 事案の概要

#### 一 請求の種類(訴訟物)

本件は、原告が従事していたタイヤ販売会社におけるタイヤ取扱業務等に起因して右上肢ジストニア(以下「本件疾病」という。)に罹患し、またこれが悪化したとして、被告の原告に対する労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく療養補償給付を支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めた抗告訴訟である。

#### 二 前提事実(かつこ内は確定根拠を示す。)

1 原告(昭和33年2月24日生まれ)は昭和61年4月21日から平成4年8月までの間トーヨータイヤ京滋販売株式会社(以下「トーヨータイヤ京滋販売」という。)に勤務していた(争いがない。)

2 原告はトーヨータイヤ京滋販売に採用された後、昭和62年2月まで同社京都営業所(以下「京都営業所」という。)において、同年3月1日から平成2年7月まで同社京都西営業所(以下「京都西営業所」という。)において、同年7月31日から同社を退職するまで京都営業所において、いずれもタイヤを販売する営業員としてその業務に従事した(争いがない。)

ところで、原告は平成元年1月ころから右手で文字を書くことに不自由を感じるようになり、平成2年7月17日に京都大学医学部附属病院神経内科(以下「京大病院」という。)で受診したところ、右上肢ジストニア(本件疾病)と診断され、その後、平成4年3月24日に京大病院で受診した際にも担当医から本件疾病のため自宅療養及び通院加療を要すると診断され、同月25日から休職して通院加療を続けたが、同年8月20日にトーヨータイヤ京滋販売を退職した(争いがない。)

3 そこで、原告は平成4年6月3日付けで被告に対し本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の支給を請求したが、被告は平成5年6月25日付けで同給付をしない旨の処分(本件処分)をした、これに対し、原告は平成5年8月18日に京都労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をしたが、同審査官は平成6年2月18日付けで右請求を棄却した。このため、原告は平成6年3月31日付けで労働保険審査会に対し再審査請求をしたが、同審査会は平成9年5月7日付けで右請求を棄却した(乙23、争いが無い)。

三 主な争点

本件疾病又はその悪化は原告が従事した業務に起因するものか否か。

第三 争点に関する当事者の主張

一 原告

1(一) 原告は昭和61年4月にトーヨータイヤ京滋販売に採用されてから昭和63年2月までの間、京都営業所に営業員として配属され、得意先へのタイヤ販売の業務に従事したが、実質的にはその労力の80パーセント程度をタイヤの取扱作業に付けていた。タイヤ取扱作業には、数キログラムから10数キログラムの重量のあるタイヤを倉庫からタイヤ交換の作業場へ降ろす作業、古いタイヤを新しいタイヤに交換するために自動車からタイヤをホイールごとはずし古いタイヤを新しいタイヤに入れ替える作業、ホイールをはずしたタイヤから引き出したフラップとチューブを新しいタイヤに入れこれを再びホイールに装着する作業、親会社の倉庫から送られてくるタイヤを会社の倉庫に収納する作業、タイヤ交換やタイヤ販売によって生じた使用済みタイヤを得意先から回収する作業等が含まれていた。これらの作業はいずれも相当程度の腕力を必要とする作業であった。このほか原告は伝票の作成等筆記を伴う一般事務にも従事していたが、枚数重ねのカーボン紙の伝票を使用することが多く常に強い筆圧を要求された。

また、タイヤ交換作業には10気圧程度の空気を充填する作業があり、タイヤが破裂するおそれがあるため、その作業には常に緊張を伴った。

(二) 原告は昭和62年3月から京都西営業所に営業員として配置されたが、業務内容は京都営業所でのそれと大きな違いはなかった。

ところが、原告は平成元年1月ころからときどきペンを持てるがペン先を紙面に接触させることができないなど、右手で文字を書くことに困難を感じるようになった。また、右手が右側に捻れるような感じを持つようになった。その後も原告はその症状に関する診察や治療を受けなかったが、平成2年7月17日に至って京大病院

で受診し右上肢ジストニアと診断された。しかし、原告はその後も特に通院を継続することもなく、本件疾病の治療を受けなかった。

(三) 原告は平成2年7月31日に再び京都営業所に配置された。業務内容は昭和61年4月から昭和62年3月まで同営業所で勤務していたときとほとんど変わらなかった。しかし、同営業所ではホイールの重量と合わせて約80キログラムの重さがある10トン車以上の大型自動車用タイヤ(以下「大型タイヤ」という。)を取り扱うことが日常的にあり、原告の業務量はそれまでに比べて増加した、さらに、平成3年の冬期にはスノータイヤの入替作業が始まったためタイヤの取扱作業にかかる業務量は通常時の数倍にまで増大した。また、原告は平成3年11月からのタイヤ販売促進キャンペーンに関する業務を担当していたため、得意先回りやタイヤ交換等の作業量が特に増加した。

一方、原告は同キャンペーンの期間中本件疾病の症状が悪化し、右手で文字を書くことが全く不可能になるとともにドライバーでねじを回すことが困難になった。そこで、原告はそのころから京大病院への通院治療を開始した。しかし、その症状は改善されなかったばかりか、平成4年1月ころには食事の時に右手を使うことも不自由になってきた。そのため、同年3月24日から京大病院での原告の担当医が梶龍児医師に交替するとともに、同医師から本件疾病により2か月間の自宅療養、通院加療が必要であると診断された。

その後、原告は平成4年8月までの間通院治療を継続したものの、右手がタイヤ取扱作業を続けることが可能であるまでに回復しなかったため、同月トーヨータイヤ京滋販売を退職せざるをえなくなった。

2 ところで、労災保険法は労働者保護法の性格を有する労働基準法(以下「労基法」という。)の労働災害補償制度を補完するために制定されたものであるから、労災保険法の解釈は労働者保護の見地からなされるべきであって、業務起因性の立証において労働者に過大な負担を課すべきではない。したがって、法的な見地から労働災害補償を認めるのが相当であると判断され、その判断が医学的見解に必ずしも矛盾しない場合には、業務に起因する疾病であるとしてそれに伴う休業ないし療養補償の給付をするべきである。

そして、ジストニアの発症の誘因又は増悪因子として向精神薬の長期の服用、遺伝的素因、精神的ストレス、罹患筋の過度の使用及び外傷等が指摘されているが、原告にはこのうち向精神薬の長期の服用、遺伝的素因及び外傷の各因子の存在が認められないから、本件疾病は精神的ストレスや罹患筋の過度の使用を伴う前項に指摘した内容の業務に起因すると見るのが自然である。また、

ジストニアが職業病であることを全面的に肯定する医学的見解はないものの、ジストニアが業務に起因する場合はあるとの報告例や局所性ジストニアとしての書痙が精神的なもので起こっているのではないとの医学的見解が存在する。

以上に述べたような労働災害補償保険制度の趣旨並びに原告が従事していた業務及び本件疾病に関する医学的見解の状況とをあわせ考えると本件疾病の業務起因性を認めるのが相当である。

二 被告

1 労災保険法に基づいて疾病に対し療養補償給付の支給をするためには当該疾病が業務上の疾病であると認められることが必要であり、業務上の疾病であると認められるためには、業務上の負傷に起因する疾病のほかその業務に内在する特定の有害因子を受けて発病するに至ったと明らかに認められる場合等、医学上の一般的経験則に基づき業務と疾病との関連が密接不可分な特定の疾病(労基法75条2項、同法施行規則35条、別表第1の2、1号ないし8号)以外の疾病については、業務に起因することの明らかな疾病と認定されなければならない(同9号)、業務と疾病との関連性が個々具体的に医学上の経験則によって解明されなければならない。

しかし、ジストニアは、その発症原因が医学上未だに不明であるから、医学上の一般的経験則に基づき業務との間に密接不可分の関連が認められる疾病とはいえない。

2 また、原告は、昭和61年4月21日にトーヨータイヤ京滋販売に就職し京都営業所においてタイヤを販売する営業職として業務に従事していたが、主として得意先であるガソリンスタンドを回る仕事を行っていた。また、昭和62年3月1日に転勤した京都西営業所でも主として営業の仕事に従事し、その間タイヤの取扱作業を行うこともあったが大型タイヤを取り扱うことはなく、普通自動車用タイヤ(以下「小型タイヤ」という。)の取扱いが大半であったため、大きな力を用いる作業は少なかった。一方、原告は平成2年7月31日に京都営業所に転勤した後は営業の仕事のほかに1日1回はタイヤ交換作業を、1週間に2回はタイヤを倉庫に収納する作業をそれぞれ行うようになった。しかし、平成2年8月以降原告が従事したタイヤの取扱作業の作業量は通常時で1日平均約1時間程度、繁忙時でもこれが若干増加した程度であって、原告の業務量が他の労働者のそれに比較して多かったわけではないし、本件疾病の症状が悪化した平成3年から平成4年にかけても他の冬期に比較して特に業務量が増加したこともなかった。

3 したがって、本件疾病が原告が従事した業務に起因するものであるということはできない。

第四 争点に対する当裁判所の判断

一 証拠(甲5、乙3、4の1、2、5の1から5、6の1、2、8の1から3、9から11、14ないし16、原告本人)並びに弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

1 原告の勤務及び業務の内容等(省略)  
2 罹患疾病とその経過等

(一) 原告は昭和61年にトーヨータイヤ京滋販売に入社する以前はジストニアと診断されたこともなく、その症状も見られなかった。しかし、原告は遅くとも平成元年1月ころから右手に力が入らない感覚を有するようになるとともに、ペンを持つことはできるがそのペン先を紙面に接することが困難になるなど、右手での書字に障害を感じるようになった。これに対し、原告は特に病院等に受診することもなかったが、それ以降その症状が自然に消失することもなかった。

原告は、平成2年7月10日に業務上の事故によって骨折し、同日その治療にあたった医師に対して右手での書字に障害が見られるなどの症状を説明したところ、その担当医から京大病院を紹介された。そこで、同年7月17日に同病院で受診した原告は診察を担当した塩医師から書痙と診断された。しかし、その当時におけるジストニアの症状は原告の日常生活や業務に対し支障をきたすほどのものではなかったうえ、同医師から治療の必要性を特に示唆されなかったため、同病院で受診した後も原告において右手の障害に対する治療を受けることはなかった。

ところが、原告は平成3年秋に実施されたタイヤの販売促進キャンペーン期間のころからジストニアの症状がさらに悪化し、右手での書字がほとんど不可能になるとともに、ドライバーでネジを締めたりプッシュホンのボタンを押したりするなどの動作をする際にも不自由を感じ始めた。そのため、原告は平成3年11月ころ京大病院で再度受診した。すると、同病院の池田昭夫医師が塩医師に代わって原告の診察・治療を担当することとなり、原告は池田医師の指示により2週間ごとに通院して治療を受けるようになった。しかし、その症状は治療によっても改善しなかったばかりか、平成4年1月ころになると右手での書字が全くできなくなるとともにコップや茶碗を持っている手首が曲がってこれらを落としたりするようになるなど、右手による日常的な動作全般に障害を来すようになり、池田医師から「原因不詳であるが治療抵抗性であり、今後増悪する可能性があり得る」と診断されるに至った。そして、原告は平成4年3月24日に池田医師に代わって原告の診察を担当した梶龍児医師により、改めて右上肢ジストニアのため2か月間の自宅療養及び通院加療を要すると診断された。原告は

同月25日から休職してさらに通院加療を続けたものの症状が従前の業務に復帰できる程度にまで回復しなかったため、平成4年8月20日にトーヨータイヤ京滋販売を退職した。

以上の事実が認められる。

二 罹患疾病と業務との関係に関する医師の意見

1 原告の主治医である梶籠児医師は概ね次のような意見を述べる(甲2,7,8,10,11,12の1,乙6の2,10)。

(一) ジストニアは持続的な筋緊張によりしばしば捻転性又は反復性の運動や異常な姿勢を来す病態であるが、特に書字や打鍵等特定の動作だけが障害され他の日常生活動作は障害されず(動作特異性)、異常な運動や姿勢が常に一定の形態で現れる(常同性)という点に特徴がある。そして、眼瞼、上肢等特定の部位において生じたジストニアを特に局所性ジストニアといい、片側又は両側の上肢の筋緊張の異常により書字の動作に障害をきたす書痙は局所性ジストニアの一つである。もっとも、発症当初において書字、打鍵等特定の運動だけが障害されていても後にその他の動作も障害される場合が多い。

原告は書字の動作だけが障害される形でジストニアを発症し、次第に右上肢によるその他の動作全般が障害されるに至ったものであるが、症状が増悪した過程において一貫して書字の動作の異常が顕著であるうえ(動作特異性)、ペンを持つことができてもペン先を紙面に接触させようとすると右手が右側へ捻転し書字が障害されたり、コップを持つと右手が捻転してこれを落とすなど右上肢の異常な運動が常に右側へ捻転する形態で出現すること(常同性)が認められ、これに原告の脳誘発電位の検査結果を総合して判断すると、原告の病型は局所性ジストニアとしての右上肢ジストニア(書痙)であると考えられる。

(二) ジストニアの発症機序は現段階では必ずしも明らかにされていない。しかし、発症初期の局所性ジストニアではある特定の動作のみが障害され、常に同じ形態の異常な動作が再現されるという特徴があり、病歴上ジストニアの発症前に外傷、過激な運動や過重な負荷、不眠、職業上の反復動作、心的ストレスが存在することが多くみられる。このような医学的経験やジストニアにおける電気生理学的知見にかんがみると、各種の運動を制御する大脳基底核の中にあつて書字、打鍵等特定の運動に際して頻用される運動プログラムには、その特定の運動を効率的に遂行するために必要な主筋と拮抗筋の収縮及び各収縮のタイミングを司るサブプログラムである運動サブルーチンが存在するところ、ジストニアはこの運動サブルーチンがそれ自体頻用されるとともに向精神薬の服用、外傷、過度の加重及び心的ストレスなどの外乱要因や遺伝歴等の内的要因が作用した結果、運

動サブルーチンが異常な神経回路を有するに至る疾患であると考えられる。したがって、ジストニアは脳の一部に器質的变化を起こす病変であつて心因性疾患ではなく、罹患筋の過度の使用、向精神薬の長期服用、外傷、精神的ストレス及び遺伝的素因等がその発症を誘発し又は増悪させる因子であると思われる。

原告は大型タイヤを頻繁に取り扱う部署に配置換えになった後、それまで軽度であつた書痙の症状が明白かつ急速に悪化している。したがって、原告の場合、重い大型タイヤを持ち上げるなどの作業に携わることから強い筆圧で伝票を作成するという作業内容や職場における人間関係上の精神的ストレスなどが本件疾病を少なくとも増悪させた因子になっていると考えられる。

(三) また、ジストニアは器質性疾患であるから基本的に一度発症すると治癒することはなく、ジストニアに対する治療方法としては投薬、注射等を用いた対症療法を一生続ける以外にない。そして、現在効果的な療法としてボツリヌス菌の毒素を精製したうえ、その毒性を弱めた薬品であるボツリヌス毒素を半年ないし1年に一回筋肉注射し、筋緊張を一時的に緩和させるボツリヌス療法があり、原告に対してもこれを実施している。ボツリヌス療法によればジストニアの症状がかなり軽快するが、これを中断すると症状がまた復活する可能性がある。

(四) ところで、ジストニアに関する疫学的調査や研究は日本では非常に立ち遅れている。しかし、アメリカにおける調査結果や日本国内の一部の診療機関で受診した患者を調査したところによると日本にも潜在的なジストニア患者が相当数存在するものとみられる。

2 これに対し、柳澤信夫医師は概ね次のような意見を述べる(乙17ないし22)。

(一) ジストニアには目的運動に際して異常な筋緊張亢進を生じ円滑な動作が妨げられる「動作性ジストニア」と、全身又は身体の一部に持続的筋収縮を生じて奇妙な姿勢や肢位をとる「ジストニア姿勢」とがある。また、ジストニアを原因において大別すると脳に明らかに存在する病変の部分的な症状として生じたり、ヒステリーや職業的なストレスによって生じる「症候性ジストニア」と、ジストニアの症状を呈するものの原因を特定できない「特発性ジストニア」とに分類される。このうち特発性ジストニアでは安静状態にあるときは筋緊張が消失して正常な場合と異ならないが、動作性ジストニアやジストニア姿勢が出現したときに振戦を伴うことがある。

原告には書字その他右上肢による精緻な動作全般における障害が認められるものの、本件疾病が増悪した経過において他の身体部位の障害やジストニアの症状とは見られないような運動障害が出現しておらず、脳の変

性疾患等の存在を窺うことができない。したがって、原告は動作性かつ特発性ジストニアであるといえる。

(二) 一方、ジストニアの発症機序や増悪因子は現在では明らかではないが、ジストニアは脳の大脳基底核及び大脳皮質の機能異常によるものと考えられる。そして、鍛冶職人、旋盤工等非常に長期にわたって過剰に上肢を動かす職業に就いていた者にジストニアの症状が出現することがあるが、このようなジストニアは特に「職業性ジストニア」とよばれ、その症状はある特定の作業をする際のみ出現し、その作業をしない限り消失するのが一般的である。また、ジストニアに罹患している者が特定の作業を反復することによって一時的にその症状が増悪することがあるし、作業の反復によってジストニアが進行する可能性があることを否定することはできない。しかし、この場合でも特定の作業をしない限りジストニアの症状が現れることはない。

この点、原告は書字のみならず右上肢の随意運動全般にジストニアの症状が見られるし、原告の労働量はジストニアを発症させ又は増悪させるほどの作業量とはいえないから、原告の従事していた作業がジストニアの発症を誘因し又は症状を増悪させたとはいえない。

(三) ジストニアは治療によって一時的に症状が改善されるが完全に治癒することはない。治療法としては抗痙縮薬、筋弛緩剤を継続して服用する方法のほかボツリヌス療法があるが、同療法はまだ日本では認可されておらず、実験的な治療法として試みられている段階である。

3 このほか、垣田清人医師及び大谷碧医師はジストニアが中枢神経系の病変であるとしたうえで、吉川検医師及び上村宏医師と同様にジストニアは発症原因が明らかでないし、進行性の疾患であつて肉体的労働が増悪因子であるとは考えにくいから、原告の労働が発症又は増悪に関連したとはいえない旨の意見を述べる(乙7の2,12,13)。

三1 ところで、労災保険法は労働者が労基法75条に定める業務上の疾病に罹患した場合に療養補償給付等の保険給付を行うこととし(労災保険法7条1項、21条1項、2項)、労基法75条1項、2項に基づき労基法施行規則35条別表第1の2において業務上の疾病の範囲が規定されているが、ジストニアは同1号ないし8号に列挙されたいずれの疾病にも該当しない。

これに対し、同9号には「その他業務に起因することの明らかな疾病」と定められているが、この規定は業務に起因する疾病が本来多様であることにかんがみ、業務に起因することが定型的に認められる疾病(同1号ないし8号)には含まれないが個別具体的な検討によって業務に起因すると認められる疾病を包括する趣旨である

と解される。したがって、同1号ないし8号に該当しない疾病であっても当該疾病と業務との間に相当因果関係の存することが証明された場合には同9号に該当すると解するのが相当である。

そして、その相当因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認する程度の高度の蓋然性を証明することであり、その立証の程度は、通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りるというべきである。

2(一) そこで、第四の一に説示した事実によれば、原告は昭和61年4月にトーヨータイヤ京滋販売に入社した後、京都営業所や京都西営業所に出勤すると作業場からの要請に応じて10数キログラムから数十キログラムの重さのある各種タイヤを両腕で地上から約1メートルの高さにまで持ち上げたり、右腕でインパクトレンチやハンマー等の器具を用いたりしてタイヤの交換作業等に従事するなど、その作業量に差はあるものの、ほぼ連日右上肢で重量物を取り扱うことが多かった。また、タイヤ等の重量物を取り扱うかわり営業員として得意先を回り、カーボン紙を重ねた状態の伝票に受注内容を記載するなどの精緻かつ比較的強い筆圧を要する筆記作業を重ねた。このように、全体としてみると原告の右上肢に粗大な出力を要する作業と精緻な運動を要する作業とが混在しており、原告は右上肢に強度の身体的負荷を負っていたといえる。

さらに、原告は平成2年8月以降その当時勤務していた京都営業所において3月、6月、11月における販売促進キャンペーンに伴い40軒を超える得意先を回りタイヤの受注等の営業活動を担当する一方で、冬期にスノータイヤへの交換期を迎えて同営業所におけるタイヤ交換の取扱量が増加したことに伴い、出勤日は毎日平常時を大幅に上回る数のタイヤ取扱作業に就かざるを得なかった。京都営業所では大型自動車のタイヤ取扱作業を分業で行っていて、必ずしも原告が大型タイヤの交換をすべて引き受けていたわけではなかったものの、この時期において原告が右上肢に負っていた負荷は従前に比べてさらに過重なものになったといえることができる。

そして、原告はトーヨータイヤ京滋販売に入社するまでジストニアの症状が見られなかったが、遅くとも京都営業所における約2年間の勤務を経て京都西営業所で勤務していた平成元年1月ころからジストニアを発症し、同営業所から京都営業所へ再び配転されて約1年が経過し、第四の一(四)に説示したとおり営業員としての得意先回りや営業所でのタイヤ取扱作業が増加した平成3年末ころから翌年初めにかけて症状が急速に悪

化したというのである。

(二) ところで、現時点においてジストニアの発症機序は医学的に解明されていない。しかし、ジストニアは大脳基底核の一部における器質的疾患であるとし、その発症を誘発し又は症状を増悪させる因子として罹患筋の過度の使用等を指摘する梶医師の見解が存在する。しかも、ジストニアは同医師が所属する京都大学医学部神経内科において専門的に研究されている分野であるうへ、同医師自身が厚生省の委員としてジストニアに関する研究を委嘱されている事実を窺うことができるのであって(乙12、原告本人)、同医師の見解はジストニアの病理に関する有力な見解であるというべきである。

一方、ジストニアについて柳澤医師はこれを大脳基底核の機能障害であるとし、垣田医師や大谷医師はこれを中枢神経系の疾患であるとしたうへ、いずれもある特定の労働がジストニアの発症を誘発し又は一般的に症状を増悪させる因子であることを否定する(なお、柳澤医師は特定の作業の反復がジストニアを一時的に増悪させる可能性があることを示唆している。)。しかし、柳澤医師の見解は大脳基底核の機能障害が生じる構造や、どのような事情がジストニアの発症を誘発し又はこれを増悪させる因子といえるかという点を必ずしも明確に指摘するものではない。また、垣田医師や大谷医師の見解によってもジストニアがいかなる因子によって発症するかという点が明らかになるものではない。

医学上の知見等に関する前掲の各証拠及び以下に掲げる証拠によれば、我が国においては未だ疫学的な調査研究が不十分であるとはいえ、イギリスにおいてはすでにロンドン王立病院大学神経内科の医師による「局所性ジストニアとしての書痙」と題する論文が「ブレイン」という「歴史的な雑誌」(垣田医師の表現。乙12)に発表され(乙6の1、2)、これが基本的には梶医師の見解及び診断を支持するものと評価できるものであるうへ、梶医師の所属する京都大学医学部神経内科はもともと電気生理やジストニアの研究を専門としており、梶医師自身のアメリカ及び我が国での調査研究結果が集成された「ジストニアとボツリヌス治療」(甲11)の監修者である同神経内科の木村淳教授は世界的にも権威者であると認められるところである。したがって、梶医師のジストニアに関する医学上の知見及び原告についての臨床診断を同教授も支持しているものと推認されるし(乙12)、前記垣田医師、大谷医師、吉川医師、上村医師らの見解は、一定の実験等結果に基づいた科学的な仮説に立った反論ではなく、未だ梶医師らの知見等が医学の研究者、臨床の医師らに周知されるに至らず、したがってこれらが一般的な支持を得るに至っていないことを指摘するに止まるものにすぎないものである。

このように、本件記録中の証拠によって明らかになった現時点での我が国におけるジストニアに関する研究調査等の進捗状況からすると、同疾患に関する何らかの医学上の知見をもっていわゆる医学上の常識又は一般的な知見とすることはまことに困難な状況にあるというほかない。

しかし、ジストニアの症状や確実な治療方法等が研究途上の現状にあることなどにもかんがみると、労災保険法上の疾病と業務との間の相当因果関係の概念を前記のとおり理解するのが相当であり、現時点においては、ジストニアの研究及び臨床診察の専門家であり、世界的な権威者の支持を得ている梶医師の見解がもっとも依拠するに足りるものと評価すべきであり、同医師らの見解に従い、罹患筋の過度の使用がジストニアの発症を誘発するものであり、かつこれが著しく増悪化する原因となりうるものと認めるのが相当である。そして、同医師は、少なくとも原告が平成2年8月から京都営業所で勤務したときにおける作業によって本件疾病が急速に増悪したとするのである。

(三) こうして、原告が京都営業所及び京都西営業所において従事した業務の内容、本件疾病の発症とその経過及びジストニアに関する医学的見解を基に経験則に照らして検討すると、原告がトーヨータイヤ京滋販売に入社した後における右上肢に対する身体的負荷の強い作業によって本件疾病に罹患し、引き続きその作業によって症状が急速に増悪したとの関係を是認しうる程度の高度の蓋然性が立証され、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信をもちうるものであるというに十分である。

特に、原告がトーヨータイヤ京滋販売に入社した後に従事した伝票作成等の筆記事務についていえば、本件記録中の全証拠によっても第四の一に説示した内容よりさらに詳細かつ具体的に同事務の態様やその作業量を認定することは困難であるといわざるを得ないけれども、そのような事情は右に述べた当裁判所の認定判断を左右するものではない。

3 してみると、原告の従事した業務と本件疾病の間には相当因果関係があるものと認めることができる。

#### 第五 結論

以上の次第で、本件疾病が業務上の疾病であるとはいえないことを理由とする本件処分は違法であって、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第3民事部 裁判長 大出 晃之  
裁判官 磯貝 祐一  
裁判官 吉岡 茂之

# OSHA JOSHRC NEWSLETTER

No.12 [NOV 1997]

Japan Occupational Safety and Health Resource Center

M.K. Bldg. 3F, 3-1-3 Mita, Minato-ku, Tokyo Phone 81-3-5232-0182/Fax 81-3-5232-0183  
E-mail joshrc@jca.ox.apc.org Homepage http://www.jca.ox.apc.org/joshrc/

## Vibration disorder in casting plant

by Hiroyuki Kawamoto  
Kanagawa OSHC

The automobile industry has been a leading export industry in Japan. Toyota and Nissan are big names, well known around the world. Another, Isuzu Motors Ltd., is one of the most important truck manufacturers in Japan.

As other companies do, this company has been transferring its production sites overseas and diversifying its procurements. This globalizing strategy is putting many of its subcontracting companies on the brink of closure. Some companies are trying to survive by dismissing employees, while others have closed down. One way or another, many employees end up losing their work, and often with their health damaged by hazardous working conditions.

We present here the case of three victims of a vibration disorder, who were dismissed because their company—subcontractors for Isuzu Motors Ltd—closed down.

They had been working for Sogo Unyu, an in-house subcontracting company of Jidosha Imono, a casting company, which was, in turn, a subcontracting company for Isuzu Motors Ltd. The automobile manufacturer reduced their procurements from Jidosha Imono, which resulted in the shutdown of Sogo Unyu. In December, 1995, the company fired all of its employees, among whom were three vibration disorder victims, Masayoshi Tsuchidate (67), Yositsugu Endo (63) and Masamitsu Kobayashi (43).

They had been engaged in cast finishing operations, including

hammering and grinding with machines, which generated intolerable noise and dust. Additionally they had been working in a factory where the temperature exceeded 50°C during summer. "Some 2000 workers came and left during these several years, although our company required only 7 employees," says Kobashi. Their company was a typical 3D workplace (i.e. dirty, dangerous and difficult).

Vibration disorder victims have traditionally been reported among forestry workers, construction workers, and miners who use vibrating machines. There have been few cases reported among manufacturing workers. The fact that our victims are included among so few cases illustrates the poor environment in which they had been working.

This scarcity of vibration disorder cases in the manufacturing industry is probably explained by another factor: few doctors can identify occupational factors hidden behind the apparent symptoms. Our victims did not receive the relevant diagnosis until they happened to visit Dr. Ryuta Saito, who specializes in occupational diseases. Several years ago Mr. Tsuchidate happened to see Dr. Saito's clinic advertised at a railway station, and visited him. Dr. Saito, one of the organizing members of Kanagawa OSHC, diagnosed him as suffering from vibration disease and informed us of Mr. Tsuchidate's case. Mr. Tsuchidate, however, gave up his claim for official certification as an occupational disease victim at that time, fearing that his company would harass or perhaps fire him. Previously he had been fired after being diagnosed as suffering from pneumoconiosis. Several years after

his first diagnosis as a vibration disease victim, he was dismissed, and then finally decided to seek certification of his illness as occupationally induced.

He visited our office again to discuss his case, along with another six dismissed coworkers. They joined a local labor union to urge their company as well as Jidosha Imono and Isuzu Ltd. to nullify their dismissal and reinstate them. Their efforts—backed by the union—led to compensation payments by the companies, although they could not secure alternative employment. In addition, late in 1996, Mr. Tsuchidate and two other workers filed an application with the Labor Standards Inspection Office (LSIO) for insurance benefits for their vibration disease. In October 1997, the LSIO certified them as official victims of work-related vibration disease. They continue to receive treatment under the government labor insurance scheme. They also plan to claim liability—in some ways at least—of the companies which had neglected to improve their working environment, causing their health to be damaged.

## Discrimination against foreigners of Japanese ancestry

by Yoko Tajima  
Kansai OSHC

In 1990, the Japanese government revised the Immigration Law and decided to grant residence permission to people of Japanese ancestry living in foreign countries. If they are second generation Japanese, they

are allowed to stay here for three years as the "spouses or equivalent" of Japanese. If they are third generation, they are allowed to stay for a year as a "regular resident," and their spouses and children are also allowed to stay for one year, under the same title. Behind the decision is the implicit intention of making workers available for unpopular sectors of industry.

Officially, the Japanese government doesn't admit unskilled foreign workers. A lot of foreigners, however, are working at factories or construction sites or as barmaids after they are admitted to Japan as professional entertainers, students or industrial trainees. Apparently they are more or less favorably accepted as a supplementary labor force by the sectors suffering a labor shortage. It also seems that the government counts on their informal penetration into the labor market. This expectation is typified in a comment made by an official regarding the revised law. He said: "we hope that the revised law will attract young people of Japanese descent to our country." This comment is rooted in the assumption that Japanese descendants will adapt themselves easily to Japanese customs. Early on the government found this assumption to be an illusion. In fact third generation descendants don't share any cultural inheritance from their parents or grandparents, nor understand their grandparent's language.

The government should start by determining whether our country requires foreign workers, and if so we should establish and implement guidelines, irrespective of ancestry.

According to the official statistics, 1,415,136 foreigners were registered here in 1996. About 250,000 of them are Latin Americans, with some 200,000 from Brazil. Most of the Latin Americans are allowed to stay as people of "Japanese ancestry." Although they came here to their ancestors' mother country, encouraged by the revised

immigration law, they found Japanese society unprepared to accept them. As a matter of course, a lot of problems, including housing, customs, language, etc., arose for them around the country. Then there came a lot of brokers who pursue profit by dispatching foreigners to factories. They take a dispatching fee from the employers and a brokering fee from the wages they pay to the workers they dispatch.

This interference by brokers results in reduced or unpaid wages and unfair or illegal withholding of wages, and destabilizes worker-employer relations. Another serious problem is labor accidents. When a dispatched foreign worker suffers a labor accident, his broker, who is his direct employer, is required to report the case to the LSIO and apply for certification as a work-related accident, thereby acquiring insurance cover for the worker.

Officers of the LSIO then visit the workplace, inquire of the broker and his client company about the causes of the accident, and examine accident preventive measures. Fearful that their clients would dislike such investigations and thus lose favour, brokers tend to neglect to report accidents, and what's worse, pay a minimum of compensation to the victims. Companies, in turn, leave such cases to the brokers in an attempt to hide their involvement. Foreign workers, who are generally unfamiliar with the Japanese labor accident compensation system, do not understand the procedures involved, and so are unable to claim their relevant rights.

In principle, the Japanese labor laws, including labor insurance laws, apply to all workers, regardless of their nationality or immigration status. In fact, however, foreign victims are faced with various difficulties and fail to exercise their rights as prescribed in the labor laws. Even foreigners with fingers crushed by a press machine are left without any compensation for lost wages. In recent years more and

more foreigners have been calling or visiting our OSHC offices looking for advice. To resolve these cases, we negotiate with the employers on behalf of the workers, and urge the LSIO's to investigate such cases. Some cases have been brought to court in order to make companies assume responsibility for hazardous working conditions.

The policy adopted by the Japanese government to introduce foreigners into the labor market without securing their rights, not only destabilizes worker-employer relations, but fosters misbehavior on the part of employers by encouraging irregular employment relations. This trend is a significant challenge to all workers. It provides an impetus for all to support our new friends and help them improve their working environment and conditions.

#### To our readers

This is the third edition of our new style English newsletter. We are very encouraged by the many messages we are receiving from readers around the world.

Using a directory supplied by WHIN in England, we have sent out over 800 copies of this newsletter, and we now wish to establish a mailing list. We will of course send the *JOSHRC Newsletter* to all those who have ordered it, and to those organizations which replied to the questionnaire on pneumoconiosis enclosed with the July edition. But we do not see any point in sending a copy to places where nobody reads it. So we request those who do read it and wish to continue to receive a copy, to inform us of your desire to remain on our mailing list. Furthermore, if you know of any place that you think it should be sent to, please let us know (by fax or E-mail if preferred).

## 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒108 東京都港区三田3-1-3 MKビル3階 PHONE(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183  
E-mail joshrc@jca.ax.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/

- 東 京●東京東部労災職業病センター  
〒136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03)3683-9765 /FAX (03)3683-9766
- 東 京●三多摩労災職業病センター  
〒185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423)24-1024 /FAX (0423)24-1024
- 東 京●三多摩労災職業病研究会  
〒185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL (0423)24-1922 /FAX (0423)25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター  
〒230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL (045)573-4289 /FAX (045)575-1948
- 新 潟●財団法人 新潟県安全衛生センター  
〒951 新潟市東堀通2-481 TEL (025)228-2127 /FAX (025)222-0914
- 静 岡●清水地区労センター  
〒424 清水市小柴町2-8 TEL (0543)66-6888 /FAX (0543)66-6889
- 京 都●京都労働安全衛生連絡会議  
〒601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075)691-6191 /FAX (075)691-6145
- 大 阪●関西労働者安全センター  
〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL (06)943-1527 /FAX (06)943-1528
- 兵 庫●尼崎労働者安全衛生センター  
〒660 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06)488-9952 /FAX (06)488-2762
- 兵 庫●関西労災職業病研究会  
〒660 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL (06)488-9952 /FAX (06)488-2762
- 広 島●広島県労働安全衛生センター  
〒732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL (082)264-4110 /FAX (082)264-4110
- 鳥 取●鳥取県労働安全衛生センター  
〒680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857)22-6110 /FAX (0857)37-0090
- 愛 媛●愛媛労働災害職業病対策会議  
〒792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897)34-0209 /FAX (0897)37-1467
- 高 知●財団法人 高知県労働安全衛生センター  
〒780 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL (0888)45-3953 /FAX (0888)45-3953
- 熊 本●熊本県労働安全衛生センター  
〒861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL (096)360-1991 /FAX (096)368-6177
- 大 分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター  
〒870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975)37-7991 /FAX (0975)34-8671
- 宮 崎●旧松尾鉱山被害者の会  
〒883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982)53-9400 /FAX (0982)53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会  
〒102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03)3239-9470 /FAX (03)3264-1432  
(オブザーバー)
- 福 島●福島県労働安全衛生センター  
〒960 福島市船場町1-5 TEL (0245)23-3586 /FAX (0245)23-3587
- 山 口●山口県安全センター  
〒754 山口県小郡郵便局私書箱44号